

第一
部
概
說

第一章 掛川の概要

第一節 掛川の環境

松ヶ岡（注一）と称される旧山崎家住宅（注二）が所在する掛川市は、静岡県西部の遠州地方に位置し、東を御前崎市・菊川市・島田市、西を袋井市・森町に接し、東方に牧之原台地、南方は遠州灘に面する。この遠州地方は温暖な地域だが、近年では夏に浜松市で四〇度を超える気温が観測された。また年間を通じて西風が吹き、特に冬季は「遠州のからっ風」と呼ばれる西風が非常に強く、最大風速は秒速二〇メートル以上となる。

市の北方には八高山、東方には粟ヶ岳、中央には小笠山が東西に隆起し、その北側には太田川水系原野谷川の支流である二級河川の逆川が流れる。この逆川は東方の粟ヶ岳を源とし、掛川の中心部を蛇行しながら西へ流れる延長約二四キロメートルの川で、袋井市広岡で本流である原野谷川に合流する。流路の一部は周辺の河川とは逆向きで南東から北西方向へ流れ、また洪水時には原野谷川の水が逆流するので「逆さ川」に由来するといわれている。

逆川は川底が深く、支川である倉真川・垂木川・新知川などの落差が大きいため、「懸川」「崖川」と呼ばれた。また蛇行が激しく水害が多い逆川は、堤を決壊させることから「缺けた川」・「欠川」と呼ばれ、掛川の地名の由来となったと伝えられている。

掛川は、古くから東海道の宿場町および掛川城を拠点とする城下町として発展した。江戸時代、徳川家康は国内の主要な交通路として五街道の整備をはかり、江戸と京都を結ぶ東海道を重要視し、江戸日本橋から京都三条大橋に至る五三カ所の宿場町を設けた。古来、東海道は名所旧跡が多く、浮世絵や俳句・

和歌の題材に取り上げられている。そのうち掛川市には日坂宿・掛川宿がおかれた。現在でもルートの相違があるとはいえ、東名高速道路・新東名高速道路・東海道新幹線・東海道本線が日本の大動脈として交通の役割を担っている。

掛川宿は表町八町（新町・木町（喜町）・仁藤町・連雀町・中町・西町・下俣町・十九首町）、裏町四町（塩町・肴町・紺屋



図 1-2、掛川市地図

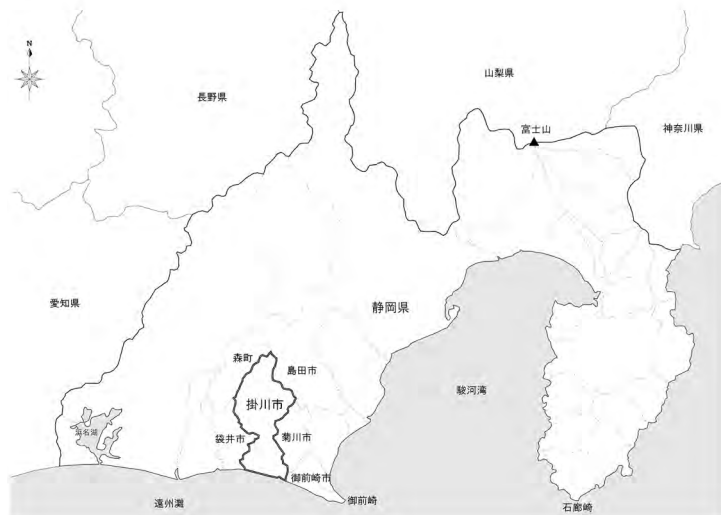


図 1-1、静岡県地図

町・研屋町）、横町一町（瓦町）の一三町で構成されていた。これらの地名は現在でも住所や自治区名などとして残っている。

掛川宿は相良（現牧之原市）から秋葉山（現浜松市天竜区春野町）を経て、信濃国へ通じる塩の道が交差する宿場でもあった。塩の道は、江戸期になると秋葉参詣のひとつである秋葉街道とも呼ばれ、歌川広重の「東海道五十三次」にも秋葉街道が分岐する大池橋より仰いだ秋葉山や秋葉道入口の大鳥居が描かれている。

秋葉山には火防の神である秋葉大権現の後身である秋葉山本宮秋葉神社があり、秋葉山は同神社の俗称ともなっている。火を伏せるという秋葉信仰は江戸期から盛んになった。関東から伊勢参りや西国巡礼に行く人々は、掛川から森町を経て秋葉山へ参拝し東海道に合流した。また集落ごとに講を組んで交代で参拝する秋葉講も組織された。このように火防の神である秋葉山への信仰の背景には火災が影響している。江戸期には宿場町や城下町が各地にできて都市化が進み、防火の必要性が高くなったからである。明治以前は秋葉大権現として秋葉社と秋葉寺が存在する両部習合神道であったが、明治初期の神仏分離・廃仏毀釈によって神社と寺院に分離された。現在は秋葉山山頂に秋葉神社上社があり、中腹に曹洞宗の秋葉寺がある。

ちなみに、東京の秋葉原の地名はこの秋葉山に由来する。明治二年（一八六九）の火災後にできた火除地（現秋葉原）に、明治三年（一八七〇）、明治天皇の勅命で皇居内の紅葉山から鎮火三神を勧請して鎮火社が創建された。しかし東京では江戸期以来火防の神としての秋葉権現が信仰を集めていたことから、鎮火社にも秋葉権現が祀られると人々が誤解して「秋葉社」・「秋葉様」・「秋葉さん」と呼び、火除地を「秋葉の原」・「秋葉つ原」となり秋葉原という地名となった。

掛川は天正一八年（一五八〇）から慶長五年（一六〇〇）まで山内一豊が治

めていたため、高知県高知市とはゆかりがある。かつては掛川から土佐高知へ移住した山内一豊の家臣が居を構えたことに由来して、高知市のはりまや橋付近に「掛川町」が存在したが、現在では「はりまや町」となっている。

また高知市内には、山内一豊が建立した「掛川神社」も現存する。この「掛川神社」は、山内一豊が高知城へ入城した際、掛川城の北東である鬼門の方角にあった龍尾神社を高知城の鬼門である北東に勧請したものであり、掛川に因んで命名されたといわれている。



図 1-3、旧山崎家住宅位置図



2、東海道五拾三次掛川（狂歌入）



1、東海道五拾三次掛川（保永堂版）



4、鳶屋版 東海道廿六 懸川



3、東海道五十三次かけ川（行書版）

図 1-4、浮世絵にみる掛川

『ふるさと発見 第7集 掛川の浮世絵版画』より引用

掛川を描いたもので、大池橋・秋葉神社鳥居・常夜灯が描かれている

第二節 掛川の歴史

掛川城は、今川氏の一族である朝比奈氏が文明年間（一四六九〜一四八七）に築き、その後石川氏が城代を務めたものを、豊臣秀吉の直臣で近江長浜城主であった山内一豊が移封入城し、天正一八年（一五九〇）以降大幅な拡張を実施し、石垣・瓦葺の建築物・天守など近世城郭として整備したものである。

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いの後、徳川陣営に加担した掛川城主であった山内一豊は、土佐一国を与えられ高知城に移転し、掛川城には徳川家康の異父弟である松平定勝・定行が入城した。以降、安藤直次、松平定綱、朝倉宣正、青山幸成、松平忠重・忠俱、本多忠義、松平忠晴、北条氏重、井伊直好・直武・直朝・直矩、松平忠喬、小笠原長熙・長庸・長恭と多くの譜代大名が掛川城主として入城したが、最終的に延享三年（一七四六）から明治元年（一八六八）まで掛川を治めたのは、上野館林から移転した清和源氏の流れを汲む太田氏であった。

太田氏は掛川に移封し、初代資俊から七代資美まで約一二〇年にわたり掛川を治めた。太田氏の初代掛川城主である資俊は享保五年（一七二〇）生、元文五年（一七四〇）に先代の資晴の死により相続し、旧領である館林城を賜った。延享三年（一七四六）九月、館林城から掛川城に移封し、宝暦一〇年（一七六〇）寺社奉行となる。同一三年、四四歳で没。

二代藩主資愛は元文四年（一七三九）生、宝暦一三年（一七六三）に家督を継ぎ、明和五年（一七六八）奏者番、安永四年（一七七五）寺社奉行、天明元年（一七八一）若年寄、寛政元年（一七八九）京都所司代、同五年老中に就任したが、文化二年（一八〇五）没。以降、三代資順・四代資言と続き、五代資始は近江宮川藩主堀田正毅三男で、文化七年（一八一〇）資言の娘婿として養子

相続した。文政元年（一八一八）奏者番、同五年寺社奉行、同一一年大坂城代、天保二年（一八三二）京都所司代、同五年老中、慶応三年（一八六七）没。

六代資功すけかつは文政一〇年（一八二七）生、天保一二年（一八四一）父親である資始が老中を辞し隠居したときに家督を継ぎ、弘化四年（一八四七）奏者番、嘉永三年（一八五〇）寺社奉行、文久二年（一八六二）没。

七代資美は嘉永七年（一八五四）生、文久二年に家督を継いだ。神奈川と江戸の警備にあたり明治元年（一八六八）駿府城守衛、その後新政府の命で上京し同年九月領国を上総に移され、翌二年版籍奉還後華族となり柴山藩知事、同四年藩名を松尾と改めたが廃藩置県、同九年宮中祇候、同一七年子爵となり大正二年（一九一三）没。

明治元年、明治維新によって掛川藩は駿府藩領に編入された。同四年八月、廃藩置県により静岡県に属したが同年一二月には浜松県に転属、同九年（一八七六）に静岡県と浜松県が合併し以降は静岡県に属する。同二年（一八八九）町村制施行により旧山崎家住宅が所在する南西郷は佐野郡掛川町に属したが、同二年（一八九五）南西郷は周辺地域と合併し西南郷村となった。

昭和二六年、掛川町・西南郷村などが合併し掛川町となり、同二九年掛川町が周辺の村々を編入し掛川市となり、さらに平成一七年旧掛川市が南部の大東町・大須賀町と合併し、新掛川市となり現在に至っている。

なお掛川市には、掛川城御殿（注三）・旧遠江国報徳社公会堂（大日本報徳社大講堂）（注四）が国指定重要文化財として、高天神城跡（注五）・横須賀城跡（注六）・和田岡古墳群（注七）が国指定史跡として指定されている。

山崎家は掛川藩の御用達を務めたことから、太田家との関係が深い（第二章第一節参照）。



図 1-5、遠州掛川城絵図（正保年間） 国立公文書館デジタルアーカイブ

第三節 宿場町・城下町としての掛川

東海道は、古代駅制では遠江に五駅が設置され、掛川には横尾駅がおかれた。横尾の位置は掛川城東側の城内周辺と推測されている。一〇世紀以降になると古代駅制は衰退し、横尾駅も同様の運命をたどった。中世鎌倉期以降になると、横尾の代わりに懸川（掛川）がその名で内外に使われるようになり、小夜の中山・菊川・山口今宿等交通の発達に伴い宿駅も各地に成立した（注八）。

近世江戸期には、幕府が主要な交通路として五街道の整備を行い、江戸と京都を結ぶ東海道を重要視し、江戸日本橋から京都三条大橋に至り五三カ所の宿場町を設けた。遠江には金谷宿・日坂宿・掛川宿・袋井宿・見附宿・浜松宿・舞坂宿・新居宿・白須賀宿が設けられ、掛川には日坂宿・掛川宿がおかれた。

城下町としての掛川の起源は、応永年間（一三九四～一四二八）に今川氏の重臣朝比奈氏が遠江支配の拠点として、現在の掛川城から北東へ五〇〇メートルほどの位置にある子角山に掛川古城を築いたことに始まる。文明年間（一四六九～一四八七）には、同じく朝比奈氏が逆川北側の龍頭山に新城を築いた。これが現在の位置にあたる。天正一八年（一五九〇）豊臣秀吉が天下統一すると徳川家康は関東へ移され、直臣で近江長浜城主であった山内一豊が掛川城に入り、大規模な工事を行い天守を含めた近世城郭として整備した。慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いの後、山内一豊は土佐に移封され、掛川城には徳川家康の異父弟松平定勝が入城した。宿場町としての形成は、城下町としての掛川とともに発展した。

掛川城は、南東の大手門が東海道につながり、城の東・北・西に侍屋敷・足軽屋敷が配置され、逆川を挟んだ南側には東海道に沿って城下町が東西に通じ、これを囲むように総構えの堀が造られた（注九）。

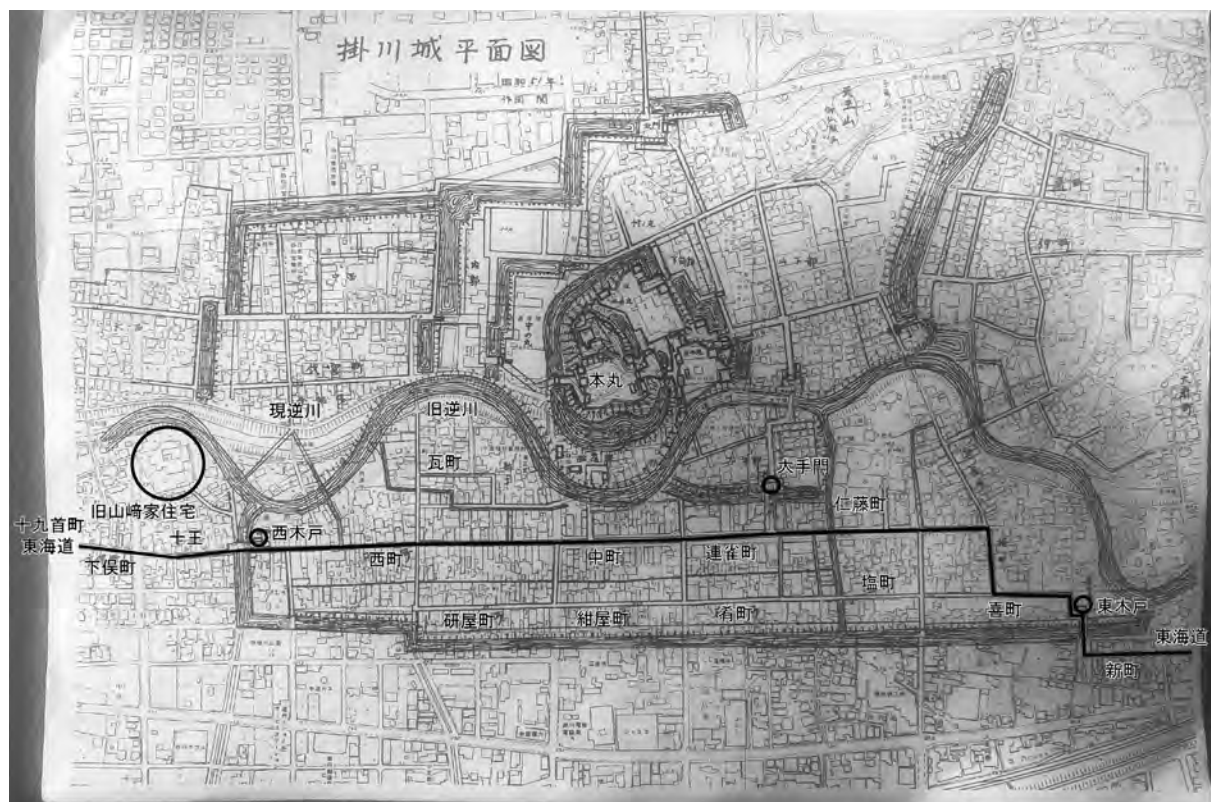


図 1-6、掛川城平面図 『図録 掛川城』より引用
昭和 51 年に筆者関七郎氏が掛川市地図に城内・総堀（境堀）・逆川を加筆したもの
※町名・東海道・河川名は本報告書執筆者が加筆

掛川宿は、慶長六年（一六〇一）松平定勝が城主のときに宿駅に指定され、八町で構成されていた。この町数は明治二年（一八六九）には表町八町（東から新町・木町（喜町）・仁藤町・連雀町・中町・西町・下俣町・十九首町）、裏町四町（東から塩町・肴町・紺屋町・研屋町）、横町一町（瓦町）と一三町の規模に拡張されている。東海道につながる通行人の取締りや物資の流出を監視する番所としての木戸は、東口は新町境、西口は西町境におかれた。東海道につながる大手門の脇には大手門番所が設けられ、また火除けの空地とともに本陣を構えた。新町を通る東海道は鍵ノ手に曲折するいわゆる七曲りで、東海道南の裏通りは、紺屋町・研屋町という町家であった。

宿場の中心は旅籠が並ぶ連雀町・中町で、中町には本陣と問屋場がおかれた。高札場があった木町（喜町）・仁藤町あたりは防御としての枳形であった。町家は東海道の南に紺屋町・研屋町等があった。このように掛川には城下町と宿場町の二つの機能があったため、幕府と掛川藩によって二重管理された。

第四節 掛川の災害

第一項 安政東海地震

嘉永七年（安政元年 一八五四）一月四日、遠州灘を震源とする推定マグニチュード八・四（掛川震度七）の大地震が掛川を襲った。いわゆる安政東海地震である。

掛川城では天守の三階部分が潰れ、天守台の北東の石垣が崩壊（図一七）し、その他門・櫓・堀などに甚大な被害がみられた。掛川城の被害については『遠江国掛川城地震之節損所之覚図』（図一八参照）によって幕府に報告されてい

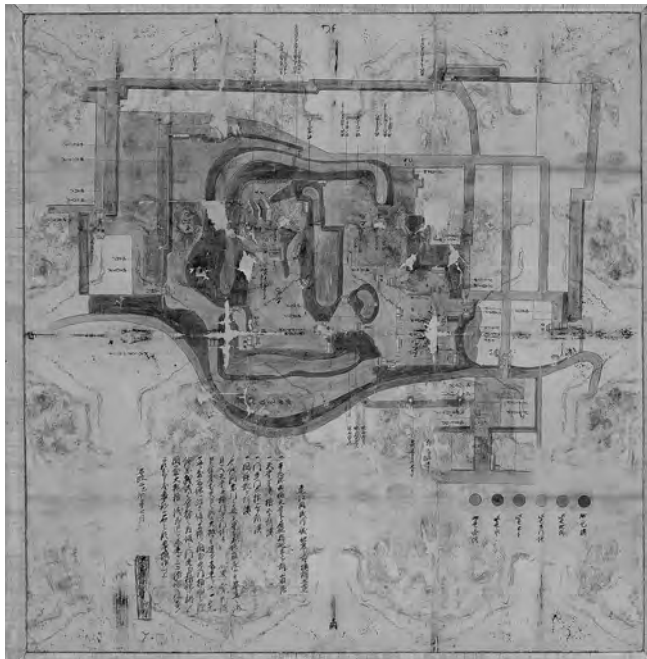


図 1-8、『遠江国掛川城地震之節損所之覚図』
掛川市蔵

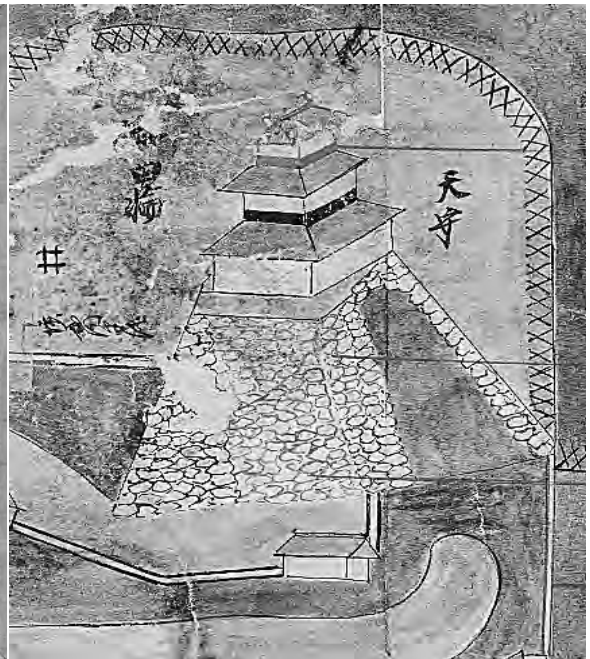


図 1-7、『遠江国掛川城地震之節損所之覚図』
天守台部分

る。掛川城御殿も倒壊したが、この絵図には描かれていない。幕府は武備を目的とする建物の建築と修理には制限を設けていたが、御殿は非戦闘目的の建物なので報告する必要がなかったものと考えられている。掛川城御殿・櫓・門などは復旧されたが、天守は基礎となる石垣からの破損なので再建されることなく明治二年（一八六九）廃城となった。現在の掛川城天守閣は、平成六年に木造で再建されたものである。なお山崎家は、この地震によって被害を受けた城内の建物の修理費の一部を工面している（第二章第一節第七項参照）。

掛川宿の被害に関しては『実録 安政大地震』^{（注一〇）}に詳しい。要約すると、宿内の家々はほとんどが倒壊し、地面には亀裂が発生し、窪地では泥水が噴出した。地震の発生が午前九時過ぎだったため、カマドに火が残っていた家が多く、町家の七箇所から一斉に出火した。火は南西の烈風に煽られて燃え広がり、翌朝四時ころに鎮火した（図一・九一参照）。宿内一三町の庄屋の連名で提出された「焼失潰家軒数其外取調書上帳」には、総町家数一一六軒のうち焼失五九六軒、潰家三七四軒とあり、その他厩・土蔵・寺院なども被害を受けている。宿内の町別で見ると、新町・下俣町・研屋町・瓦町で家屋の九〇パーセント以上が倒壊、十九首町・木町（喜町）・仁藤町・連雀町・塩町・肴町・中町では八〇パーセント以上の家が消失している。旧山崎家住宅の主屋は、この安政東海地震後の安政三年（一八五六）に建てられたことが棟札により確認されている。

第二項 昭和東南海地震

昭和十九年（一九四四）、熊野灘を震源とするマグニチュード七・九の大地震が掛川を襲った。掛川西隣りの袋井町（現袋井市）では、地震後の調査により最大震度七と推定された地域もあった。また榛原郡御前崎村（現御前崎市）では震度六を観測している。旧掛川町の被害は掛川で戸数二一九六戸に対し全壊

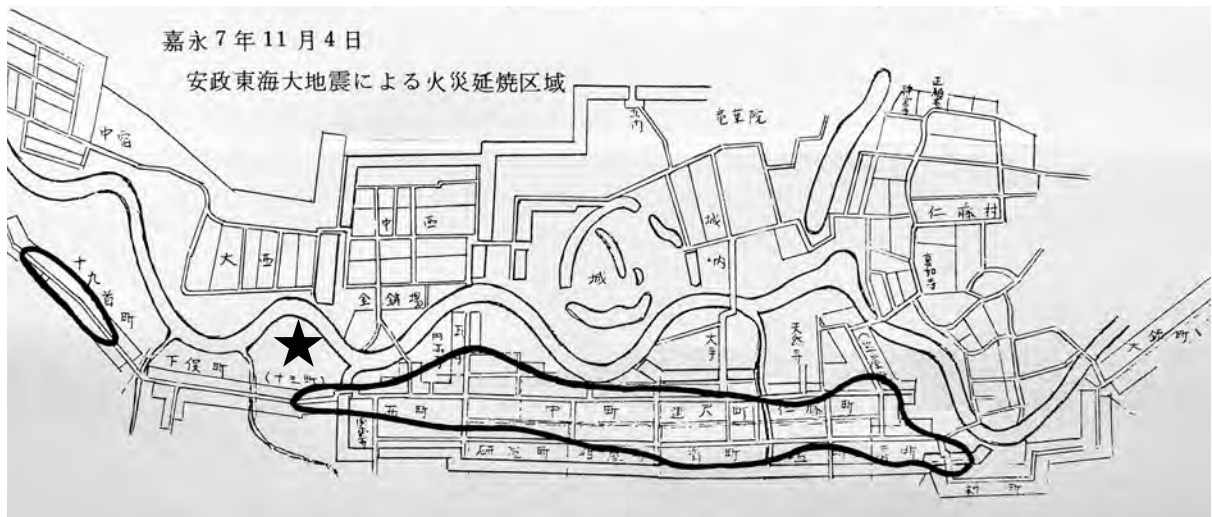
七四戸・半壊二五七戸、大池で戸数五一八戸に対し全壊四戸・半壊一一三戸、南郷で戸数一六五戸に対し全壊一一戸・半壊二三戸であった^{（注一一）}。地震発生が太平洋戦争中ということで、軍によって被害状況が伏せられたため詳細は不明で、旧山崎家住宅の被害状況についての史料は発見されていない。

なお旧山崎家住宅主屋竣工後のマグニチュード六以上の地震としては、明治二四年（一八九一）の濃尾地震（推定マグニチュード八・〇、掛川稍烈※震度五）、大正一二年（一九二二）関東大震災（推定マグニチュード七・九、浜松震度五）、昭和五年（一九三〇）の北伊豆地震（マグニチュード七・三）、昭和一〇年（一九三五）静岡地震（マグニチュード六・四）などがあげられる。

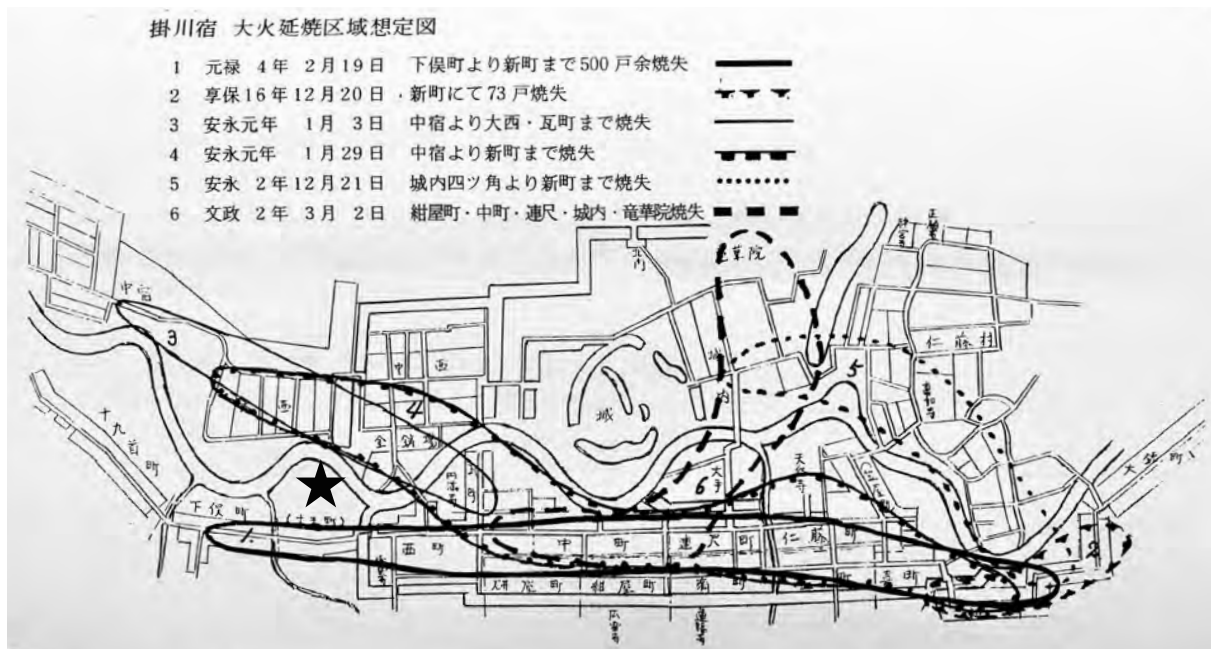
第三項 掛川の火災

掛川宿の大火の記録に関しては『史料に見る東海大地震』^{（注一二）}に詳しい。宿場町時代から明治三三年（一九〇〇）までの火災の記録が延焼範囲図（図一・九）としてまとめられている。掛川宿の大火を年代別にみると次のようになる。

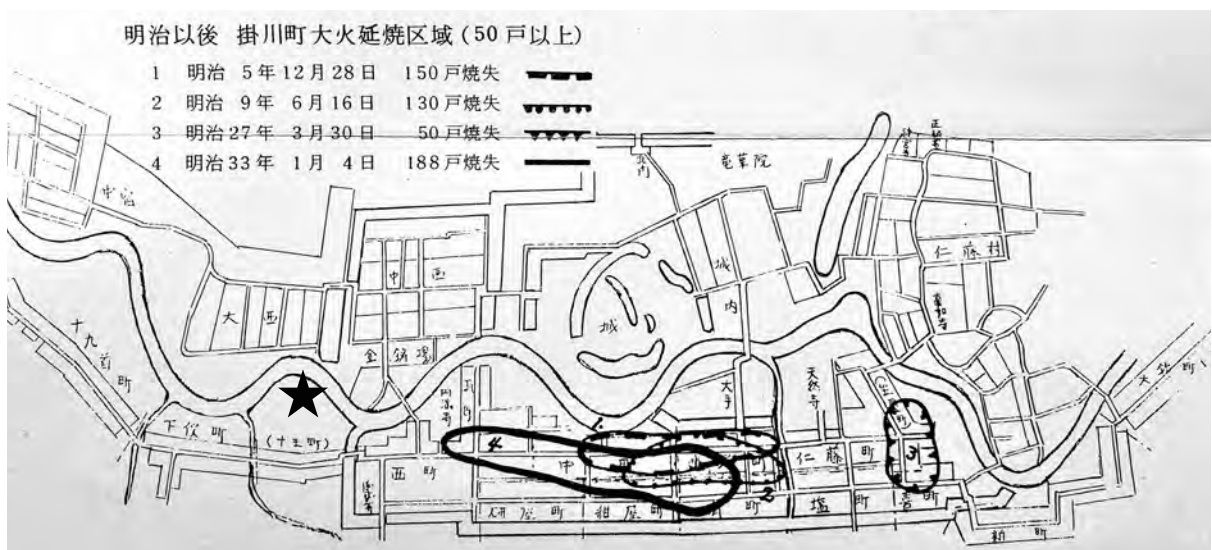
- 承応三年（一六五四）二月二日 掛川宿町家六〇余軒焼失
- 元禄四年（一六九一）二月一日 下俣町より出火、新町まで残らず焼失
- 享保一六年（一七三二）二月二〇日 新町より出火、七三軒焼失
- 安永元年（一七七二）一月三日 中宿大西より出火、瓦町宗林寺類焼
 - 一月二九日 中宿より出火、新町まで焼ける
- 安永二年（一七七三）二月二日 掛川城四ツ角より出火
- 文化一四年（一八一七）一月一〇日 下俣町より出火
- 文政二年（一八一九）三月二日 町家より出火、紺屋町・中町・連雀町焼失
- 天保六年（一八三五）中町より出火、駅中過半類焼
- 嘉永七年（一八五四）一月四日 安政地震の地震火災により出火



1、安政東海地震による火災延焼区域図



2、宿場町時代の大火延焼区域想定図



3、明治以後の大火延焼区域想定図

図 1-9 掛川宿大火延焼区域想定図 『史料に見る東海大地震』より引用

★は加筆した旧山崎家住宅の位置を示す

明治五年（一八七二）二月二八日 町家より出火、中町・連雀町焼失

明治九年（一八七六）六月一六日 町家より出火、中町・連雀町焼失

明治二十七年（一八九四）三月三〇日 連雀町より出火、横町木町（喜町）延焼

明治三十三年（一九〇〇）一月四日 西町より出火、西町・中町・連雀町類焼

火災発生時がほぼ冬季に集中していることがわかる。掛川は、冬季には「遠州のからつ風」と呼ばれる西からの風が非常に強い地域である。この風の影響により、火災の範囲が拡大したことが窺える。山崎家はこの火災を懸念して、嘉永四年（一八五一）に西町から更に西側の十王町（現在位置）へ移転している（第二章第一節第十四項参照）。

（注 一） 旧山崎家住宅は、掛川では松ヶ岡と称されている。本報告書では「松ヶ岡」とするが、引用・抜粋した資料や史料で「松ヶ丘」

または「松が丘」を用いているものは訂正せず使用した。

（注 二） 山崎家の「崎」は戸籍上では「立」の「山崎」であるが、引用・抜粋した資料や史料には「大」の「山崎」を用いているものもある。本報告書では「山崎」とするが、引用・抜粋した資料や史料で「山崎」を用いているものは訂正せず使用した。

（注 三） 掛川城御殿 重要文化財

棟札二枚 附指定

指定年月日 一九八〇・〇一・二六（昭和五五・〇一・二六）

太田氏五万石の掛川城二の丸の御殿で、嘉永七年の地震で倒壊したあと再建された。城郭附属の御殿建築として、全国的にも数少ない遺例であり、広間、書院の主要部だけでなく、小書院や諸役

所までほぼ全体が残っているのは珍しい。

国指定文化財等データベースより

（注 四） 旧遠江国報徳社公会堂（大日本報徳社大講堂） 重要文化財

指定年月日 二〇〇九・〇六・三〇（平成二一・〇六・三〇）

旧遠江国報徳社公会堂は、掛川城の北東に、二宮尊徳の教えを体系化した報徳思想を普及・啓蒙する中心拠点として建設された。明治三五年七月に着工し、同年一〇月一〇日上棟、翌三六年四月五日に竣工した。（中略）

わが国近代における大規模で特徴ある形式をもつ和風集会施設として重要である。 国指定文化財等データベースより

（注 五） 高天神城跡 史跡

指定年月日 一九七五・一〇・一六（昭和五〇・一〇・一六）

追加年月日 二〇〇七・〇二・〇六（平成一九・〇二・〇六）

高天神城は応永二三年（一四一六）上杉禅秀の乱に際し、鎌倉公方を支援した今川氏が築いたものとされるが、永禄年間には徳川氏に帰属し、西上を策す武田方と相對峙した。天正二年（一五七四）に、武田勝頼が攻略・開城させ、以後、徳川方と数次にわたる合戦が行なわれたが、天正九年（一五八二）、織田信長の支援を得た徳川家康勢の包圍攻撃を受けて落城した。

城は東海道掛川の南一キロメートルにある鶴翁山（標高一三〇メートル）に築かれたが、現在も東峰の本丸跡など主要郭の跡や空堀等を見ることが出来る。諏訪原城跡と並んで、戦国期の過程を理解する上で逸することのできない遺跡であり、中世山城の遺構としても秀れたものがある。（中略）平成一〇年度に基本整備計画が策定され、継続的に発掘調査が実施されている。今回、南

(注 六)

に延びる尾根を分断する大規模な堀切が存在する部分や山裾部のうち、条件の整った部分について追加指定をし保護の万全を期そうとするものである。 国指定文化財等データベースより

横須賀城跡 史跡

指定年月日 一九八一・〇五・〇八(昭和五六・〇五・〇八)

小笠丘陵末端が遠州灘におちていく大須賀町横須賀に横須賀城がある。天正三年(一五七五)長篠合戦の勝利をうけて、同六年、

(注 七)

和岡岡古墳群 史跡

指定年月日 一九九六・〇三・二九(平成八・〇三・二九)

高天神城奪還を企図した徳川家康(当時浜松城に在城)が部将大

(注 八)

『静岡県歴史の道 東海道 (別冊) 歴史の道探訪 静岡県東海道マップ』編集 静岡県教育委員会文化課 平成六年三月三十一日

須賀康高に命じて築城したものである。選ばれた地は小高い丘陵

(注 九)

『図録 掛川城』関七郎 昭和五五年五月二〇日改訂

とその山麓の砂丘であり、西進すれば浜松、東進すれば相良に至る街道に面している。また現在は陸地化しているが、かつては海

(注 一〇)

『実録 安政大地震 その日静岡県は』 門村浩・松田馨余・高橋博 昭和五八年四月一六日初版発行

に直結する内湖に南面していたことが古絵図によって判明する。そのような水陸交通の要地を選び、北西約二キロの高天神城の喉

(注 一一)

『静岡県地震災害史』静岡県地震対策課 昭和六三年二月

元を扼したものである。

(注 一二)

『史料に見る東海大地震 遠州地方の被害と実態 (上)』 関七郎 昭和五二年一月初版発行

大須賀康高以降、大須賀忠政、渡瀬繁詮(豊臣秀吉家臣)、有馬豊氏(同上)が城主となり、関ヶ原役以後大須賀忠政が六万石で再入部し近世横須賀藩が成立した。以後松平氏、井上氏、本多氏、西尾氏と城主の変遷をみて二万五千石の城として廃藩置県に至った。

遺構としては丘陵上の天守台、本丸、西の丸、北の丸、松尾山、砂丘上の二の丸、三の丸、また松尾山北東の大空濠がよく残っている。また城郭の北、西、南を画する堀跡があり、埋立がなされたところもあるが、玉石積の石垣遺構がよく残り、また隠し堀といわれる舟入状の堀跡は、入江に面し横須賀港をおさえていた横須賀城の特色をよく示している。

第二章 旧山崎家住宅の概要

第一節 山崎家の概要

山崎家の概要については、『掛川市史』・『掛川藩御用達 御三家物語』^(注一)・『松ヶ丘山崎家略譜稿本』^(注二)・『松ヶ岡山崎家の今昔』^(注三)に詳しい。

第一項 概要

山崎家初代才兵衛は、江戸中期に旧伊達方村寺ヶ谷（現掛川市伊達方）の旧家山崎弥左衛門から分家し、掛川宿西寄りの西町に出店、油商から身を興し山崎家の繁栄の基礎を築いた。二代から七代までは万右衛門を襲名し、西万（西町の万右衛門）または山万（山崎家の万右衛門）の屋号を称した。

掛川藩の御用達として物品納入や金子の貸付けをし、苗字帯刀を許され藩政に関わり掛川藩校の設立にも貢献した。安政四年（一八五七）には御家来並右筆となり、それまでの五人扶持から二五人扶持となった。明治維新の後、旧掛川藩の負債整理に参加、近隣の田畑や山林を取得し、静岡県下有数の富豪に成長した。江戸期に掛川藩の御用商人となった山崎家は、後世同じ掛川藩内にあった松本家・鳥井家とともに掛川御三家とよばれた。

明治以降は私財を投じ、インフラ整備など掛川の近代化に貢献したが、昭和三年、拠点を関東に移し、屋敷の維持管理を近隣に居住していた横山茂氏に託した。横山茂氏は同年から私財を投じて部分的な修理や改造を行いつつながら、宗教活動の拠点として旧山崎家住宅の維持管理を継続していたが、平成になり山崎家が敷地および建物売却の意思を示し、平成二四年に市が購入、平成二八年掛川市指定有形文化財となり現在に至っている。

なお、明治十一年（一八七八）明治天皇の北陸東海両道御巡行の際、山崎家住宅の主屋を行在所として使用され、昭和八年（一九三三）史跡に指定されたが、昭和二三年に明治天皇関係史跡（明治天皇聖跡）は指定解除されている。

第二項 初代 才兵衛

山崎家の初代才兵衛は、江戸時代中期に旧伊達方村寺ヶ谷（現掛川市伊達方）の旧家山崎弥左衛門から分家し、現在の掛川市立東山口小学校周辺に油商として出店した。交通量の多い東海道に面した店舗であったが、油商という商売柄客の出入りも少なく利益が上がらないことから、元文年間（一七三六〜四一）に人口の多い掛川宿の西町へ転出した。これが幸いし商売も軌道に乗り、蠟燭などの商品を手広く扱い山崎家繁栄の礎を築いた。

第三項 二代 万右衛門

二代万右衛門は、宝暦五年（一七五五）、初代才兵衛の死によって家督を継いだ。初代才兵衛譲りの商才をいかし、当時同町内の豪商村松龜右衛門に匹敵した。掛川宿の人々は、村松龜右衛門を西龜（西町の龜右衛門）、二代万右衛門を西万（西町の万右衛門）と称した。

文化一〇年（一八一三）に四代万右衛門が掛川藩から御用達を申付けられた「覚」が『掛川城略年譜未定稿』に所収されている『松ヶ岡文書』に伝えられている。『掛川市史 中巻』の七七〇頁に記載されている「覚」を抜粋する。

覚

右御用達申付之

祖父以来御用向出精相勤候ニ付苗字御免被成下之以上

西町 万 右 衛 門

閏十一月廿五日

この「覚」は掛川藩が四代万右衛門に御用達を申付けたものである。「祖父以来御用向出精相勤候ニ付」とあり、四代万右衛門の祖父は二代万右衛門なので、二代万右衛門のころから御用向として掛川藩太田家との繋がりがあったことを表している。

第四項 三代 万右衛門

三代万右衛門は寛延三年（一七五〇）の生まれで、二代万右衛門が明和六年（一七六九）に没したのをうけ家督を継いだ。『松ヶ丘山崎家略譜稿本』に、「家産弥々増大し正に当地名族を以つて称せらる。従つて当代旺んに諸侯の御用を弁したるものゝ如し。」とあり、二代万右衛門で述べた「覚」にあるように初代から続く商売を継承し、その財力が掛川藩太田家に認められていたことが想像できる。

第五項 四代 万右衛門（旭・儀一・農園・以善堂）

四代万右衛門は安永三年（一七七四）の生まれで、名を旭、晩年は儀一といひ、農園または以善堂と号し、寛政一〇年（一七九八）三代万右衛門が没した翌年に家督を継いだ。

四代万右衛門は、三代万右衛門が手掛けた山崎家の「遺家訓」を完成させた。家訓は上下で構成され事細かく制定されているので、ここではその表題を抜粋する。『松ヶ丘山崎家略譜稿本』によると、「山崎家か累代の当主何れも伝統的に同一の信念を堅持して克く勤に克く儉に、而かも専心公益を図るを以て務とせしこと即ち自家の遺家訓を遵奉したる結果ならずんばならず。惟ふに該家訓たるや昔に山崎家の一家訓に止まらずして、広く一般の人生訓なること論を俟たず。」とあり、四代万右衛門以降掛川の発展に尽力した山崎家の伝統は、この「遺家訓」を基としている。

家訓上

- 一 主人心掛之事
- 一 婦人心得之事
- 一 夫婦父母につかゆる事并淫祀一切致間敷事
- 一 小児育方之事
- 一 兄弟心得之事并別家心得之事
- 一 暖簾内心得之事
- 一 衣食住心得之事
- 一 酒色之事に耽り身を亡す事
- 一 并三味線長唄之類其身の禍になる事
- 一 博奕賭之諸勝負決して致間敷事
- 一 学問心得之事

家訓下

- 一 御領主様御恩并親先祖の恩片時も忘れ間敷事
- 一 御家中之御方様へ対し敬ひを尽し可申事
- 一 仮初にも無礼仕間敷事
- 一 高利を取強欲を致す間敷事
- 一 附御大名様方并御旗本様へ御出入之事
- 一 商売向心得の事
- 一 帳合商ひ一切致間敷候事
- 一 近在村方取持の田地取扱之事
- 一 諸親類又は近隣并町内之人其外格別懇意の人へ対し心得の事
- 一 祝儀仏事心得の事
- 一 不幸并葬式之心得之事
- 一 先祖遺命の事

四代万右衛門のときに掛川藩から申付けられた「覚」は先に述べたが、太田家々請『資順公記』の文化五年（一八〇八）には、

西町 村松亀右衛門

右は去夏御借財向皆引請候以来は御用向別而繁多ニ勤、御借財向も出精相働一段之事ニ候、依之伴九人に苗字帯刀御免被成下御用之節は同人義も可差出候依而は御城内御家中木覆相用候儀も不苦候

二藤町 源右衛門

木町 半助

西町 万右衛門

右同断ニ付苗字帯刀御免被成下

倉真村 佐平次

伊達方村 九朗左衛門

右御借財向出精相勤候付、苗字御免被成下

とある。「西町 万右衛門」は四代万右衛門のことで、「木町 半助」は先に述べた鳥井家の当主である。

その他にも『掛川市史 中巻』七七一頁に記載されている袴田銀蔵の史料には、

覚

一 御家中ニ罷出候節ハ帯刀可致事

但町在出歩行候節ハ勝手次第ノ事

一 妻子着服右筆格ハ右筆、普請奉行格ハ普請奉行、妻子同様ノ事

…中略…

一 正月御家中並松飾致不苦候事 以上

とあるので、四代万右衛門の時代、文化一〇年（一八一三）に苗字帯刀を許されたことが窺える。また『掛川市史 中巻』七七一頁に記載されている袴田銀蔵の史料によると、城中・家中等へ出るときは帯刀して出るべきである。町や村を歩くときは帯刀をしなくてもよい。服装は妻子を含めて右筆格か右筆、または普請奉行格か普請奉行と同じでよい。正月の松飾も、藩の家臣団と同じでよいと定められており、苗字帯刀を許されたからには、服装や格式を重んじるようにと通達されている。

四代万右衛門は、掛川藩二代藩主太田資愛が召し抱えた松崎慊堂とともに、文化二年（一八〇五）に開校された掛川藩校の設立、掛川偕楽園の開園、『掛川誌稿』^{（注四）}の編纂にも関わり、経済的援助を行った。

掛川偕楽園は文化二年（一八〇五）三代掛川藩主資順によって小笠山に造園された庭園である。『掛川誌稿 全翻刻』^{（注五）}の六八頁には「御茶屋嶺偕楽園」と題し、

「小笠山ノ通路ノ東ニ突兀タル山ヲ御茶屋嶺ト云、永禄十二年、神祖今川氏真ヲ討玉フ時、此ニ御旗ヲ立ラレシ所ナリ、御茶屋嶺ノ麓、山形深鬱、溪流迂曲ニシテ、臺アリ、坡アリ、飛泉アリ、清池アリ、文化二年、先君大悟候、聽治ノ暇、其幽邃ヲ愛シ玉ヒテ、草ヲ焼キ竹ヲ刈リ、碧潭ニ臨テ小亭ヲ建テ、手ツカラ其門ニ題シテ偕楽園ト号ス、其來ル者ハ尊卑貴賤ヲ論セス、逍遙スル事ヲ聽サル、是遍ク臣民ヲ隔サル微意ナリ、然シテ其地固一株ノ花木ナシ、先君嘗テ此ヲ以テ憾トナシ玉フ、園就ルニ及ヘハ、數百株ノ花樹、溪水ヲ夾テ開キ、香數里ニ聞ユ、是皆民庶ノ移シ栽ル所ナリ、此一端ヲ以テ其德化ノ封内ニ覃フモノ知ヘシ、」

と記されている。『掛川私考 ふるさとを見直そう！』^{（注六）}に解説されているので要約する。文化二年（一八〇五）掛川藩主太田資順が小笠山の小笠神社への祈雨祈願参詣の帰途、鷹搏嶺^{たかづちのみね}を廻り、現在の陣場峠の麓を通過したとき、



図 2-1、水戸借楽園記念碑拓本 掛川市蔵

その一帯の景観に魅了され、政務の暇をみてはその地を整備し、家屋を建て『借楽園』と名付けた。ここへ来るものは身分の差は無く、掛川の領民誰もが拒まれることはなかった。多くの領民が草木類を植え、その香りが広く薫り、武士はもとより百姓町人の憩いの広場であった。

茨城県の常磐公園（水戸借楽園）^{（注七）}は、水戸九代藩主徳川斉昭が領民と楽しむため、天保一三年（一八四二）に造園された庭園である。それより三〇年以上前に造園された掛川借楽園だが、天保年間（一八三〇～一八四三）に閉園された。閉園の理由は不明だが、天保の大飢饉が影響していると考えられる。近年旧山崎家住宅から水戸借楽園記念碑拓本が発見された。なぜ旧山崎家住宅に所蔵されていたのかは不明である。

このように四代万右衛門は江戸期掛川の歴史・文化・教育の発展にも貢献した、近世山崎家を代表する人物であった。

第六項 五代 万右衛門（儀一・祝蔵・才兵衛・居敬）

五代万右衛門は文化五年（一八〇八）、四代万右衛門の長男として生まれ、名を儀一、通称祝蔵、晩年は才兵衛と称し、居敬と号した。文政五年（一八二二）四代万右衛門の隠居にともなうて家督を継いだ。当主となった後も、四代万右衛門の指導を受け、文政九年（一八二六）には結縁寺へ通じる道路や小笠山への道路の開拓を行った。いまままで西町にあった店舗を十王町高屋敷に移し、天保二年（一八三一）には掛川の特産品である葛布を商売に取り入れ、葛布問屋として山崎家の発展に貢献し、掛川藩主五代資始から御紋服を拝領した。

『掛川藩御用達 御三家物語』四〇頁に、「横須賀藩より一〇人扶持、彦根藩より一八人扶持、田中藩より五人扶持を頂いていることは、四代目晨園程に行かないまでも、各藩との付き合いも引き続き精力的に行った証であります。」とあるので、四代万右衛門のころからの山崎家の繁栄を窺える。五代万右衛門は天保三年（一八三二）二四歳の若さで没した。

第七項 六代 万右衛門（才兵衛・知盈）

六代万右衛門は文化八年（一八一）、四代万右衛門の次男として生まれ、通称は才兵衛、後に知盈と号した。天保三年（一八三二）兄である五代万右衛門が没したことにより家督を継いだ。

『掛川市史 中巻』に、現在でいう長者番付が「当国持丸集名前附 評判競」という題名で嘉永元年（一八四八）に発行されている。「佐野郡掛川宿 山崎萬右衛門」の名が小結としてあげられている^{（注八）}。山崎家の財力を示す史料のひとつである。ちなみに前頭にある「佐野郡掛川宿 松本市右衛門」は掛川御三家のひとつである。

六代万右衛門は、弘化年間に新たな屋敷を建てるため敷地を十王裏（現在地）通称瓦屋敷に求め、嘉永元年（一八四八）着工、同四年（一八五二）に新築し

た本宅が完成し、それまでの西町から移転した（同章同節第一四項参照）。しかし嘉永七年一月四日（安政元年一八五四年二月二三日）、遠州灘を震源とする推定マグニチュード八・四の安政東海地震（第一章第四節第一項）が発生した。

嘉永四年（一八五二）に完成した山崎家の建物も相当な損壊を受けたと想像できるが、史料がなく詳細は不明である。ただし『掛川藩御用達 御三家物語』四一頁に「耐震性も考えて、小屋組と云う梁など縦横に張り巡らせた頑丈な骨組みの本宅を建て直し、（以下略）」とあるので、半壊もしくは全壊の被害を受け建て直したのであろう。六代万右衛門は安政三年（一八五六）、主屋の新築に着手している。この建物が現在の旧山崎家住宅の主屋である。詳細は第二部で述べる。

『掛川市史 中巻』七七三頁に安政四年一〇月として、

覚

元五人扶持

一式拾五人扶持

右御家来並右筆格御取扱被成下御扶持方式拾五人扶持被下之 以上

十月

とあり、今まで五人扶持であったのを二五人扶持に増えられ、身分も「御家来並右筆格」として処遇するといふものであった。

『掛川藩御用達 御三家物語』四一頁に「嘉永四年正月には掛川藩内飢饉に際して施米を一五〇軒の困窮者施し、翌年には五〇〇両を差し出して、（以下略）」とあり、さらに安政東海地震で損壊した掛川城および城内の修理に関し、安政二年（一八五五）六代目万右衛門は率先して城郭の修理費を工面し、

掛川藩御用達仲間と御普請金一〇〇〇両を捻出しました。山崎家は一七五両と最も高額の出資をしています（一〇〇両以上五家のみ）。そして一月十五日落成式を迎えています。この時山崎家は紋付羽織を戴いております。（中略）また同時に藤枝の田中藩には、災害修復と軍備拡張等の諸事情を勘案して冥加金三〇〇両を差上げ、一三人扶持を賜っています。」とある。

掛川城御殿の棟札には安政二年（一八五五）十一月の年号^{（注九）}があるので、六代万右衛門は自分の家よりも先に掛川城御殿の修復に携わったことがわかる。先に述べた飢饉に際しての施米や、地震で損壊した城内の建物に出資したことが、掛川藩太田家から認められての増徴であると考えられる。

掛川藩の御用達のみならず前述した藤枝の田中藩本多氏への出資のほか、横須賀藩西尾氏・浜松藩井上氏などの近隣諸大名や、内藤・松平・青山らの旗本、また中泉代官所・葦山代官所などの金子御用を務めるなど、活発な活動を行っていた。

第八項 七代 万右衛門（徳治郎・子常）

七代万右衛門は、六代万右衛門の長男として天保十一年（一八四〇）に生まれ、名を徳治郎（史料によっては徳次郎）といい、子常と号した。安政五年（一八五八）六代万右衛門の隠居によって、一八歳で家督を継いだ。

万延元年（一八六〇）掛川宿民が米価高騰で困窮した際、六代万右衛門とともに掛川宿民二七〇軒、八二三人に一三〇両の献金を行っている。

元治元年（一八六四）には、当時横須賀藩内にある弁財天川河川敷に資金を投じ、新田開発を行っている^{（注一〇）}。その面積は六町五反二畝（約六五ヘクタール）で「万右衛門新田」とよばれていた。

明治元年（一八六八）掛川藩主太田資美は千葉芝山へ転封となり、掛川藩の負債を御用達仲間と引継ぎ、山崎家はその代償として水田三六町歩・畑一一町

歩・山林一町歩余りを入手し、これを耕作する小作人は約三二〇人であったとされている。また油・蠟燭・葛布などの商品を売買しながら土地投資によっても利益をもつて、静岡県内各地の森林や近隣田畑の購入にあて、明治維新の動乱期を乗り切った。『松ヶ丘山崎家略譜稿本』には「明治最初の国会開設第一回総選挙で直接国税納入名簿を見ると、静岡県内では国税額地価第一位は駿河の堀垣称せし者一〇万円余、第二位が山崎家で八万数千円の高額納税者：」とあり、『静岡県農地制度改革誌』には、山崎家の耕地は江戸時代四七町歩、明治一〇年（一八七七）九四町歩、同四〇年（一九〇七）一七三町歩、昭和二〇年の農地改革前後は七六・九町歩であったことが記載されている。

掛川藩に出仕する明治維新前の家臣の家格・家禄について記した、明治二年（一八六九）の『旧藩士格祿附藩士姓名並家祿高』には「御用達」の項に「五人扶持 内五人口ハ永代 格式右筆 山崎萬右衛門」とあり、「一〇人扶持 格式右筆 鳥井半助」・「一七人扶持 格式普請奉行 松本市右衛門」と続いている。ここに掛川藩御用達であった山崎家・鳥井家・松本家三家の名が記載されていて、江戸後期の山崎家は御三家の中でも筆頭であったことがわかる。

第九項 八代 千三郎

八代千三郎は七代徳治郎の弟として安政二年（一八五五）に生まれた。明治三年（一八七〇）三〇歳で隠居した七代徳治郎の後を継ぎ、一五歳で当主となり、明治三二年（一八八九）の町村制配布とともに、初代掛川町長となった。千三郎は掛川の近代化に向け、多額の私財を投じ、さまざまなインフラ整備に取り組んだが、明治二九年（一八九六）、四一歳でこの世を去った。千三郎が関わった主なものは、年表としてみると次のようになる。

明治十一年（一八七八）

貯蓄結社「掛川厚生社」設立

明治十三年（一八八〇）

「掛川銀行」設立

明治十四年（一八八一）

「茶再生工場」を建設、海外へ茶を輸出

明治十九年（一八八六）

「東海道鉄道線路之儀ニ付上申」を静岡県知事 関口隆吉に提出

明治二十年（一八八七）

「森・掛川街道」を開設

明治二十一年（一八八八）

大井川の水を南部の穀倉地帯へ供給するため、

「大井川疎水」の計画と測量

明治二十二年（一八八九）

初代掛川町長就任

明治二十五年（一八九二）

「青田坂トンネル」掘削

明治二十八年（一八九五）

「掛川鉄道株式会社創立願」を通信大臣へ提出

製茶事業への貢献 明治五年（一八七二）横浜に茶再生工場を建設し海外貿易

を成功させ、同八年（一八七五）遠州地域の良質茶の生産に乗り出した。同一

三年（一八八〇）には英国より汽船を購入し千三郎が株主になって「鴻益丸運

輸会社」を設立、同一四年（一八八一）遠州一円の業者と協力し「製茶直輸会

社」を設立、五〇万円の資金を投じ横浜から茶再生工場を静岡に移し、清水港

から海外輸出を行った。

金融事業への貢献 明治一一年（一八七八）産業資金のため貯蓄結社である「掛

川厚生社」を設立、翌年には浜松に「資産貸付所」本店を、掛川に支店を設け

三、〇〇〇円を援助し大株主となった。明治一三年（一八八〇）には後の静岡

銀行につながる「掛川銀行」を設立し、掛川御三家である松本家二、〇〇〇株・

鳥井家一、〇〇〇株を抑え三、〇〇〇株の筆頭株主となり、千三郎自ら掛川銀

行頭取として経営に携わった。

道路事業への貢献 明治一〇年（一八七七）北遠二俣森地域の森林資源や物資

を掛川に運ぶ信州街道の造成に乗り出し、さらに南部の穀倉地帯から掛川に物

資を搬入するため、青田山の山越え車道の整備を行い、掛川の発展に大きく貢献した。

明治二五年（一八九二）には青田山の交通を更に改善するため、「青田坂隧道工事組合」を設立、県議会がトンネルを掘るという千三郎の提案を認め、同二八年（一九九五）に完成した（図二二）。

鉄道事業への貢献

明治五年（一八七二）新橋〜横浜間に鉄道を敷設した明治政府は、明治一六年（一八八三）東京〜大阪間に鉄道を敷設する計画を立てた。そのルートとして東海道案と中山道案が検討されたが、明治一九年（一八八六）東海道案が採用され、静岡〜浜松間は海岸沿いに鉄道を敷設することとなった。これに反対したのが千三郎であった。海岸沿いより旧宿場通りに鉄道を通したほうが人口・産業・政治・経済などの点から有利であることを、明治一九年「東海道鉄道線路之儀ニ付上申」として静岡県知事関口隆吉に提出した。賛同者の氏名が『掛川市史 下巻』五四二頁に記載されており「山崎千三郎」の他「松本直三郎」・「鳥井半次郎」とあり、ここにも江戸期から掛川藩と関係の深い御三家が名を連ねている。

明治二〇年（一八八七）東海道線静岡〜浜松間は宿駅ルートに決定し、同二年（一八八九）東海道線が開通し掛川駅も開業した。同年千三郎は資金一〇万円を出資し、掛川駅に集まる物資・貨物の利便性を図る事業を始めるため「掛川運輸会社」を設立、さらに「東海道委託社」を立ち上げた。

明治二八年（一九九五）千三郎は他一五名と北遠二俣森地域の森林資源や物資を鉄道輸送する目的で、「掛川鉄道株式会社創立願」を通信大臣白根専一に願ひ出した。『掛川市史 下巻』五一頁によると、「山崎千三郎」は三〇〇株で筆頭株主となっており、他に「松本義一郎」が二〇〇株、「鳥井半次郎」が一〇〇株となっている。

水道事業への貢献 明治二〇年（一八八七）、千三郎は水源の少ない掛川地域

に大井川から水を引くため、七代徳治郎・松本義一郎・鳥井半次郎とともに「疎水工事測量願」を静岡県知事関口隆吉に提出した。同二一年（一八八八）千三郎は大学院工学士である小山友直を自宅に招き、大井川の水を掛川に流す計画を立て

「疎水測量記録」を開始、さらに「大井河（ママ）疎水工事計画書」が作成された。同二二年（一八八九）には「大井川疎水計画図」が完成し報告会も開かれたが、これ以上進展することは叶わなかった。しかし昭和四七年「大井川右岸用水」計画が立ち上がり、千三郎らが作成した「大



図 2-3、大井川疎水計画図
『掛川市史 下巻』より引用



図 2-2、青田坂隧道

井川疎水計画図」(図二二三)が利用され、ルートとの差異はあるが当時の測量技術が実証されている。

明治十一年(一八七八)明治天皇北陸東海御巡幸の際、山崎家の主屋が行在所として使用された(同章第二節参照)。この時の当主が千三郎である。

このように、八代千三郎は掛川の近代化に大きく貢献した、近代の山崎家と掛川を代表する人物である。

第一〇項 九代 淳一郎

九代淳一郎は明治一六年(一八八三)生まれで、八代千三郎が明治二九年(一八九六)四一歳で没したことを受け、若千一四歳で当主となった。八代千三郎の甥である寛次郎が、淳一郎の後見人として山崎家の財産管理を担った。

淳一郎は、明治三十三年(一九〇〇)から五年にわたり行われた信州街道の再改修工事に一一、七〇〇円の寄付をし、小笠郡郡長から感謝状を受けている。

また、明治四一年(一九〇八)掛川郵便局に電話事務室を設け、その事業開始のために一二二円の寄付をし、静岡県知事から木杯を受けている。

大正元年(一九一三)淳一郎は、磐田郡見付の男爵赤松則良の娘である浪江と結婚し、翌年には長男の健太郎が生まれている。しかし大正二年(一九一三)淳一郎は三一歳の若さで没し、浪江とは離縁となった。

第一一項 一〇代 健太郎

一〇代健太郎は大正二年(一九一三)生まれで、父である九代淳一郎が没したことにより当主となった。健太郎は生後四カ月であったため、後見人は九代淳一郎の弟である源助(周五郎・順一郎)が務め、叔父である山崎寛次郎が山崎家の財産管理を行った。

大正期には掛川でも米騒動が起こり、米価が一石あたり三三円と二年前の五

倍となり、民衆は食料不足と困窮に瀕した。『松ヶ丘山崎家略譜稿本』によると、

静岡県小笠郡掛川町 山崎健太郎

大正七年米価騰貴ノ際救済ノ為玄米百五拾俵金六千五拾円寄付ス依テ金杯壹個ヲ賜フ

大正八年二月十日

賞勳局総裁 正四位勲二等伯爵 児玉秀雄

大正九年

掛川小学校へ奨学資金トシテ 金壹万円ヲ寄附ス

感謝状

本校々舎増築ト共ニ内容改善ニ際シ篤志ヲ以テオルガン壹基寄附セラレ幸ニ設備ノ被必具ヲ得タルハ欣喜ニ堪エサル所ナリ貴下各位ノ高志ハ永遠不朽ニ其高誉ヲ伝フヘク茲ニ謹デ感謝ノ意ヲ表ス

大正十四年六月

掛川高等裁縫女学校長鬼頭壽満

山崎健太郎殿

松本義一郎殿

鳥井俊三郎殿

とあり、大正一〇年(一九二二)の掛川上水道完成時に一三、五〇〇円の寄付を行うなど、掛川の食糧不足と困窮の救済および水不足対策に大きく貢献した。

また学校教育の振興にも貢献し、さらに同年発生した関東大震災にも一万円

の寄付を行い、救済の一助を担った。近代でも山崎・松本・鳥井御三家の財力を窺わせる。

昭和十七年（一九四二）、健太郎は袴田銀蔵に『松ヶ丘山崎家略譜稿本』の作成を依頼している（同章注二参照）。

第二項 一一代 良太郎

一一代良太郎氏は昭和十六年（一九四一）生まれで、父健太郎の後を継ぎ平成二一年に当主となった。戦後の厳しい時代を乗り越えたが、昭和三十一年山崎家は拠点を開東に移した。そのとき一〇代健太郎が山崎家の敷地家屋の管理を託したのが近隣に居住していた横山茂氏である。横山茂氏は昭和三十一年から私財を投じて部分的な修理や模様替えを行いつつながら、多くの方の協力も得て旧山崎家住宅の維持管理を継続していたが、平成になり山崎家が売却の意向を示した。取り壊してマンションを建てる計画が持ち上がったが、掛川市民の要望により平成二四年に掛川市が土地を購入し、同二八年掛川市指定有形文化財となり現在に至っている。

『掛川地方史研究 第二号』（注一）に、帯金徹雄氏が「山崎千三郎宅保存に関する誓約書」と題して掲載している。内容は、掛川市長および教育委員会教育長と旧山崎家住宅の保存に関する面談の様子で、当時掛川地方史研究会会長であった岡本春一氏から、当時の掛川市長の松井三郎氏への請願書（注二）が掲載されている。

請願書の日付が平成二二年、一〇代健太郎が没した翌年であり、掛川市が旧山崎家住宅を取得したのが平成二四年なので、市の早急な対応が窺える。また請願書にある年老いた管理者とは、昭和三十一年山崎家が開東へ拠点を移した際、管理を頼まれた横山茂氏である。なによりも、掛川地方史研究会という地元の研究会からの請願書であり、市が旧山崎家住宅を取得して以降、市民ボランテ

ィアである「松ヶ岡を愛する会」（注三）によって建物と庭の維持が行われ、旧山崎家住宅の歴史を調査している「以善会」（注四）によって、市と市民が共同して維持保存を行ってきた経緯が窺える。

第三項 寛次郎

寛次郎は明治元年（一八六八）七代万右衛門徳治郎の長男として生まれたが、家督を叔父の千三郎に譲り学業に専念した。学業を志しながらも、九代淳一郎の後見人を務め、一〇代健太郎の時代には山崎家の財産管理を担った。

明治十二年（一八七九）冀北^{きびく}学舎（現静岡県立掛川西高等学校の前身）に学び、同一五年に上京し坪内逍遙の下宿に同居、同一八年（一八八五）東京帝国大学法学部政治学科に入学、同二二年（一八八九）同大学院で経済学を専攻し、同二四年（一八九一）ドイツへ私費留学しハレ・ベルリン・ライプツィヒの三大学で学んだ。

帰国後、帝国大学工科大学の講師となり、明治三〇年（一八九七）東京高等商業学校（現一橋大学）の教授、同三五年（一九〇二）東京帝国大学法科助教授法学博士、同三九年（一九〇六）東京帝国大学法科教授となった。大正八年（一九一九）東京帝国大学に経済学部が新設されると、貨幣論・銀行論を担当し、経済学部長に就任した。

大正一五年（一九二六）東宮職御用係となり、皇室で国際金融問題の講義を行い、昭和四年（一九二九）東京帝国大学名誉教授となり、同一八年（一九四三）日本金融学会初代理事長に就任した。同二〇年（一九四五）没。

大正六年（一九一七）勲三等瑞宝章、同一三年（一九二四）旭日中綬章勲二等、昭和四年正三位に叙せられた。

代数	氏名	名(号)	続柄	生 没	隠居	享年	備 考
1	才兵衛	—	不明	生年不明～宝暦5年（1755）没	—	不明	伊達方村寺ヶ谷山崎弥左衛門より分家東山口に出店、その後、掛川城下西町に移り店舗を構える
2	万右衛門	不明	初代長男	正徳2年（1712）生～明和6年（1769）没	—	57	2代のころから掛川藩の御用向を命じられたとされる
3	万右衛門	不明	2代目長男	寛延3年（1750）生～寛政10年（1798）没	—	48	山崎家家訓の作成を始める
4	山崎万右衛門	旭儀一（農園）（以善堂）	3代目長男	安永3年頃（1774）生～文政12年（1829）没	文政6年（1823）	55	掛川藩御用達 苗字帯刀を許され藩政に参画 山崎家家訓完成 掛川藩校の設立・掛川借楽園の開園・掛川誌稿の編纂に経済的援助
5	山崎万右衛門	儀一祝蔵才兵衛（居敬）	4代目長男	文化5年（1808）生～天保3年（1832）没	—	24	西町より十王町高屋敷に新店営業葛布問屋として興隆
6	山崎万右衛門	才兵衛（知盈）	4代目二男	文化8年（1811）生～慶應2年（1866）没	安政5年（1858）	55	屋敷を西町から十王裏に移し「松ヶ岡」と称される 「御家来並右筆」として土分
7	山崎万右衛門	徳治郎（子常）	6代目長男	天保11年（1840）生～明治33年（1900）没	明治3年（1870）	60	維新改革にて旧藩負債整理に参与 明治11～16年資産貸付所掛川分所頭取
—	山崎覚次郎	—	7代目長男	明治元年（1868）生～昭和20年（1945）没	—	77	9代目山崎淳一郎の後見人 東京帝国大学卒、経済学者 東京帝国大学名誉教授 東宮職御用掛
8	山崎千三郎	—	6代目三男	安政2年（1855）生～明治29年（1896）没	—	41	掛川銀行設立、茶再生工場の建設 掛川鉄道設立、森・掛川街道開設 大井川疎水の計画と測量 東海道線掛川開通に関与
9	山崎淳一郎	—	8代目長男	明治16年（1883）生～大正2年（1913）没	—	30	信州街道改修工事寄付 電話事業への寄付 男爵赤松則良の娘浪江と結婚
10	山崎健太郎	—	9代目長男	大正2年（1913）生～平成22年（2010）没	—	97	掛川上水道工事に寄付 掛川高等女学院・掛川中学校への寄付など学校教育振興に貢献 『松ヶ丘山崎家略譜稿本』の作成を袴田銀蔵に依頼
11	山崎良太郎	—	10代目長男	昭和16年（1941）生～	—	—	

図 2-4、山崎家当主一覧表

『松ヶ丘山崎家略譜稿本』・『松ヶ岡山崎家の今昔』を参考に作成

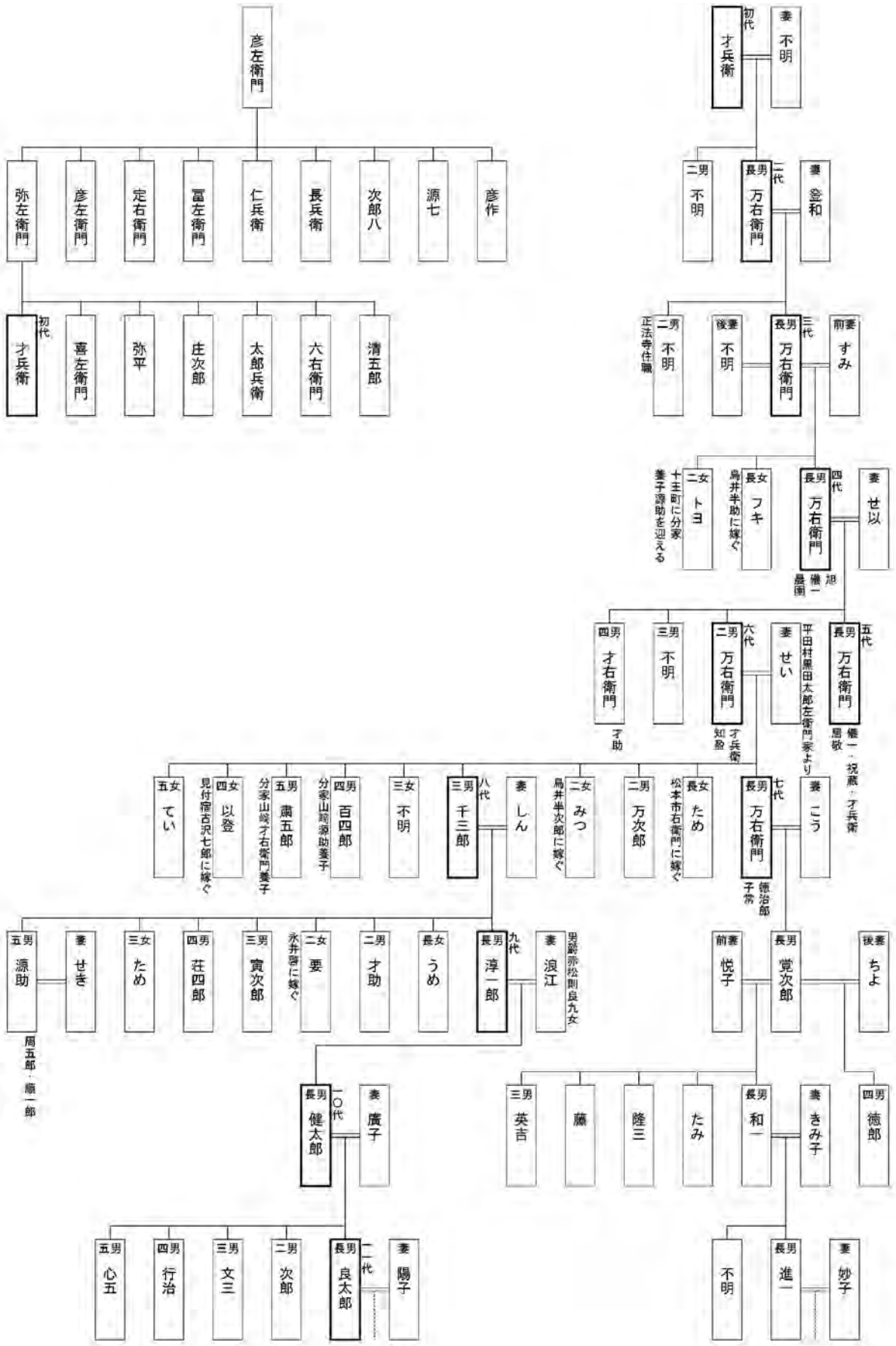


図 2-5、山崎家系図 『松ヶ丘山崎家略譜稿本』・『松ヶ岡山崎家の今昔』を参考に作成
11代良太郎氏の弟文三氏に内容確認をいただいた

第一四項 西町から移転の経緯

旧山崎家住宅は、西町西端の西口番所の十王町北側に位置する。十王町は西町西端の一角で、西町内十王町となる。西町から十王への移転の経緯に関して『松ヶ丘山崎家略譜稿本』に「読み下し文」が掲載されており、「以善会」がまとめているので要約する（原文は第四章第一節第一項参照）。

「読み下し文」

恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候

西町山崎万右衛門儀これまでの居屋敷出火等の節不都合の儀もこれあり、この度、同町北裏南西郷村地内二十六の坪の内、瓦師善次跡屋敷へ家作りつかまつりたき旨、然る所居屋敷地に相成るべく分の内、右瓦師屋敷地分中畑一畝四歩、屋敷二畝十四歩、この分米合わせて四斗地、並びに大工屋敷分三畝四歩、この分米三斗九升八合六勺、桶師屋敷分二畝十九歩、上畑一畝四歩、この分米合わせて四斗三升二合九勺の地所、いずれも前々より居屋敷下し置かれ猶々ありがたく所持つかまつり居り、尤も当時渡世勝手のため外にて住居仕り候に付き、右は万右衛門同村の内持地の分と永に地替えの儀、村役人中始め私共へ証文これ有り、前書瓦師屋敷分は、七の坪にて上畑四畝六歩の内十八歩九分、この分米五升四勺、九の坪にて上畑二畝歩、この分米一斗六升、同坪にて中畑四畝歩の内二畝二十一歩二分五厘、この分米一斗八升九合六勺、合わせ高四斗地、桶師屋敷の分は、七の坪にて屋敷一畝四歩、この分米一斗四升七合三勺、同坪にて上畑四畝六歩の内三畝十七歩一分、この分米二斗八升五合六勺、合わせ高四斗三升二合九勺の地、大工屋敷の分は、二十七の坪にて中田一反五畝歩の内三畝九歩六分六厘、この分米三斗九升八合六勺の地、右の場所にて譲り渡し相なり候えば、私共に於いても勝手都合も宜しき儀内談相整ひ候に付き、右万右衛門よりも願ひ奉るべく候間、この段私共一同願ひ上げ奉り候、願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候わば、一統有

り難き仕合せに存じ奉り候、以上

弘化四（丁未）年五月 当時下俣町住居

大工職

清三郎[㊦]

当時二藤町内之内

笠屋町住居

桶師職

藤右衛門[㊦]

当時新村地内

二瀬川住居

瓦師

善次[㊦]

差出人は大工・桶師・瓦師の三人で、万右衛門と土地交換の許しを請う文書であり、交換する土地の広さと石高が記されている。宛名が記載されていないが、掛川藩に提出された文書の写しと推測される。弘化四年（一八四七）五月の日付があるので、文頭にある「西町山崎万右衛門」は六代万右衛門である。瓦師である善次に関しては『掛川誌稿 全翻刻』三一頁に、

「屋瓦 南西郷村ニ瓦師善治ト云モノ有り、宅地四斗二合三勺、城主代々諸役免許ナリ、大工頭土屋五四郎ノ支配タル事、紺屋甚太夫ニ同シ、昔ハ瓦町ニ居リシユエ、町ノ名ニナリシカ、土ヲ取ルニ宜シカラネハ、今ノ地ニ移リシモノト見ヘタリ、」

とあり、『山武市郷土史料集一六 掛川藩から松尾藩へ 近世編』一一六頁（注一五）には、

「弘化元辰年（注略）同四未年 正月十一日 一瓦師善作土払底二付、南西郷村

方大池村江引移候事」

とある。南西郷村で瓦屋を営んでいた善次（治）は、材料となる土の不足により弘化四年（一八四七）正月に大池村へ移っていたことが窺える。旧山崎家住宅の土地は、掛川では通称「瓦屋敷」と呼ばれているので瓦師善次の土地であったことがわかる。

『山武市郷土史料集一六 掛川藩から松尾藩へ 近世編』一一二頁に、

「弘化二巳年 一月一八日 一御家来並山崎万右衛門、御用地拝借家建替申度願」

とある。「御家来並山崎万右衛門」・「御用地拝借」とあることから、苗字帯刀を許され、二五人扶持を賜る掛川藩の一家来として、家を建替えるために藩の土地を借りる願い書と考えられる。

同じく一一三頁に、

「弘化四未年 八月二七日 一山崎万右衛門屋敷南西郷村地所借受建家致度願」

とあるので、おそらく弘化二年の願い書は藩から断られたのであろう。その後「読み下し文」にあるよう、弘化四年五月に、大工・桶師・瓦師の三人の連名で土地交換の願いが出され、同年八月二七日にも、六代万右衛門から借り受けた土地に家を建てる願いが出されたものと考えられる。

六代万右衛門は、火災の際不都合があるため土地交換を行った経緯が窺える。

『小笠原侯時代城図の部分』（図二六）には、現在旧山崎家住宅が建つ場所には、「瓦師」と記載されている。西町の北側に瓦町があり、『図録 掛川城』^{〔註〕}

〔二〕によると、瓦町は掛川城の瓦師を集めた職人町であったが、後に宿場外の新町南側に東瓦師、西町十王町北側に西瓦師として移した。西瓦師は更に掛川西側の大池村二瀬川に移り、嘉永四年（一八五二）この西瓦師の土地にそれまで西町に住んでいた山崎家が移転することになった。

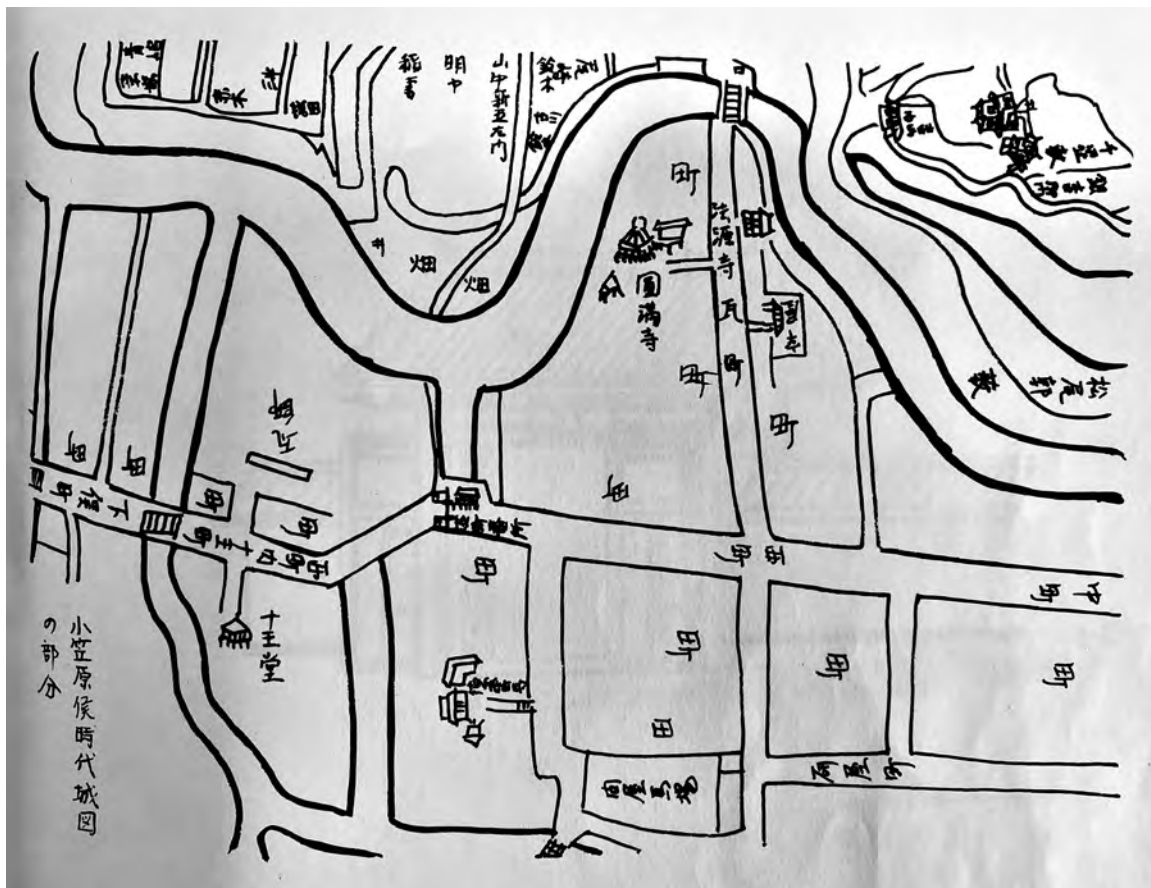


図 2-6、小笠原侯時代城図の部分 『図録 掛川城』より引用

第五項 松ヶ岡

旧山崎家住宅は、掛川では「松ヶ岡」と呼ばれている。この「松ヶ岡」とは宅地号である。なぜ「松ヶ岡」と呼ばれるようになったのか、「以善会」がま

とめているので要約する。
山角才兵衛が六代万右衛門に宛てた「書簡」には、

山崎万右衛門殿 山角才兵衛

口上

昨日者御出其節御対話

被仰候通り合一明十一日

吉辰ニ御引移之由

目出度存候扱兼而御頼

之宅地号の分なり

左之通愚考いたし候

叶御存意候得者満足

被存候万一不応御心

有之候ハバ無御遠慮御申出

可(被)下候猶再考可致候

松岳 まつをか二ても

まつがをか二ても

唱へ能き方ニ可成候

此段得御意度如此

御座候恐惶謹言

四月十日

とある。六代万右衛門が西町から現在の十王町に引越したのは、『松ヶ丘山崎家略譜稿本』によると嘉永四年(一八五二)四月一日である。この「書簡」の日付は四月一〇日なので、引越しの前日に新築の祝いを兼ねて書かれたことがわかる。また六代万右衛門が山角才兵衛に新居の宅地号の命名を頼んだことが窺え、「松岳」(まつをか・まつがをか)を考え、「呼び方は唱えよき方に」ということから、六代万右衛門は「まつがをか」を選択した。
「別紙」には、

松岡

松坪

磐本

奥屋

松蔭

松岡ハ まつをかにてもまつが岡

にても 松坪ハまつが坪

磐本ハ

万葉集之

奥山之磐本昔乎根深目手

結之情忘不得喪

奥屋

おくやハ翠の奥の家のこと

松蔭

古歌

まつかけの岩井の水をむすひあけて

夏なきとしとおもひける哉

万葉にも

松蔭ハ其れ／＼御さ候

さて思ひより色無し昨夜も

深更鷄鳴まで今日又々

御使を申候を長考も

さて／＼愚考也前々より

御内話候もよろしき考も

不出来恥かしき次第二存候

又

朝岡 農園の跡

取ならつともとなへいうあらむ

磐垣 なとしもいにしえ

猶御賢考可被下候

とあり、「書簡」の「松岳」以外に、松岡・松坪・磐本・奥屋・松蔭・奥屋・松蔭・朝岡・磐垣といった候補を考え、深夜から明け方まで悩んだことが書かれている。「松」の字がついていることから、屋敷には松の木が植えられていると想像できる。「岡」の字は、屋敷地の松が岡のように見えたことが窺える。また「磐」は、屋敷の周囲に廻らされた堀の石垣と考えられる。現在でも掛川では「旧山崎家住宅」とは呼ばず、「松ヶ岡」と呼ばれていることから、嘉永四年（一八五一）当時の姿を想像できる。

また「書簡」・「別紙」が入っていた封筒には、

嘉永四年四月十一日

山崎万右衛門家屋敷引越しに当り

屋敷号選定に就き大田撰津守様重役

山角才兵衛様より選名に関する書状

嘉永四年（一八五一年）

と、後世の横書きのメモが記されている。

山角才兵衛は掛川六代藩太田家の重役で、御側御用人・御旗組御預・御勝手掛を兼任し、庶務・会計・財政を担当していた。職務上、山崎家とは密接な関係にあったと考えられる。

第二節 明治天皇御巡幸

明治十一年（一八七八）一月一日と二日、明治天皇の北陸東海御巡幸の際、山崎家の屋敷は掛川行在所として使用された。このときの山崎家の当主が八代千三郎である。掛川市在住で「以善会」の一員である和田厚氏が『明治天皇行幸と松ヶ岡の建築』^{（注一七）}という題名で調査書としてまとめられている。掛川行在所に関しては、和田厚氏の許可を得て要約する。

明治天皇の北陸東海御巡幸は明治十一年（一八七八）八月三〇日から同年一月九日の七一日間をもって執り行われた。金澤文化協会が昭和七年（一九三二）に発行した『明治行幸史料』には供奉勅奏任官として、岩倉具視・大隈重信・品川彌次郎・土方久元・大山巖・川路利良・山岡鐵太郎などの名前が挙げられている。『松ヶ丘山崎家略譜稿本』には静岡県令大迫貞清からの通達が記されている。

今般

御巡幸被仰出候ニ付別紙之通相心得 諸事注意可致此旨相達候事

明治十一年七月廿四日 静岡懸令 大迫貞清

一、御行列拝見勝手タルヘク且往来人差止メルニ不及庶民営業平日之通可相心得事

一、御休泊之地ハ勿論、御通輦ノ各驛村等別テ火之元取締厳重行届候様可致事

一、諸献上物一切不相成候事

一、御通輦之宿駅驛或ハ御休泊之地ニ於テハ御国旗ヲ掲ケ人民各自之祝意ヲ表シ候儀ハ差止メルニ不及候事

一、諸官員ハ勿論人夫等ニ至ル迄我意ヲ唱ヒ旅宿ノ者迷惑致サセ候儀ハ無之咎ニ候得共若シ右様之者有之候ハ、無忌憚可申出事

一、御巡幸之義ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付虚飾ニ流レス無益ノ失費無之様可致ハ勿論 其レカ為メ民費賦課候様之義無之様注意可致事

一、各學校生徒奉送迎ノ為メ衣服ヲ揃ヘ帽履ヲ新調シ、後日父兄ノ迷惑ニ相成候様ノ義有之候テハ不都合ニ付、假令奉送迎候共、平常所持ノ衣服ヲ用ヒ候様可致事 但本文ノ趣意、各學校教員幹事同試補ノ者エモ通達可致事

一、御通輦ニ付道路ノ中心エ敬禮傍修繕ノ為メ俄ニ土ヲ盛リタルモノハ、御通行ノ際雨天ニモ相成候得ハ泥濘ヲ生シ却テ通行ノ不便ヲ来シ候ニ付右等ノ義無之様注意可致事

というもので、各沿道の住民に対しての気遣いが窺える。

北陸東海御巡幸は同年八月三〇日に仮皇居を出発し、関東から北信越を廻り

近畿を経由して東海を経て仮皇居に至る。

静岡県内での御巡幸に関しては『静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告（特輯号）第一二集 明治天皇聖蹟』に依っている。そのうち掛川行在所については、

十一月一日 曇り 午前十一時より雨

午前八時、浜松御発輦（中略）、午前九時五分、中野村御小休所である治河協力社に御着。（中略）午前一〇時、天竜川御渡り。（中略）午前十一時見附驛、植村新一朗宅に御着、午饌。午後一時一〇分川井村、一木喜三司宅にて御小休、午後二時二〇分、曾我村、伊藤幸三郎宅にて御小休後、掛川行在所、山崎千三郎宅に至る。山崎家の家人達は米倉の前に正座してお迎えした。

十一月二日 晴

掛川御発輦に際して岡田良一郎氏が拝謁、（中略）この日山崎家の家人はお迎え同様、米倉の前に正座してお見送りをしたが、この中には後に東京帝国大学経済学部長や日銀顧問を歴任した山崎覚次郎氏もいた。氏は山崎家当主千三郎氏の甥で当時一一歳、冀北学舎で学んでいたが呼び戻され送迎に加わっている。午前七時三〇分、御発輦。（以下略）

という旅程であった。明治天皇御到着時のお迎えや御出発時のお見送りの様子も窺える。

和田厚氏の調査によると『明治十一年十月十二日御先発内匠課報知』に、

當家往還西町橋際ヨリ左折凡二丁入込、當時道路狭隘ナレドモ戸主自費ヲ以取廣候趣申居候間、御馬車ノ儘通御相成候見込ニ御座候 遠州屈指ノ豪家ト申事ニ有之、御座所ヨリ野望等ハ頗闊濶ニシテ御慰可相成哉ニ候得共

間割等充分ナラス、供進所ヨリ御座所へノ往復浴室御上り場ヲ用候都合
ニ有之不得止手都合致置候

と記されている。東海道から山崎家に至る道は狭いため馬車が通行できるよう
自費で広げたことや、御座所からの庭の眺めの良いことを評価しながらも、間
取りや動線について不満を述べている。山崎常磐著の『明治一一年掛川行在所』
には、

「門前道は人力車が通る位のものであったので、山崎家が自費で生の松丸
太を並べて道の東側に掛け出して、上に砂利を突き固め、盛砂を置き御馬
車の通行に差し支えないようにするとともに十王町より入口の新知川西岸
の石垣も山崎家が自費で築いた。」

「地覆（長屋門の地覆）を撤去しようとしたが、それには及ばずとの先発
官の命で撤去しなかった。そのため御馬車のまま御通行ができず御徒歩に
て門内にお入りになった。」

「畳は床（とこ）まで取り替え、壁は塗り替えたが柱、天井、鴨居、敷居
などは手を付けなかったとされている。」

とあり、当時一一歳であった山崎覚次郎は、

「大膳職ノ料理人ガ白キ帽子ヲ冠リ（毛ノ落ツルヲ防グタメノ頭巾ニ似タ
ルモノ）、今ノエプロンの如キ服ヲ着テ、同家ノ台所ニ立働キ居リシヲ如
何ニモ珍シク面白ク感ジタ」

と語っている。通行に関しては先に述べたように自費での道路の拡張や新知川

石垣の工事を行い、御座所に関しては畳の取替、壁の塗替えを行ったことが記
されている。

また御下賜品として御紋付三ツ組木杯杓組・紅白羽二重二匹・行在所建札一
本・浴室御廁其他在来ノ家屋へ附著御建設ノモノとして、現在風呂・便所棟
の浴室に展示されている浴槽があり、この他御下賜金を御泊として七拾円、御
立退場として老円廿五銭を賜っている。

旧山崎家住宅の敷地の一部は、昭和八年（一九三三）史蹟名勝天然記念物保
存法によって、文部省から明治天皇関係史蹟（明治天皇聖蹟）に指定された。

『明治天皇聖蹟』四九頁には「明治天皇掛川行在所」と題して当時の様子・図
面・古写真が掲載されている（注一八）。この報告書は、昭和一〇年（一九三五）
三月三〇日に当時の文部省から発行されているので、掲載されている内容は昭
和八〜一〇年（一九三三〜三五）頃のものと考えられる。

旧山崎家住宅には、史蹟指定時の標識（写真二一参照）書類（注一九）・図面
等（注二〇）および「揭示板木柵」（写真二二参照）が保管されていた。図面は
宅地図・境界標石と文部大臣の標識位置図・庭園および主屋の測量図・揭示場
および標石・境界標石の設計図である（図二二三参照）。

昭和二三年に明治天皇聖蹟は指定解除され、揭示場および文部大臣の標識は
撤去されたが、境界標石は敷地内に据えられており、昭和九年（一九三四）に
建てられた「明治天皇掛川行在所」と刻まれた標石（写真二二三）が長屋門東側
に建っている。

背面 昭和九年十一月建設



2、石碑 背面

西面 史跡名勝天然記念物保存法に依り史跡とし
昭和八年十一月文部大臣指定



1、石碑 正面・西面

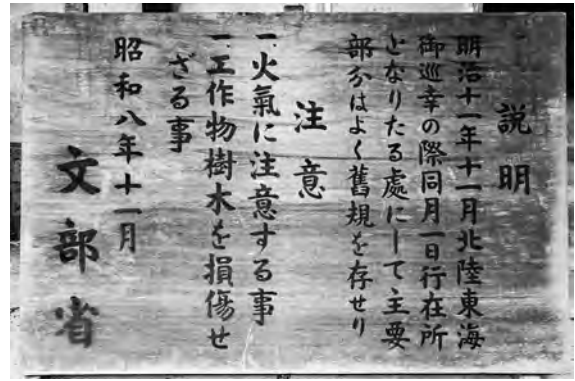


写真 2-1、文部大臣の標識 掛川市蔵



写真 2-2、揭示板木柵
注 20、図 2-13-6 参照

写真 2-3、標石

旧山崎家住宅の敷地内に建つ明治天皇行在所の石碑



図 2-7、昭和 10 年と推測される長屋門

『写真集 静岡県の絵はがき』平成 5 年 11 月 15 日発行 より引用
長屋門右側に史蹟指定の標石と標識がみえる (黒○)



図 2-8、大正 7 年 5 月の年紀がある長屋門 掛川市蔵
長屋門右側には史蹟指定の標石と標識がない（黒○）

(注 一) 『掛川藩御用達 御三家物語』岡本春一 掛川市史編纂室嘱託
『松ヶ丘山崎家略譜稿本』

(注 二) 郷土史家の袴田銀蔵（鷹邸）が、昭和一七年（一九四二）に山崎家一〇代健太郎の依頼を受け同一九年に完成させた、初代才兵衛から九代淳一郎までの事績等を上・下・附録の三巻にまとめた書物である。現在袴田征一氏が蔵している『松ヶ丘山崎家略譜稿本』を、松ヶ岡の歴史を研究している「以善会」が貸与し、上巻・下巻を翻刻したものが「松ヶ岡公式ホームページ」に掲載されているが、現在も調査中である。

袴田銀蔵は明治九年（一八七六）掛川に生まれ、明治四二年（一九〇九）から昭和一一年（一九三六）まで西南郷村の村長を務めた。晩年には掛川市文化財専門審議会委員・掛川市史編纂委員会顧問などを務め、昭和四二年に没している。著書に『西南郷村小史』・『掛川城略年譜未定稿』などがある。

『松ヶ丘山崎家略譜稿本』の表題には「袴田鷹邸未定稿」とあり、あとがきに「排列当を得さるも一時未定稿として一本を松ヶ丘に提出し下書きを家に蔵す。後日補正すへきもの也」とあり、当初の原稿は「松本紙舗活版部印行」の原稿用紙に書かれていたが、マス目のない紙に書かれている部分もあるので提出後の補訂と推測される。「以善会」が翻刻した『松ヶ丘山崎家略譜稿本』の上巻・下巻は袴田家蔵の下書きで、補訂後のものである。

(注 三) 『松ヶ岡山崎家の今昔』著者 横山茂 編集 小沢吉造・佐藤四郎・和田厚 二〇一八年七月三十一日発行

(注 四) 『掛川誌稿』文化二年（一八〇五）から文政年間（一八一八〜一八二九）にかけて、掛川藩主太田資愛の命を受けた藩士齋田茂先・

山本忠英が、掛川藩領内（遠江・駿河・伊豆）の地理・歴史等を調査・編纂した歴史資料である。平成二八年、山崎家二一代当主である山崎良太郎氏と弟の文三氏が山崎家が所有していた掛川誌稿を掛川市に寄贈している。

〔注五〕『掛川誌稿 全翻刻』中村育男 平成九年五月二三日発行

〔注六〕『掛川私考 ふるさとを見直そう！』編集 懸川史跡調査会 著

者 市村昭子 平成四年五月一〇日発行

〔注七〕常磐公園 史跡・名勝

指定年月日 一九二二・〇三・〇八（大正一一・〇三・〇八）

茨城縣ノ經營ニ屬シ明治六年之ヲ公園ト爲ス其ノ大部分ハ舊ト偕樂園ノ地ヨリ成ル偕樂園ハ天保年中徳川齊昭ノ創メテ營ミシモノニシテ我國近世ニ於ケル公園ノ濫觴トモスベシ園内好文亭ハ齊昭故老ヲ集メテ敬老ノ典ヲ舉ケシ所又園内榎樹多シ

文化庁データベースより

〔注八〕『掛川市史 中巻』掛川市 七五九頁

当国持丸集名前附 評判競

嘉永元歳申卯月新板

行 司 ナシ

頭 取 佐野郡吉岡村 吉岡右衛門

同 本所村 落合与左衛門

後 見 大和田村 中山官太郎

同 掛川宿 三文字屋庄右衛門

同 高村六右衛門

同 高村八太夫

差添人 伊達方村 鈴木九郎左衛門

〔注九〕掛川城御殿棟札

大 関	ナシ	
関 脇	城東郡横須賀	清水八重郎
小 結	佐野郡掛川宿	山崎萬右衛門
前 頭	〃 各和村	長谷川佐野四郎
〔中略〕		
同	佐野郡掛川宿	松本市右衛門

（以下略）



安政2年

〔表〕

遠江国掛川城安政元年甲寅十一月四日地震
殿宇皆悉破碎仍 奉行

城主令小臣有所司而領中工匠交互来成其効 年寄 須貝三郎兵衛 小野信辯
安政二季乙卯冬十一月 用人 橋爪弥右衛門 藤原正年

〔裏〕

賄役 和田平太夫 原 貞久

図 2-9、掛川城御殿棟札
『掛川市史 中巻』より引用

賄役兼買物役 松山嘉左衛門 源 静則
勘定役 今井 貴作 源 正英

普請役 鈴木 郡平 源 立中
加藤 有平 藤原嘉績

元方普請役 袴田作右衛門 源 政芳
山崎又左衛門 源 改尚

大工棟梁 土屋 五四郎 藤原良房

(注一〇) 『掛川市史 中巻』掛川市 七七七〜七七八頁

字弁天西古川跡新開場取極之事

一反別凡六町式畝歩余者 当子年方来辰年迄 五ヶ年間畝下可置之事

一御年貢収納之儀者 来ル巳年方向寅年迄拾ヶ年之間 定見取米四五俵宛相納之 別免定可相渡事

(以下略)

元治元年五月

大屋犀助

岡山庄兵衛

堀武兵衛

大野八右衛門

万右衛門新田

庄屋 組頭 中

(注一一) 『掛川地方史研究 第二号』平成二二年三月二八日発行

(注一二) 「請願書」

平成二二年二月一日

掛川市長 松井 三郎 様

掛川地方史研究会 会長 岡本春一
請願書

掛川市十王八三番地 山崎千三郎氏宅(通称松ヶ岡)の保存維持に関する件

請願者 掛川地方史研究会 会長岡本春一以下会員二八名
請願理由

山崎邸は明治十一年(一八七八)十一月、明治天皇が北陸・東海地方を巡幸された時、明治天皇行在所として自宅を大改造して造られたものです。旧松本家(竹の丸)より古く歴史ある市内の旧家です。更に、昭和八年(一九三三)文部大臣指定史跡になり、今に残る有数の歴史的価値のある旧家です。現在山崎邸前に一木徳一郎の書と沖六鳳の標識が建てられています。昔て、榎村元市長は史跡として、話し掛けた経緯があります。その時には先方から断られたと聞いております。

年老いた管理者が漸く維持している状態で、その後をどうするかという緊急事態です。歴史ある文化財的旧家が市の届かぬ事態にならないためにも、今、早急に話を起こして市の管理下に置く事が大事であると考えます。以下に山崎家が持っている歴史の意味を一部だけ記しますので、どうぞ至急に手を打たれる様にお願いたします。

(山崎家の歴史 略)

(注一三) 「松ヶ岡を愛する会」は市民によるボランティア団体で、平成二四年に掛川市が旧山崎家住宅を取得した後、毎月第四土曜日に旧山崎家住宅の建物内部や庭園の清掃を行い、令和三年六月で一〇〇回を迎えた。同年同月、その功績を認められて掛川市長から

感謝状が贈られている。

(注一四) 「以善会」は松ヶ岡に関わる歴史・建築を研究し、資料整理や報告会などを開催するボランティアグループで、毎月第二・第四土曜日に活動を行っている。掛川市の『Web版松ヶ岡』に研究成果が「以善会レポート」として掲載されている。

以善会の会名は、四代万右衛門の号のひとつである以善堂に由来する。「夫仁者天之尊爵也人之安宅也」と書かれた扁額(写真二四)には「以善堂主人書」、「義人之正路也」と書かれた扁額(写真二五)にも「戊子以善堂主人書」とあり、いずれも四代万右衛門直筆で、四代万右衛門が自邸または書齋を以善堂と称していたことが窺える。以善堂とは「善事を行う大きな家、自ら善行を積み、それを以って人々を感化し善い行いをする人を育てる」という意味で、山崎家の業績の根本となっている。



写真 2-4、扁額 文政 11 年 (1828) 掛川市蔵



写真 2-5、扁額 文政 11 年 (1828) 掛川市蔵

(注一五) 『山武市郷土史料集一六 掛川藩から松尾藩へ 近世編』

平成二三年三月三十一日発行 編集・発行 山武市教育委員会

(注一六) 『図録 掛川城』関七郎 昭和五年五月二〇日改訂

(注一七) 『明治天皇行幸と松ヶ岡の建築』「以善会」会員の和田厚氏による印刷・発行されていない個人の調査書。

(注一八) 『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟 文部省』

昭和一〇年三月三〇日発行

四九頁

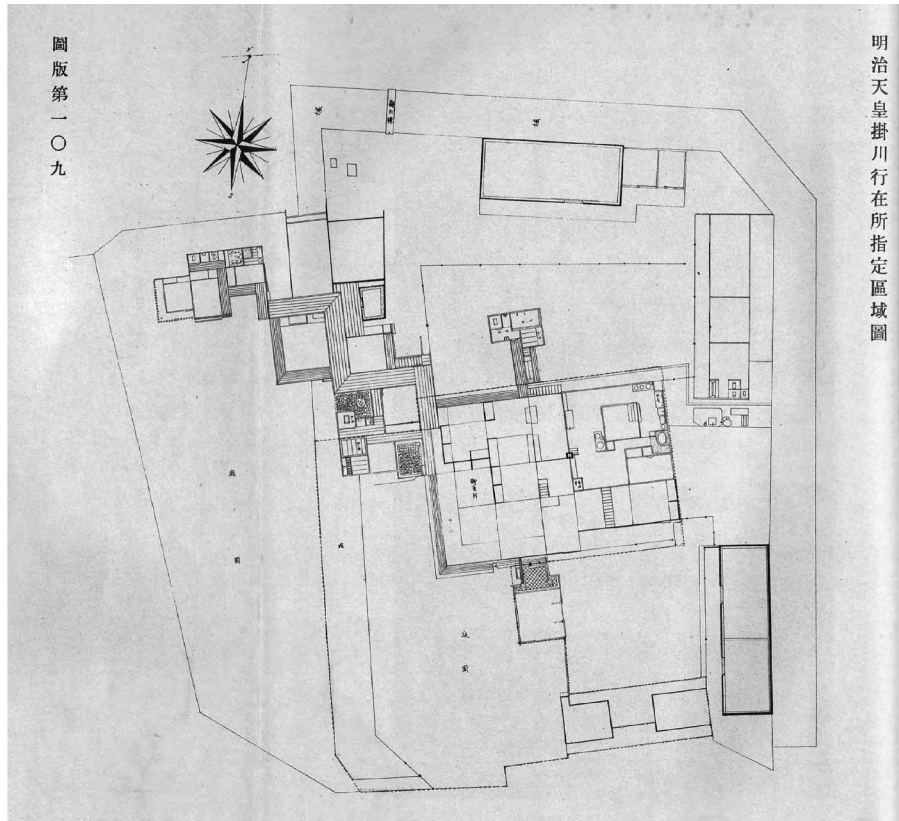
明治天皇掛川行在所

小笠郡掛川町にあり、大字南西郷、字二十六ノ坪、八百三十八番地、山崎健太郎宅地實測二百九十坪三合四勺、八百三十七番地ノ五、實測二十坪四合を指定せり。

明治十一年、北陸東海巡行の際、京都より還幸の砌十一月一日御駐泊あらせられたる處にして舊規模よくの存し、當時の記念物を保存せり。

掛川は東海道の一驛にして行在所たりし山崎千三郎(健太郎は其孫)宅は、街道より北に入ること約一丁許の處にあり、安政年間新たに宅地を選びて建築せるものにして、前面に長屋門あり、本屋は、平屋建瓦葺にして、多くの附属屋舎を有す。

御座所に充てられたるは本屋の奥八疊間にして共に接して次の間あり、入側椽を隔てて庭園に面す。御座所は平常使用せず、鄭重に保存せられたり。



圖版第一〇九

明治天皇掛川行在所指定區域圖

圖 2-10、史蹟指定時の図面

『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟 文部省』より引用

(注一九) 史蹟指定時の書類



2、明治天皇掛川行在所建物（主屋正面西側）



1、明治天皇掛川行在所正門（長屋門正面）



4、明治天皇掛川行在所御遺物（風呂桶）

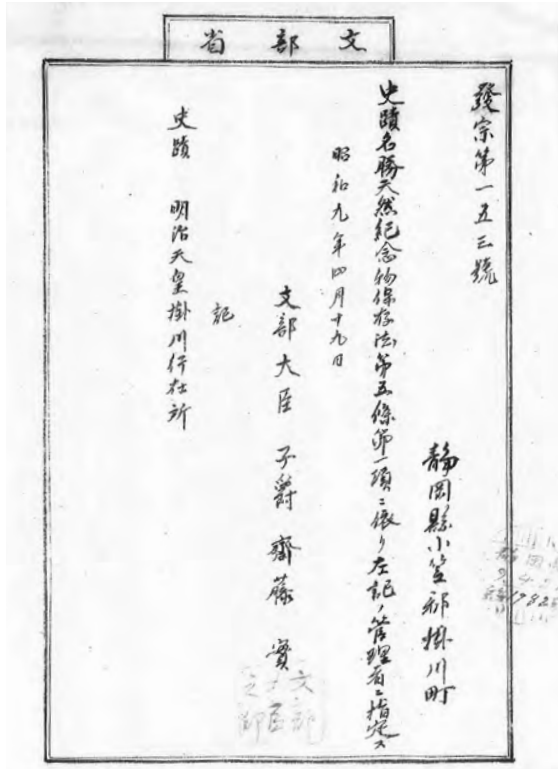


3、明治天皇掛川行在所御座所（主屋表座敷）

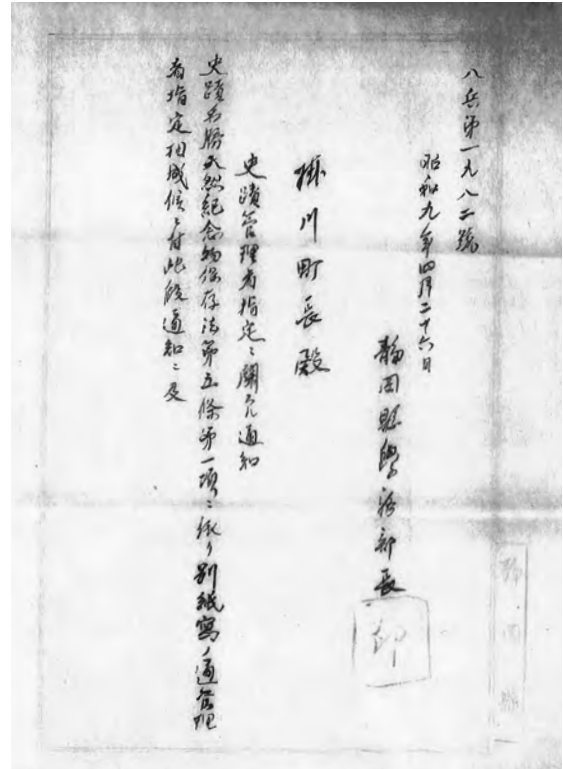
圖 2-11、史蹟指定時の古写真

『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟 文部省』より引用

(注二〇) 図面等



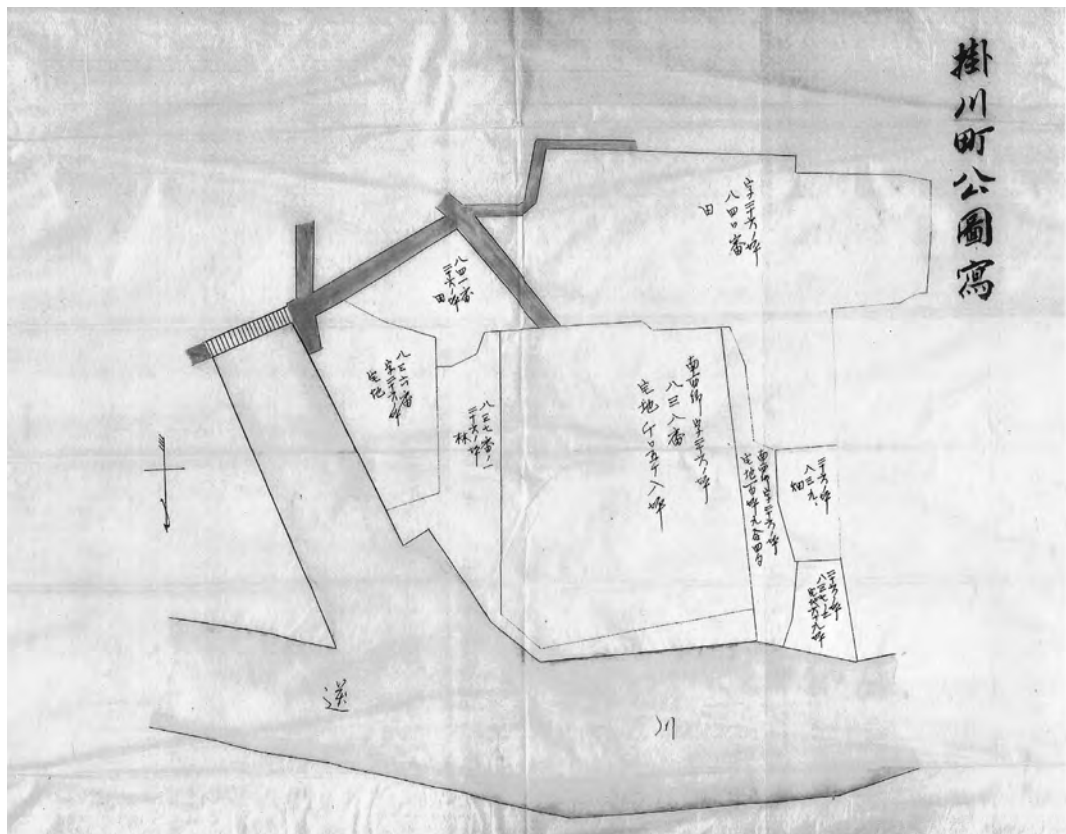
2、同別紙



1、史蹟管理者指定通知

図 2-12、史蹟指定時の書類

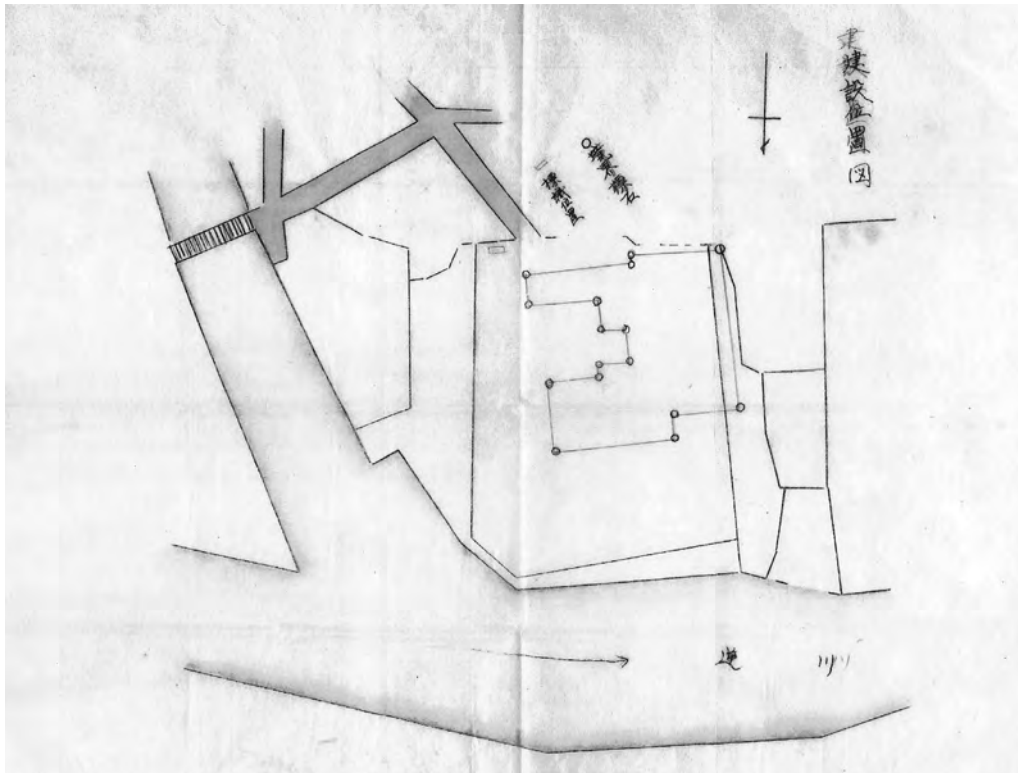
旧山崎家住宅に保管されていた書類 昭和9年(1934) 掛川市蔵



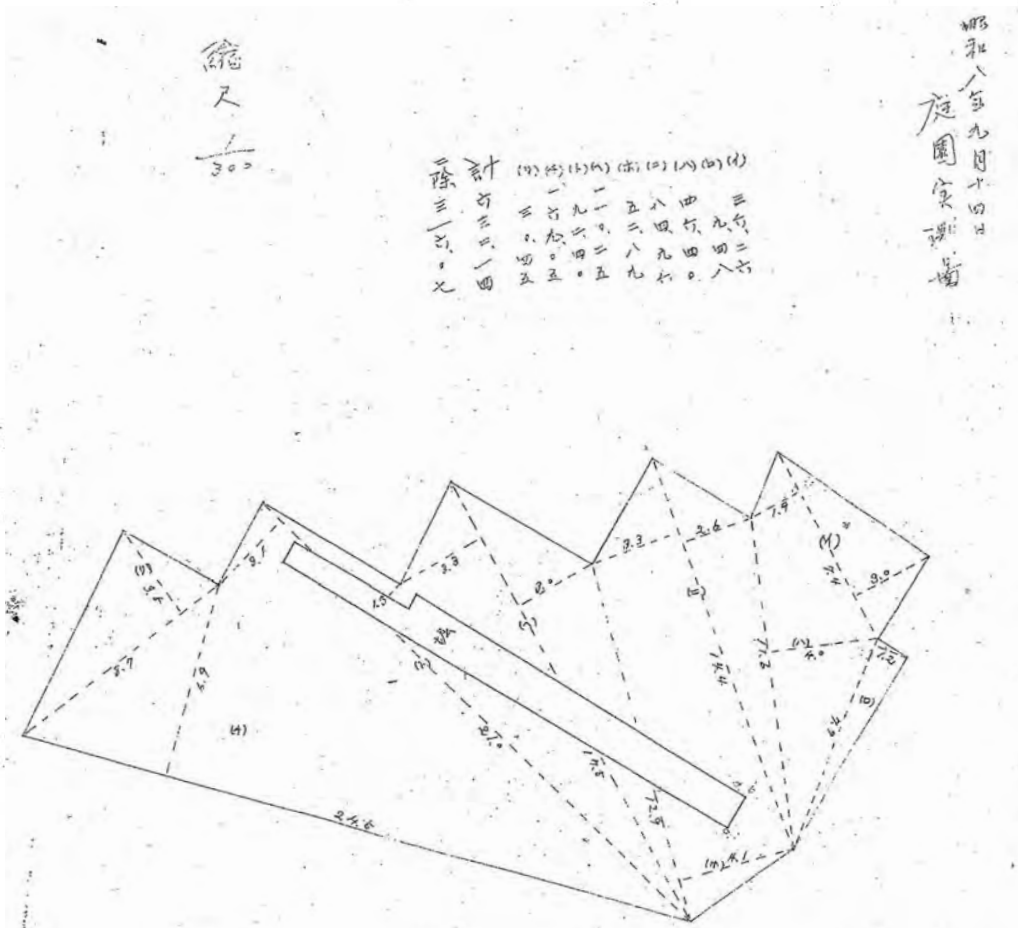
1、掛川町公園寫 旧山崎家住宅の敷地図

図 2-13、史蹟指定時の図面等

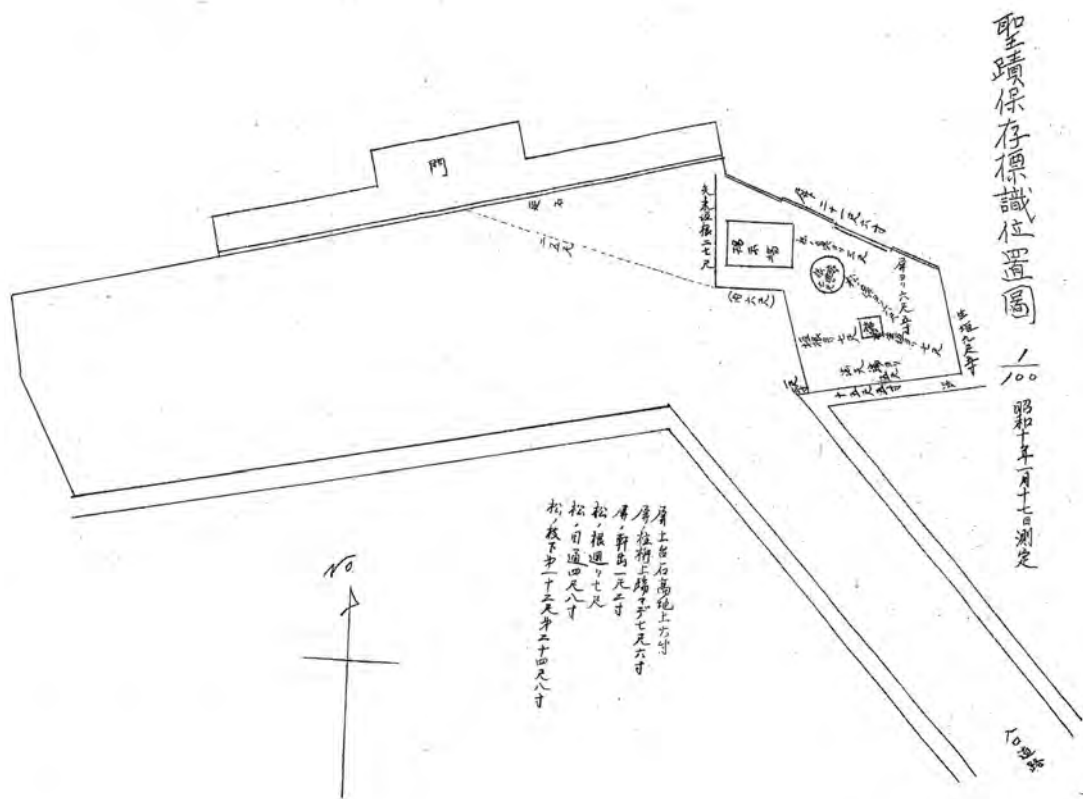
旧山崎家住宅に保管されていた書類 掛川市蔵



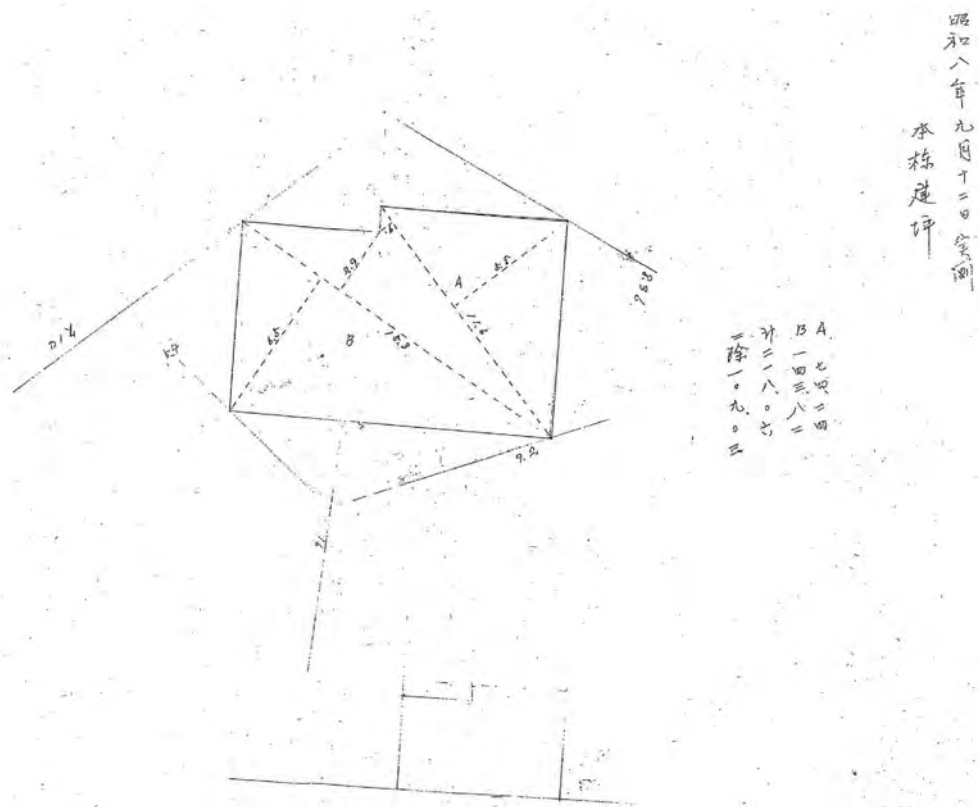
2、建設位置圖 境界標石と標識位置が示されている図



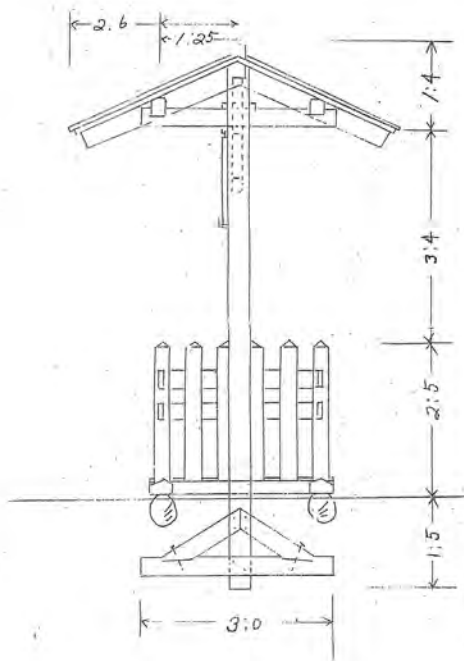
3、庭園実測圖 昭和8年(1933) 敷地内南西側の庭園



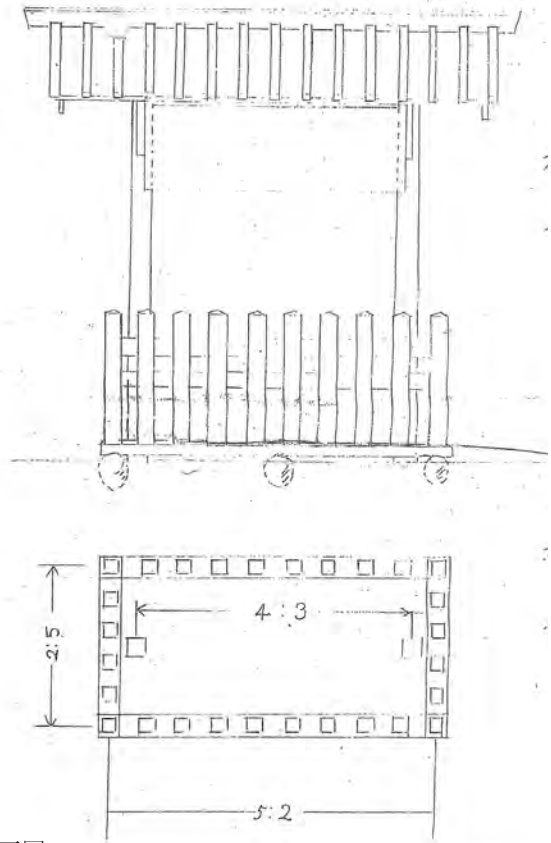
4、聖蹟保存標識位置図 昭和10年1月17日測定
石碑と標識の位置が示されている



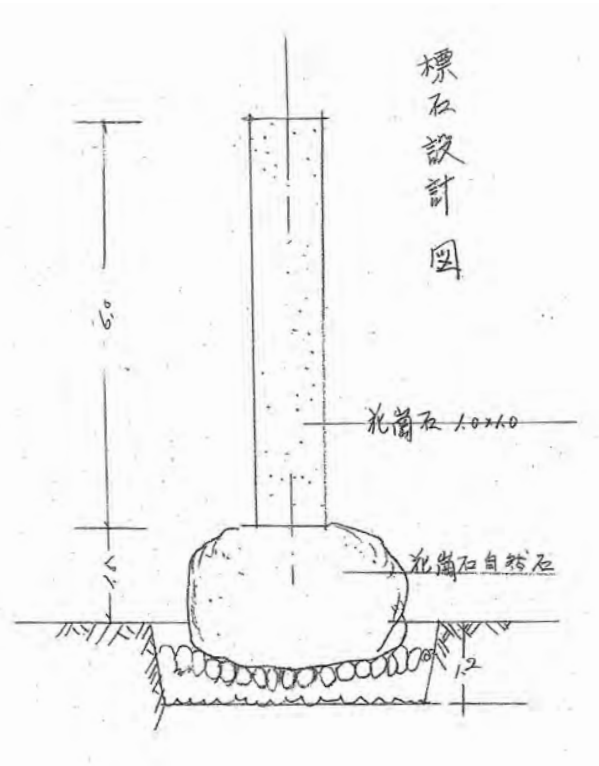
5、昭和8年9月12日実測 本棟建坪 主屋建坪の測量図



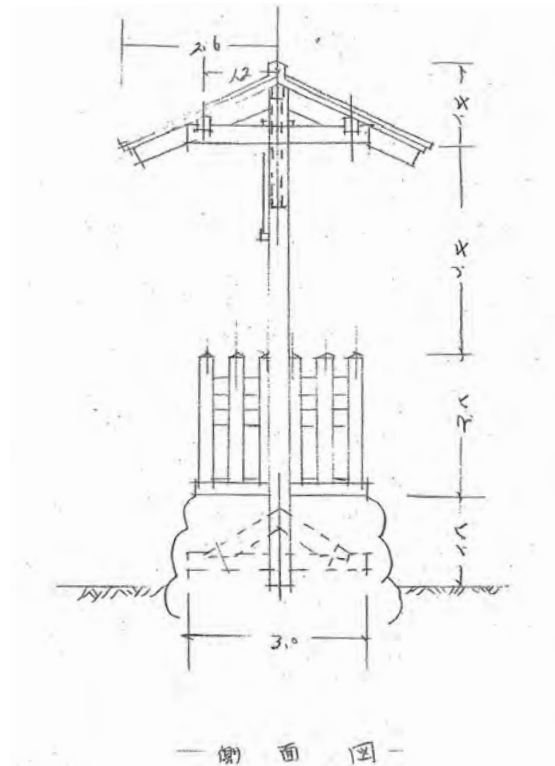
面断側場示揚



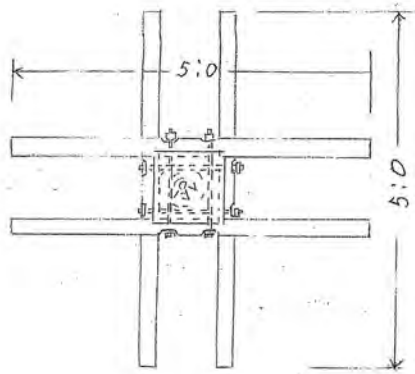
6、掲示場測断面 標識掲示場の平面図・正面図・断面図



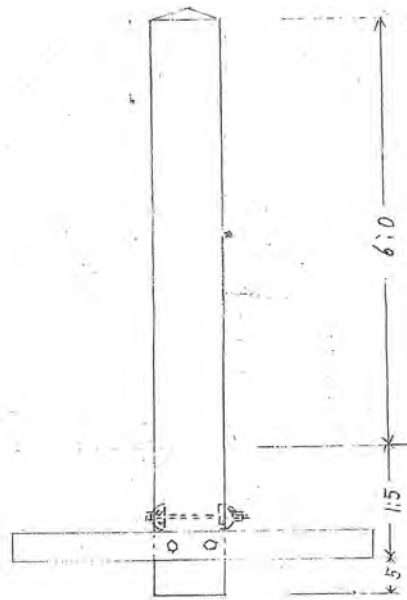
8、標石設計図



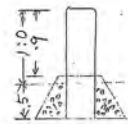
7、側面図 標識掲示場の側面図



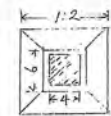
標識平面図



標識正面図



境界標石断面図



境界標石平面図

9、標識・境界標石の図 標識の平面図・正面図 境界標石の平面図・断面図
 ※境界標石は現在でも旧山崎家住宅の敷地内に据えられている

た。史跡指定に関係した書類であると推測される。

B 五用紙に記された文書で、旧山崎家住宅からこの一枚のみ単独で発見され

所ヲ昭和四年銅板葺トナス

ヲ明治四十四年ニ杉皮葺トナシ更ニ同箇

安政三年建築其後玄関及庇

其後ノ修理有無

- 一、要修理箇所 ナシ
- 一、修理費概算 〃
- 一、建物構造様式 純日本式構造
- 一、建築年代及 其後ノ修理有無

記

要修理箇所
 修理費概算
 建物構造様式
 建築年代及
 其後ノ修理有無
 安政三年 建築其後玄関及庇
 明治四十四年ニ杉皮葺トナシ更ニ同箇
 所ヲ昭和四年銅板葺トナス
 純日本式構造

10、史跡指定時と推測される主屋の履歴

第三節 建物の概説

第一項 屋敷構え

旧山崎家住宅は掛川市のほぼ中央に所在する。掛川市の中央には旧東海道である県道三七号線が東西に走り、そこから北へ五〇メートルほど入った位置に建つ。敷地は南正面で北側には逆川、東側には新地川が流れる。嘉永四年（一八五一）にそれまでの西町から通称瓦屋敷と呼ばれていた現在地へ移った。

屋敷はコの字型の堀で囲まれ、南に長屋門、敷地中央に主屋、主屋北側に新風呂便所棟、主屋北西に奥座敷棟・二階屋・風呂便所棟・金庫蔵・奥蔵が接続し、主屋を囲むように南東から北西にかけて米蔵・納屋・味噌蔵・北蔵・西蔵が建つ。昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」（同章第五節参照）には、奥座敷棟の北西に建物が描かれているが、昭和四〇年代に開通した上張城西線の建設にあたり、昭和二〇年代に更に西側へ曳家された（注一）。その後、曳家された建物に関しては不明である。

現在の掘は空堀だが、当初は北側の逆川から掘に水を引き込み、その水を農業用水として南に広がる田に導いていた。屋敷への出入り口は南に面した長屋門と北の掘に土橋を架けた裏門があるが、裏門の橋は崩落している。

庭は四つに分類される。主屋・長屋門・米蔵に囲まれた庭は表庭で、長屋門から主屋へのアプローチとなる。主屋・奥座敷棟・二階屋・風呂便所棟の南西面に位置する庭が主庭で、庭木・飛石・灯籠が供えられ、堀には橋を設け、それぞれの座敷からの景観となる。古写真が残っている（第四章第二節四四四参照）。主庭と表庭境には中門・塀が建ち、結界の役割を果たしている。主屋北側の納屋・味噌蔵・北蔵・西蔵に囲まれた部分は裏庭で、現在は畑となつているが、当時は作業場として使われていたと考えられる。表庭と裏庭境は主屋と

米蔵の間にある門・塀で仕切られ、表庭と裏庭の結界を成している。また主屋・新風呂便所棟・奥座敷棟・西蔵に囲まれた部分は、池を設けた中庭となつていて、北側の裏庭との結界には杉皮葺の門と袖塀が建っていたが現在は失われている。この中庭は、主屋北縁・新風呂便所棟・奥座敷から望むことができ、自然光と風を取り入れるように造られている。

第二項 主屋

主屋部と正面突出部で構成され南面を正面とする。主屋部は桁行二・三・九〇メートル、梁間一・九・三・四メートル、木造平屋建て、一部「ツシ」付。屋根は上屋と下屋を設け、上屋は切妻造葺瓦葺き、下屋は四周に廻らし寄棟造葺瓦葺きとするが、「廻り縁」の下屋は銅板一文字葺き。主屋部東側を旧土間とし、西側を座敷とする。正面突出部は南面を入母屋造銅板一文字葺きで玄関の機能を果たす「式台」である。北面中央は新風呂便所棟に接続、北西隅は奥座敷棟・風呂便所棟に接続。棟札（第二章第五節第一項参照）から安政三年（一八五六）に建てられたことが判明しており、正面突出部は、今回の工事で発見された棟札（第二章第五節第一節第二項参照）から、明治四四年（一九一一）に増築されたことが新たに判明した。主屋の詳細については第二部で述べる。

第三項 新風呂便所棟

主屋部と南側突出部で構成される木造平屋建て。主屋部は桁行五・一・五メートル、梁間三・六・四メートル、寄棟造葺瓦葺きで「洗面所」・「風呂」・「便所」を配する。南側突出部は主屋との渡り廊下で桁行四・五・四メートル、梁間一・八メートル、切妻造葺瓦葺き。南側突出部南面は主屋に接続。建築年次を示す史料は発見されていないが、明治四四年（一九一一）の建築と推測する。新風呂便所棟の詳細については第三部で述べる。

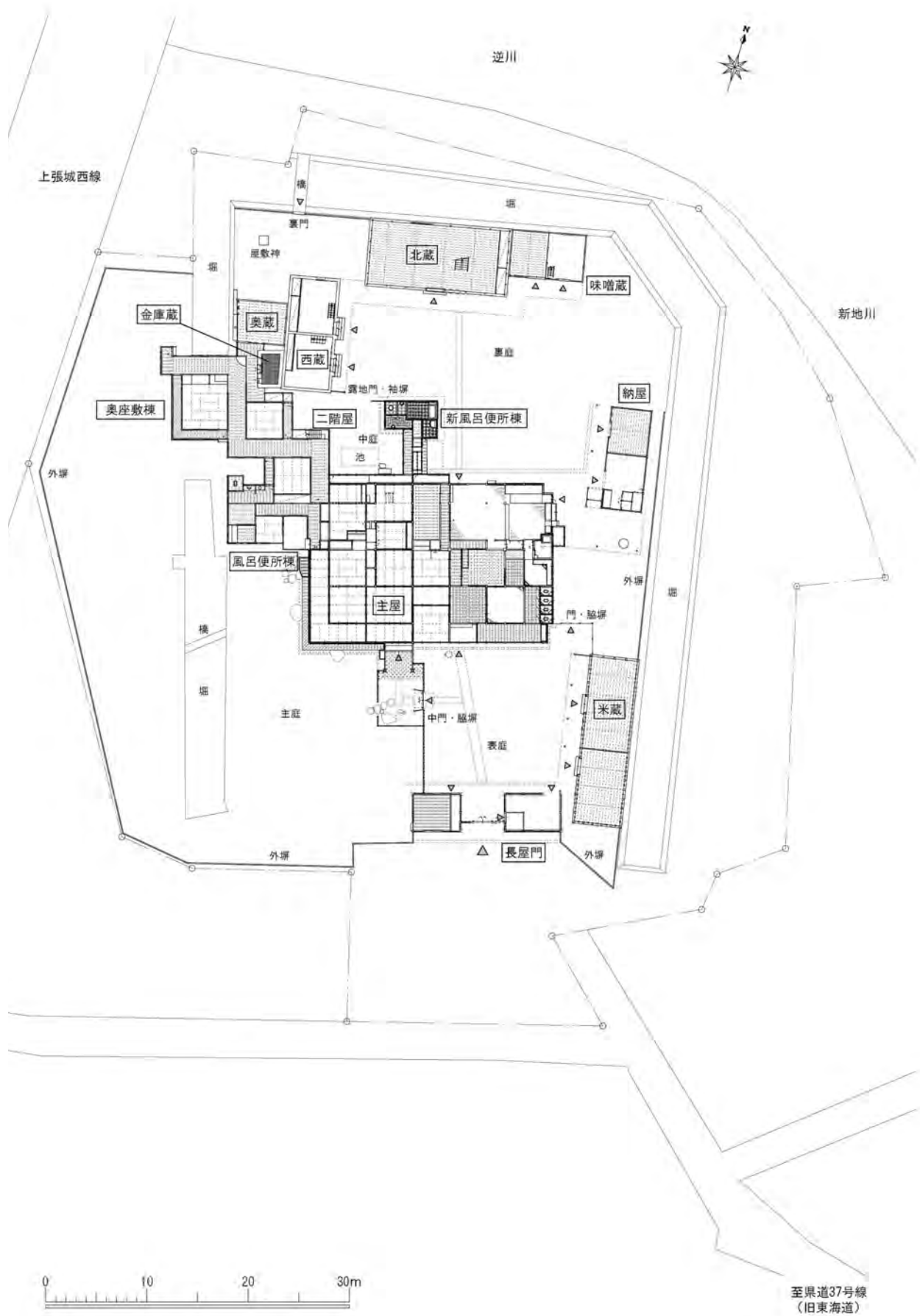


图 2-14、旧山崎家住宅 配置图（主屋修理前）

第四項 長屋門

桁行一四・五八メートル、梁間三・六四メートル、木造平屋建て、入母屋造椽瓦葺き、南正面。平面は中間を門口、東西に東室と西室を設ける。軸部は礎石に土台を乗せ角柱を建て桁を廻らす。出桁造りだが登梁の元口を腕木にみたて出桁を支え、末口は棟束へ通し柄差し、小屋束を建て母屋を組み垂木を架ける。南面は簷子下見板張りで、外壁を漆喰塗り（一部半田塗り）とする。

門口である中間は板扉の大戸と潜戸を設け、土間はコンクリート、天井は根太天井である。東室は砂利敷きの土間とし壁は荒壁塗りで、天井は設けていない。南西隅を板敷き二畳の「門番所」とし潜戸脇に睨み口を開ける。西室は化粧合板敷きの居室で壁は半田塗り、棹縁天井とする。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていない。長屋門建築に関わる史料（注三）によると、嘉永元年（一八四八）二月三〇日に屋敷を普請するので長屋門を造る旨を町奉行に伺ったところ、一〇二年延期することとなった。嘉永二年（一八四九）四月一六日に再度お願いしたところ、二〇三年見合わせるよう相談があり、長屋門を建てなければ引越しできないので、この秋には長屋門を建てたいことを伝えた。という内容が記されている。よって願い通りであれば嘉永二年の秋に長屋門を建てた可能性があるが、嘉永七年（一八五四）一月四日（安政元年一二月二三日）の安政東海地震による被害は不明である。

現在の長屋門は、明治一一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」（同章第五節参照）に描かれていることから、主屋と同時期と考えられる。また「掛川行在所平面図」には長屋門の西側に二室と縁側・便所が描かれているが、昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」（同章第五節参照）には描かれていないことから、この二室と縁側・便所は明治一一年から昭和八年の間に撤去されたものと考えられる。長屋門正面の古写真が残っている（第四章第二節図四一五参照）。



写真 2-6、長屋門 正面



写真 2-7、長屋門 背面



図 2-15、長屋門・中門 平面図（修理前）

第五項 奥座敷棟

桁行一五・四メートル、梁間一四・五八メートル、木造平屋建て。屋根は上屋と下屋を設け、上屋は寄棟造棧瓦葺き、下屋も寄棟造棧瓦葺きとするが西側は銅板葺き、隅棟は銅瓦。平面は北西から南東にかけて雁行した「廊下」を設け、北西に一二・五畳の「奥座敷」・「北八畳」・「南八畳」の三室の居室を独立させて配置している。南東隅は主屋に接続、南面は風呂便所棟に接続、北東隅は「繋ぎ廊下」を設け奥蔵・金庫蔵に接続する。雁行した「廊下」は北西隅で途切れているが、「史跡指定時の図面」ではここからさらに北西へ、居室三室と台所らしき水廻りおよび便所を設けた建物が繋がっているのが確認できる。一代良太郎氏・弟の文三氏によると、この建物は昭和二〇年、旧山崎家住宅の西側に道路を建設する際、更に西側の営林署に曳家されたといわれている。

軸部は布石および礎石にヒノキの角柱を建て、小屋組は和小屋とする。「奥座敷」は堀の上に建ち、基礎にはレンガ積みアーチを設け建築されている。上屋は平面形状の雁行に倣った寄棟で棟を東西に架け、周囲に下屋を廻らす。外壁は半田塗りだが、一部に波型鉄板が張られている。

「奥座敷」は二間半四方の一二・五畳で、北面に東から床脇・床・琵琶台を設け、琵琶台西側を間口一間の平書院とする。壁は土壁塗りで腰張りを施し、天井は幅約一尺二寸のヒノキ柱板を用いた敷目板張りで、壁面頂部四周に換気口を設ける。「奥座敷」の南・西側には幅半間の「縁」を廻らし、床はヒノキ縁甲板張り、壁は半田塗り、天井は化粧屋根裏天井である。建具は雁行型の「廊下」境を葛布貼りの戸襖、「縁」境を腰付障子と欄間障子、「縁」の外部間仕切り建具は腰付ガラス戸で雨戸を設ける。

中央の「北八畳」は、東側に幅半間の「縁」を設ける。壁は土壁塗り、天井を棹縁天井とし、「縁」の床はマツ縁甲板張り、「北八畳」壁は半田塗り、天

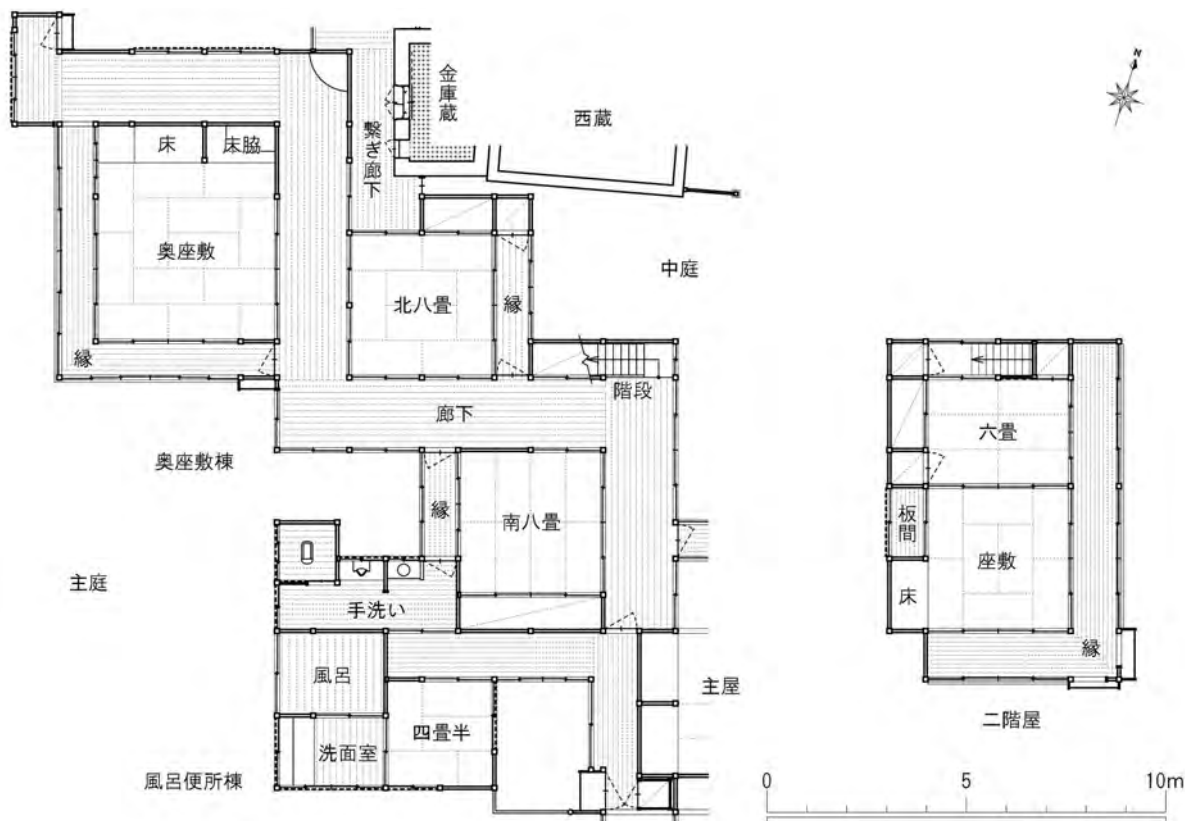


図 2-16、奥座敷棟・風呂便所棟・二階屋 平面図（修理前）

井は化粧屋根裏天井である。建具は西面の雁行型「廊下」境、北面西端一間の奥蔵・金庫蔵へ通じる「繋ぎ廊下」境および東端一間の「物入」境を葛布貼りの戸襖とし、「物入」上部には採光用のガラス窓を設ける。東面「縁」境を腰付ガラス戸とし欄間障子とする。また南面二間および西面南側一間の雁行型「廊下」境には、掃出しだが高さが内法高の半分の腰付ガラス戸が建付けられている。「縁」の北面は板戸片開き、東面は腰付ガラス戸、南面雁行型「廊下」境を板戸とする。

南東側「南八畳」は、西側に幅半間の「縁」を設け、「縁」の南面は風呂便所棟に接続する。壁は土壁塗りで腰張りを施し、天井を棹縁天井とし、「縁」の床はマツ縁甲板張り、壁は半田塗り、天井は化粧屋根裏天井である。建具は北面東端一間および東面の雁行型「廊下」境を腰付障子、南面「物入」境を葛布貼りの戸襖、西面「縁」境は腰付ガラス入り障子で欄間障子を設ける。「縁」北面の雁行型「廊下」境および南面風呂便所棟境は板戸、西面外部間仕切り建具は腰付ガラス戸である。

雁行型「廊下」は主屋から入ると、北へ上り西に折れ、また北へ上り西に折れる通路で、幅一間、床はマツ縁甲板張り、壁は半田塗り、天井は蒲鉾型に湾曲させたアーチの棹縁天井である。外部間仕切り建具は掃出しの腰付ガラス戸だが、「奥座敷」北側の「廊下」は外部に格子を設けたガラス窓となっている。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていないが、明治四四年（一九一）と推測される「掛川行在所平面図」には現在の奥座敷棟の前身建物が描かれており、昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」には現在の奥座敷棟が描かれていることから、明治十一年から昭和八年の間に奥座敷棟が建てられたと考えられる。

史料として古写真（図二一七参照）がある。この古写真は幅二六〇mm×高二〇〇mmのモノクロ写真で、そこには和装の人物が五人、法被姿の人物が二人



写真 2-8、奥座敷棟 西面



写真 2-9、奥座敷棟 奥座敷



写真 2-10、奥座敷棟 北八畳



写真 2-11、奥座敷棟 廊下

写っていて、背景は奥座敷棟と風呂便所棟の一部である。

第一章第二節で述べた「以善会」の一員である和田厚氏の古写真の分析によると、

一、古写真右側には風呂便所棟の外壁である簷子下見板が写っていて、下見板の表面の赤身と白太、いわゆる源平がはつきりとしていることから、奥座敷棟・風呂便所棟の建築初期の写真と考えられる。

二、二五人の人物が写っており、中段中央（中段右から五人目）の和装の人物が九代淳一郎である。

三、中段左から八人目までは山崎家の関係者で、その他の人物は奥座敷棟・風呂便所棟の建築に携わった職人であると考えられる。

以上から、奥座敷棟・風呂便所棟を背景としたこの集合写真は奥座敷棟・風呂便所棟の竣工写真ではないかということである。

主屋の「式台」が明治四四年（一九一）に増築されたことが棟札によって判明している（第二部第五章第一節第二項参照）。また、主屋北東隅にある修理前は「台所」・竣工では「炊事場」となっている部分の一部が増築されていることが判明した（第二部参照）。この時の山崎家当主である九代淳一郎が磐田郡見付の男爵赤松則良の娘である浪江と結婚したのが大正元年（一九一）である。以上から、淳一郎は主屋の「式台」・「炊事場」を増築し、前身の奥座敷棟を撤去新築して、男爵赤松家から嫁として浪江を迎える準備をしたのではないか。よって奥座敷棟は風呂便所棟と共に、明治四四年に建てられたと考えられる。室内の古写真が残っている（第四章第二節図四一六参照）。

主庭から主屋「廻り縁」を撮影した古写真（第二部第五章第六節参照）と、図二一七の下屋を仔細に見ると植物系の屋根に見える。また史跡指定時のものと推測される史料（同章第二節図二一三〇参照）から、現在の主屋の下屋銅板葺き部分は昭和四年（一九二九）に杉皮葺きから葺替えられたことが判明



図2-17、奥座敷棟竣工時と推測される古写真（年代不明） 個人蔵
上段左から2人目は銅板職人で、この古写真はその御子孫の所有である

した。奥座敷棟および風呂便所棟の下屋の一部も現在は銅板葺きだが、主屋と同時代のものと考えられる。風呂便所棟の下屋小屋裏の一部に杉皮が現存していたので、奥座敷棟・風呂便所棟の下屋銅板葺きは、当初は主屋下屋と同様に杉皮葺きであったものが、昭和四年（一九二九）に主屋下屋とともに、銅板葺きに葺替えられたものと考えられる。

第六項 風呂便所棟

桁行六・六八メートル、梁間五・四六メートル、木造平屋建て。屋根は上屋と下屋を設け、上屋は寄棟造棧瓦葺き、下屋は銅板葺き、隅棟は瓦・銅瓦。平面は主屋・奥座敷棟から接続する「廊下」を設け、「四畳半」・「洗面室」・「風呂」・「手洗い」を配する。「手洗い」北面東端が奥座敷棟「南八畳」西側の「縁」に接続する。

軸部は布石および礎石にヒノキの角柱を建て、小屋組を和小屋とする。外壁は半田塗りである。

「四畳半」の壁は腰張りを施した土壁塗りで、天井を棹縁天井とする。建具は「廊下」境・「洗面室」境を板戸、東面・南面はガラス窓で外部に格子を設ける。

「洗面室」は西面に流しを設け、床はヒノキ縁甲板張り、壁は土壁だが腰にはスギ一枚板を横張りし、天井はヒノキの大和張りである。建具は「風呂」境をスギ一枚板の板戸とし、南面・西面はガラス窓で外部に格子を設ける。

「風呂」の床はヒノキの拭板張りで四周に湯を排水する溝を設け、腰は断面を半丸としたヒノキの目板張り、壁は漆喰塗り、天井は掛込み天井とし平天井はヒノキの大和張りで西側壁面頂部に湯気抜きを設け、勾配部分は化粧屋根裏天井である。西面外部間仕切り建具は腰高ガラス戸でガラス戸の欄間を設ける。



写 2-12、風呂便所棟 西面



写真 2-13、風呂便所棟 洗面室



写真 2-14、風呂便所棟 風呂



写真 2-15、風呂便所棟 手洗い

「手洗い」には流し・小便器を配し大便器のみを個室とする。東面には意匠的な枠組みの鏡を設ける。床はヒノキ縁甲板張りだが、小便器廻りには床と腰にガラスを張り付けている。壁は半田塗り、天井は棹縁天井である。建具はガラス窓とするが、個室となる大便器北面には、壁面頂部に臭気抜き格子を設ける。

「廊下」の床はマツ縁甲板張り、壁は半田塗り、天井は棹縁天井で、奥座敷棟境を板戸とし、窓はガラス窓である。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていないが、奥座敷棟と同様に明治四四年（一九一）と推測される「掛川行在所平面図」には現在の風呂便所棟の前身建物が描かれており、昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」には現在の風呂便所棟が描かれていることから、明治一一年から昭和八年の間に奥座敷棟が建てられたと考えられる。建物の造りが奥座敷棟と酷似しており、また一連した建物であるので、奥座敷棟とともに明治四四年（一九一）に建てられたと考えられる。風呂便所棟西面の古写真が残っている（第四章第二節図四一七参照）。

第七項 二階屋

桁行八・五メートル、梁間五・七六メートル、屋根は上屋と下屋を設け、上屋・下屋とも寄棟造銅板葺き、大棟・隅棟とも銅瓦とする。

この二階屋は奥座敷棟の南東部分上部の梁上に角柱を建て増築した二階で、奥座敷棟南東部分の北側にある二階へ上る階段も増築である。横山茂氏によると子供室として増築されたといわれ、一一代良太郎氏・弟の文三氏は、二階は父親が使っていた、ということから一〇代健太郎の部屋として増築されたと考えられる。

平面は八畳の「座敷」・「六畳」を南北に配し、東側と南側に幅四尺の「縁」



写真 2-16、二階屋 東面



写真 2-17、二階屋 座敷

を廻らし、北側を「階段」とする。外壁には波型鉄板が張られている。

「座敷」西面には「床」と一畳の「板間」を設け、壁は浅葱漆喰、天井を棹縁天井とする。建具は「六畳」境を戸襖とガラス戸の欄間、東面・南面の「縁」境・西面「板間」境を腰付ガラス入り障子である。

「六畳」の壁・天井は「座敷」と同じで、「階段」境・「縁」境を腰付ガラス入り障子、「物入」境は戸襖である。

「縁」の床はマツ縁甲板張りで、壁は浅葱漆喰、天井を化粧屋根裏天井とする。外部間仕切り建具は腰付ガラス戸で雨戸を設け、欄間には無双窓を設ける。

「階段」は壁を半田塗り、天井は竿縁天井と化粧屋根裏天井で、外部間仕切り建具はガラス戸で雨戸を設ける。

二階屋の増築時期は定かではない。昭和八年（一九三三）史跡指定時の書類と推測される文書（同章第二節図二一三二一〇参照）には、主屋の修理履歴について、安政三年（一八五六）に建築し、明治四四年（一九一）玄関と庇を

杉皮葺きとし、昭和四年（一九二九）同箇所を銅板葺きとしたことが書かれている。二階屋の屋根は銅板葺きで奥座敷棟・風呂便所棟の銅板葺きと同じである。また奥座敷棟で述べた奥座敷棟を背景とした職方の集合写真（図二一七参照）を仔細に見ると、現在銅板葺きの部分が植物系の屋根葺き材にみえる。

以上から、奥座敷棟・風呂便所棟を建築したと考えられる明治四四年（一九一一）には、現在銅板葺きの下屋は杉皮で葺かれ、昭和四年（一九二九）に銅板に葺替えられたことになる。二階屋の屋根の銅板もこの時に葺かれたとすると、二階屋は杉皮を銅板に葺替えた昭和四年（一九二九）、一〇代健太郎が一六歳のときに増築されたと考えることができる。

第八項 米蔵

桁行一六・四三メートル、梁間四・五七メートル、土蔵造平屋建て、西正面。屋根は棟を南北に架け北を切妻、南を寄棟とし棧瓦葺き、木造平屋建て。西面に棧瓦葺きの庇を設ける。昭和三〇年代以降に設置されたと推測される鉄骨製の庇が棧瓦葺き西側庇の先端に設けられていたが、近年に取り外された。また山崎家から管理を託された横山茂氏によると、屋根の棧瓦は雨漏りが酷かったため平成一〇年に葺替えたといわれている。外壁を漆喰塗りとし、軒廻りに鉢巻を設け、外壁北面に三段、東面に二段の水切り瓦を設置している。

軸部は基礎を切石積み、土台を据え柱を建て桁を廻らす。北室と南室を設け、ともに和小屋で折置組だが、北室は梁間中央に地棟を架けるが、南室は東西面の柱筋から半間入った位置に敷桁を架け、小屋梁に地棟を架ける。北室の柱間隔は約四尺三寸で柱間に間柱を二本建てるが、南室は約三尺で間柱に柱間一本とする。また北室・南室境の柱の南面には横竹を止めていた和釘穴や苅掛刻みの痕跡が残っている。

床は二室とも板張りだが、壁面は北室を縦板張り、南室は荒壁土塗りである。

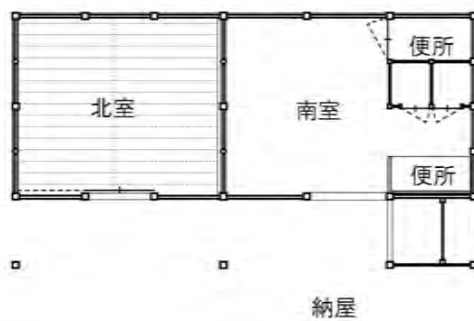
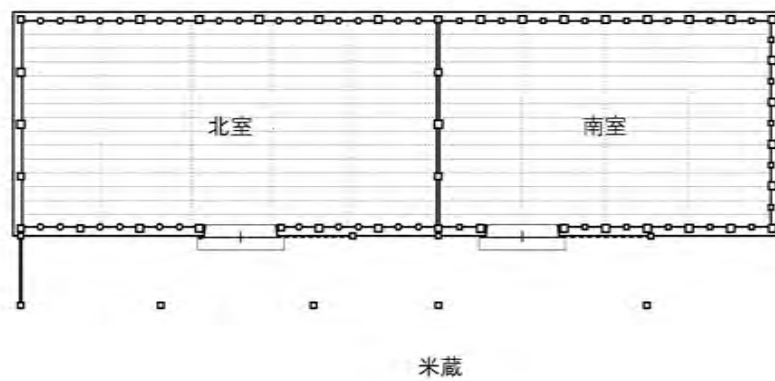


図 2-18、米蔵・納屋 平面図（修理前）



写真 2-18、米蔵 西面



写真 2-19、米蔵 南東面

北室の屋根は垂木を設けているが、南室の屋根は板軒である。

出入口の建具は北室・南室それぞれに設け、片引きの鉄扉である。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていないが、明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」・昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の

図面」には現在の平面で描かれている。しかし『明治十一年松ヶ岡行在所』^{〔註三〕}

三・『明治十一年御巡幸遠江聖跡記稿』^{〔註四〕}には米蔵南室は当時なく、厩舎があつたと記されていることから、北室が主屋と同時期、南室は明治十一年から昭和八年の間に増築されたものと考えられる。ただし北室は土蔵造なので、

安政東海地震に耐えたことも考えられ、安政三年（一八五六）以前に建築された可能性もある。米蔵西面の古写真が残っている（第四章第二節図四十八参照）。

また「掛川行在所平面図」は明治十一年以降に当時を回想して描かれた図面で、南室と増築された北室を描き、「厩舎」と記入したと考えられる。

第九項 納屋

桁行一〇・〇〇メートル、梁間三・九五メートルで、木造平屋建て、切妻造棧瓦葺き、西正面。西面に椽瓦葺きの庇を設け、南側に切妻造波型鉄板葺きの水場を備える。

軸部は基礎を布石敷き、土台を据え柱を建て桁・梁を架ける。北室と南室を設け、ともに和小屋で折置組とし米蔵の北室に類似する。外壁の北面・東面腰は波型鉄板張り、南面は縦板張りでその他は半田塗りである。

北室の床は板敷きで壁は半田塗りだが、南面の腰は簷子下見板張りなので、北室は後補の増築と考えられる。南室の床は叩き、壁は半田塗りで南面東端と西端に「便所」を設ける。

出入口の建具は、北室が片引きの木製格子戸、南室は開放である。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていないが、明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」には北室の北側にもう一室描かれていて、南室の「便所」も現状とは配置が異なる。また西側には庇が描かれているが、南側の水場は描かれていない。昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」にも、北室の北側にもう一室描かれているが、南室の便所は現状と同じ配置である。また水場が描かれ、これも現状と同じである。

山崎家から管理を託された横山茂氏の長男茂明氏によると、北室北側の一室は破損が酷く、昭和三〇年以降に解体したということである。

よって現在の納屋の南室は主屋と同じ安政三年（一八五六）ごろに建てられ、安政三年から明治十一年（一九七八）の間に北室と北側の一室が増築され、明治四四年（一九一一）に南室の便所を改造し、南側に水場を設けたと考えられる。

第一〇項 奥蔵

桁行五・一三メートル、梁間四・一一メートル、土蔵造平屋建て、中二階付。屋根は切妻造棧瓦葺き。外壁は漆喰塗りで軒廻りに鉢巻を設けるが、北面はサイディング張りである。西面に漆喰塗籠の庇を設け、屋根は棧瓦葺き、小屋組は和小屋である。内部は一室で床板張り、壁は縦板張りだが北面には化粧合板が張られている。出入口の建具は片引きの木製格子戸である。現状は奥座敷棟北西の「繋ぎ廊下」から入る構えで、内蔵の形式である。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていない。明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」には、南正面で出入口には庇が掛けられているように描かれ、外部から土蔵へ入る構えとなっている。昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」には現状と同じに描かれている。主屋と同時期に建てられ、当初は独立した外部から使用する土蔵であったが、現在の奥座敷棟が建てられたと推測される明治四四年（一九一一）に内蔵として改築されたと



写真 2-20、納屋 西面



写真 2-21、納屋 北室南面

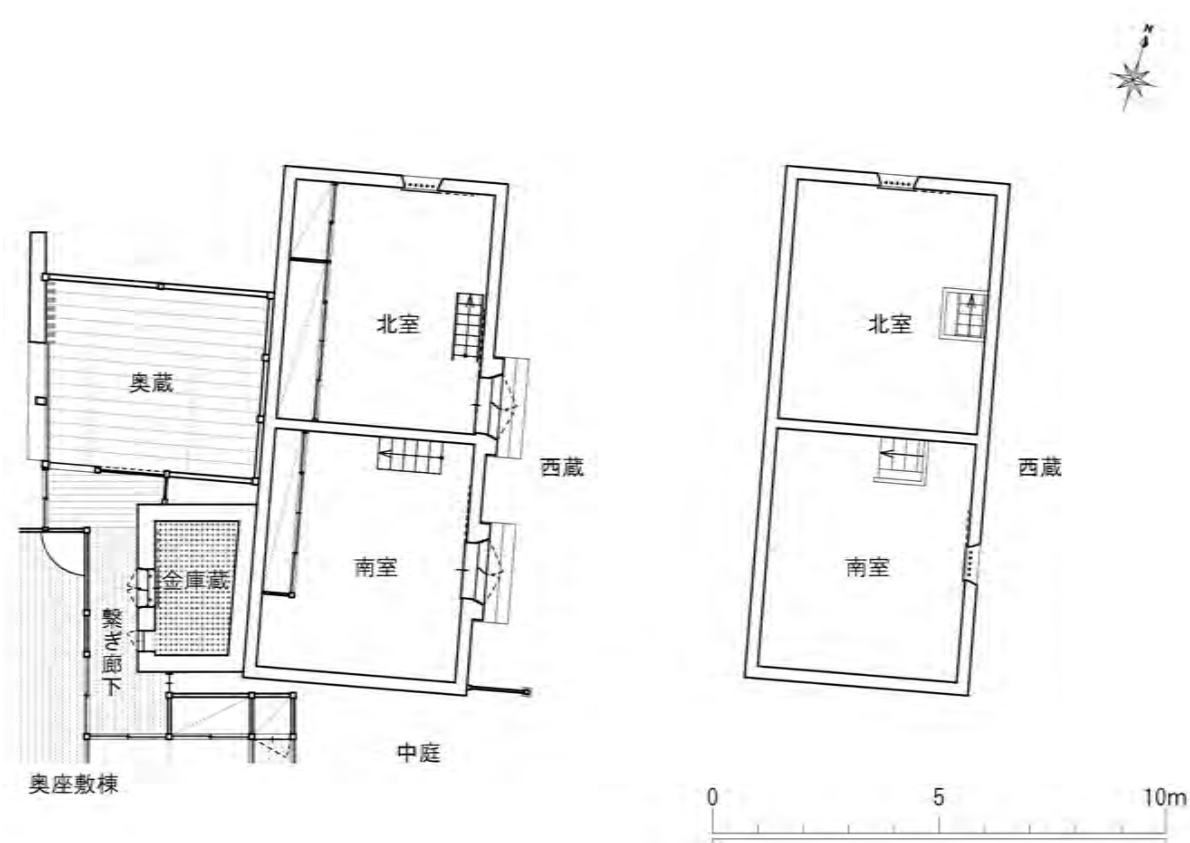


図 2-19、西蔵・奥蔵・金庫蔵 平面図（修理前）
左側：一階平面図 右側：西蔵二階平面図

考えられる。ただし米蔵と同じ土蔵造りなので、安政東海地震に耐えたことも考えられ、安政三年（一八五六）以前に建築された可能性もある。

第十一項 西蔵

桁行一・〇四メートル、梁間四・六六メートル、土蔵造二階建て。屋根は切妻造棧瓦葺き、東正面。東面に近代に設置されたと推測される鉄骨製の庇（波型鉄板葺き）を設ける。

基礎は切石積み、土台を廻らし柱を建て、小屋組は登梁を設け棟木を南北に架ける。

外壁は漆喰塗りで鉢巻を廻らし、南面は漆喰上に縦板張りとする。北面は漆喰塗りの水切りを三段設け、二階窓には鉄製の腕木・出桁と波型鉄板葺きの庇を取付ける。東面波型鉄板葺きの庇の雨押えは熨斗積みとし、熨斗瓦上部に米蔵と同じ水切り瓦を設ける。

内部は北室・南室の二室とし、床板を張り壁は縦板張りとする。南室の破損した床板下にはコンクリート基礎があり、山崎家から管理を託された横山茂氏の長男茂明氏によると、金庫があったとのことである。

出入口の建具は北室・南室それぞれに設け、両開き塗戸と片引きの木製格子戸である。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていない。明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」には、西蔵が描かれていることから主屋と同じ安政三年（一八五六）の建築と考えられる。ただし米蔵と同じ土蔵造なので、安政東海地震に耐えたことも考えられ、安政三年（一八五六）以前に建築された可能性もある。なお、昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」に西蔵は描かれていないが、記載漏れと考えられる。

また古写真（第四章第二節図四一九参照）には西蔵の一部が写っている。



写真 2-23、西蔵 東面



写真 2-22、奥蔵 西面



写真 2-25、金庫蔵 床



写真 2-24、金庫蔵 西面

第二項 金庫蔵

西面三・三〇メートル、北面二・二三メートル、南面一・九六メートル、陸屋根、鉄筋コンクリート造平屋建て、西正面。外側はスクラッチタイル張り、内部は床をタイル張り、壁は腰をタイル張りした漆喰塗り、天井を漆喰塗りとする。出入口の建具は三重で、内側は片引きの真鍮製格子戸、真中は折戸の鉄扉、外側は両開きの鉄扉である。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていないが、昭和初期頃と考えられる。

第三項 北蔵

桁行一三・六五メートル、梁間六・三五メートル、土蔵造二階建て、屋根は寄棟造棧瓦葺き、南正面。南面に近代に設置されたと推測される鉄骨製の庇（波型鉄板葺き）を設ける。この波型鉄板葺きの庇は西蔵東面・味噌蔵南面と同質同形状で、西蔵・北蔵・味噌蔵の取合い部に隅・谷を造り連結させている。

基礎は切石積み、土台を据え柱を建てる。小屋組はキングポストトラスとし、隅合掌を設ける。

外壁は漆喰塗り、北面・西面には西蔵と同様に漆喰塗りの水切りを三段設け、南面波型鉄板葺きの庇の雨押えも西蔵と同様に熨斗積みとし、熨斗瓦上部に米蔵と同じ水切り瓦を設ける。西面二階窓には、西蔵とは異なる形状の鉄製の腕木・出桁と波型鉄板葺きの庇を取付ける。

内部は一・二階とも一室で、床は板張り、壁は柱間に横板張りとする。出入口の建具は二重で、片引きの鉄扉と木製格子戸である。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていない。明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」には北蔵らしき建物が描かれているが、室数および位置に現状と相違がある。昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」に描かれた北蔵は、現状と一致する。明治十一年から昭和八年の間に建築され



図 2-20、北蔵・味噌蔵 平面図（修理前）
上：二階平面図 下：一階平面図

たと考えられる。

第一四項 味噌蔵

桁行七・二六メートル、梁間四・五五メートル、木造平屋建て、一部中二階、切妻造棧瓦葺き、南正面。南面に近代に設置されたと推測される鉄骨製の庇（波型鉄板葺き）を設ける。

基礎は布石を廻らし、土台を据え柱を建てる。小屋組は和小屋だが、野地板には合板が用いられていて、屋根瓦は近年に葺替えられている。

外壁は漆喰塗りだが、東面・北面は漆喰塗りのうえに縦板張りを設ける。内面は東西二室とし、西室の床は板張り、天井は設けず壁・野地板にはアスファルトルーフィングが張られている。東室の床は三和土で、壁は縦板張りとする。出入口の建具は東西二室それぞれに設け、片引きの木製格子戸である。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていない。明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」には味噌蔵らしき建物が描かれているが、室数および位置に現状と相違がある。昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」に描かれた味噌蔵は、現状と一致する。北蔵同様、明治十一年から昭和八年の間に建築されたと考えられる。

第一五項 中門・塀

全長一・二八七メートル・全八間で東正面、中央北寄りに一間棟門の中門を構える。中門は親柱を礎石建て、控え柱を設け、起くりを付けた切妻造棧瓦葺き、両開きの扉は板棧戸である。塀の基礎は布石据え、屋根は棧瓦葺き、腰は東面を目板張り、西面を一枚板の横張り、壁は半田塗りである。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていない。明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」には、異なる平面形状の塀が描かれているが、



写真 2-27、北蔵 一階東面



写真 2-26、北蔵 南面



写真 2-29、味噌蔵 東室



写真 2-28、味噌蔵 南面

昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」には現状の中門・塀が描かれているので昭和八年には存在していたことがわかる。主屋の玄関である「式台」に接続し、木柄が似ていることから、「式台」を増築した明治四四年（一九一）に建てられたと考えられる。中門の足元が写る古写真が残っている（第四章第二節図四一〇参照）。

第一六項 門・塀（表庭と裏庭境）

主屋南東隅から米蔵北西隅に矩折の平面で建つ門と塀で、表庭と裏庭との境界となる。門は南正面、一間棟門、切妻造棧瓦葺き。幅半間の縦板張り袖塀を東西に備え、建具は引違いの板戸である。塀は門の東側袖塀から南に向かって建ち、屋根は切妻造棧瓦葺き、壁は目板張りである。

建築年次を示す棟札・墨書は発見されていない。明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」、昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」にはともに描かれている。屋根瓦は葺替えられ木部材は新しいが、門の冠木は古いので主屋と同時期に建て修理を繰り返して現在に至っていると考えられる。

（第一七項 路地門・袖塀（裏庭と中庭境））

新風呂便所棟北西隅から西蔵南東隅にかけて建つ門と塀で、裏庭と中庭との境界となる。現在はその姿を留めていないが、平成一四年に掛川の建築家八名によって作成された『松ヶ岡屋敷 調査書』（注五）に写真が残っている。門は一間の棟門、柱は丸柱、屋根は切妻造杉皮葺き、建具は欠失しているのか写っていない。幅半間の縦板張りの袖塀を東西に備えている。

建築年次は不明だが、明治十一年（一八七八）と推測される「掛川行在所平面図」には描かれている。昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」には、



写真 2-30、中門・塀 東面



写真 2-31、中門 東面



写真 2-32、中門 西面



写真 2-33、門・袖塀・脇塀 南西面

西藏とともに描かれていないので記載漏れであろう。新風呂便所棟に接続していることから、新風呂便所棟と同年代の可能性がある。

また古写真には露地門が写っているが(第四章第二節図四一九参照)、屋根の造りに相違があるので、前身の露地門であると考えられる。

第一八項 裏門

北西隅の北面、堀の内側に北正面で建つ一間の棟門で、切妻造棧瓦葺きである。扉は板戸片開きで、北門の外側の堀には土橋が架かるが、現在は崩落している。

建築年代は不明だが、明治十一年(一八七八)と推測される「掛川行在所平面図」に描かれているので、主屋建築時から存在していた可能性がある。

第一九項 外堀

敷地の周囲には板塀が建つ。基礎をレンガ積みモルタル塗りで、土台を据え柱を建てる。控柱には鉄骨を用いている。壁面は縦板張りだが、部分的に波型鉄板を張る。屋根は柱に腕木を通し、出桁を設け、目板瓦葺きとするが、部分的に波型鉄板を用いている。

建築年代は不明だが、大正七年(一九一八)五月の年紀のある古写真(第四章第二節図四一五参照)には外堀が写っている。



写真 2-35、露地門・袖塀 北面
『松ヶ岡屋敷 調査書』より引用



写真 2-34、露地門・袖塀 北面



写真 2-37、外堀 南側(長屋門東側)



写真 2-36、裏門 北面

(注 一) 一代当主山崎良太郎氏と弟の山崎文三氏からの聞取りによる。

(注 二) 長屋門の建築年代を示す史料は発見されていないが、建築に関わる史料が『山武市郷土史料集一六 掛川藩から松尾藩へ 近世編』にみられた。

一四二頁、

「嘉永元戊申年 二ノ卅 右筆格山崎万右衛門今度屋敷 致 普請いたし候ニ付、長屋門建申度旨内意伺出候旨町奉行申聞相候処、不苦儀二者候得共近年被仰出も有之、且此度之普請者余程之普請之趣故、外之者之聞取事様ニ相成候而者不宣候間、門之儀者尅兩年も相延置、追而普請いたし候様被仰聞町奉行江申談ス」

一四四頁、

「嘉永二酉年 四ノ十六 山崎万右衛門長屋門建度去二月御内意伺粗御聞濟二者候得共、門之儀者式三年も立見合候様申談置候処、

ベリ出来兼不申候而者引越出来兼候申出、当秋門建度申出御聞濟」

(注 三) 『明治十一年松ヶ岡行在所』山崎鉄丸 昭和三四年一月一九日

挿図にて示している(図二二二参照)。

(注 四) 『明治十一年御巡幸遠江聖跡記稿』山崎常盤

一四頁に「現今ノ米倉ハ南ノ一部ヲ其後増築シタルモノナルガ當時ハ門ノ東ニ厩舎アリ、夫レヘ御馬車ノ馬匹ハ入レタトノ事デアルガ、當御巡幸中ノ御料馬車二輛臣下馬車一輛御物運搬馬車一輛馬匹四十二頭ト用度品記ニ載レル故、此厩舎ヘハ御馬車用ノ馬匹ノ一部ヲ收容シタルモノナルベシト推想サル。」とある。

(注 五) 『松ヶ岡屋敷 調査書』 資料作成日二〇〇二年一〇月二〇日

設計集団ラーンネットワーク

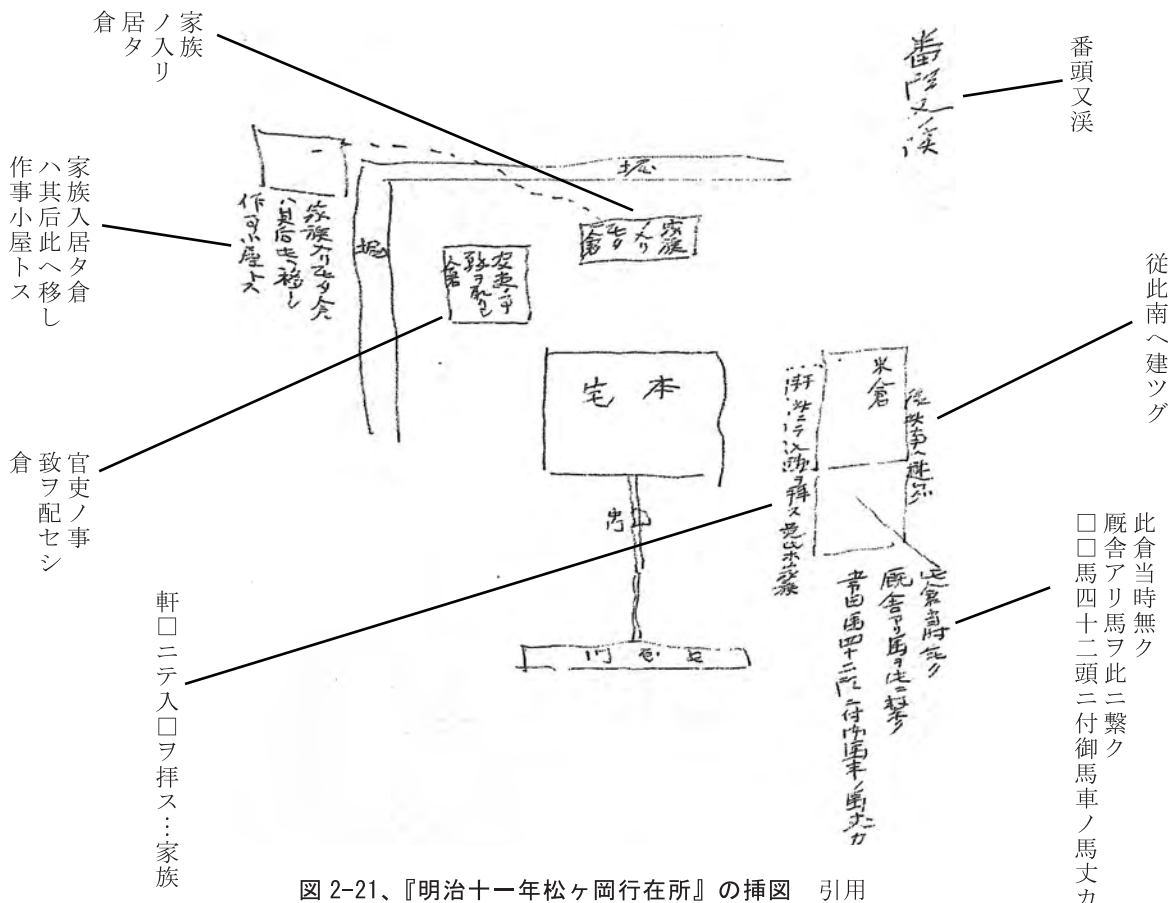


図 2-21、『明治十一年松ヶ岡行在所』の挿図 引用

和暦（西暦）	山崎家および山崎家住宅に関わる出来事	所有者		
		代数	所有者	管理者
江戸中期	伊達方村ヶ谷（現掛川市伊達方）山崎弥左衛門より分家、東山口に出店、その後、掛川城下西町に移り店舗を構える。通称西万（西町の万右衛門）または山万（山崎家の万右衛門）。	初代	才兵衛	〃
宝暦5年～明和6年（1755～1769）	掛川藩太田家の御用向を勤める。	2代	万右衛門	〃
寛政10年～文政11年（1798～1828）	苗字帯刀を許される。掛川藩校開校・掛川誌稿発行・掛川偕楽園開園に経済的援助。	4代	万右衛門（旭） （農園）	〃
文政～天保年間	十王町高屋敷に新店舗を開く。	5代	万右衛門（儀一） （居敬）	〃
弘化4年（1847）	新しい屋敷を構えるため、西町に土地を探す。	6代	万右衛門（才兵衛） （知盈）	〃
嘉永元年（1848）	屋敷を十王裏（現在地）に定め、新築に取り掛かる。			
嘉永4年（1851）	十王裏（現在地）に屋敷を新築。			
嘉永7年（1854）	嘉永7年11月4日（安政元年、1854年12月23日）安政東海地震発生（推定M8.4）。			
安政3年（1856）	主屋建築（棟札）、長屋門・米蔵北室・納屋南室・奥蔵・西蔵の建築もこの頃と推測。			
安政4年（1857）	御家来並右筆となり、5人扶持から25人扶持となる。主屋「仏壇置場」天井裏の土敷きを行う（年号あり）。			
明治初期	米蔵南室・納屋北室はこの頃に増築と推測。	7代	万右衛門（徳治郎） （子常）	〃
明治11年（1878）	明治天皇の北陸東海両道御巡幸に際し行在所として主屋を使用。	8代	千三郎	〃
明治44年（1911）	主屋「式台」を現在の姿に改築（棟札）、中門もこの頃と推測。主屋「台所」廻りの増築と改築もこの頃と推測。奥座敷棟・風呂便所棟もこの頃に増築と長屋門西側居室一部撤去もこの頃と推測。新風呂便所棟、北蔵・味噌蔵はこの頃に建築と推測。	9代	淳一郎	〃
昭和4年（1929）	主屋「式台・廻り縁」の屋根を杉皮葺きから銅板葺きに葺替。二階屋・金庫蔵・新風呂便所棟はこの頃に増築と推測。主屋土間中央にカマドを新設と推測。	10代	健太郎	横山茂氏
昭和8年（1933）	敷地の一部が史跡名勝天然記念物保存法により天皇が行幸した地として史跡指定			
昭和23年（1948）	明治天皇関係史蹟（明治天皇聖蹟）の指定解除。			
昭和31年（1956）	山崎家東京へ引越、敷地および建物の維持管理を近隣の横山茂氏に託す。12月23日から横山茂氏の使用が始まる。			
昭和33年頃（1958）	主屋玄関前板塀・広縁外部の濡縁・蹲踞北側板塀・天窓・北側下屋瓦屋根・東側勝手口修理土間南側に12畳と8畳の畳部屋および「玄関・南縁」を造る、カマドの煙突取替、炊事場新調主屋南東隅に汲取式の便所を新設、金庫蔵・奥蔵屋根修理			
昭和38年頃（1963）	主屋土間北側に「台所・食堂」を造り、電気配線および電気機器新調（カマド撤去）。長屋門瓦屋根葺替、米蔵下屋瓦屋根・東側塀修理。中庭池の修理、主庭の堀土橋を鉄骨に取替。			
昭和42年（1967）	主屋に「新座敷・北物置・北廊下」を造り、12畳と8畳の畳部屋を「作業部屋・南廊下・物置・応接室」に整備。主屋南東隅の便所を浄化槽に替える（後、水洗式に改修）。ほぼ修理前の姿となる。			
昭和45年（1970）	主屋座敷の床組修理。			
昭和54年（1979）	長屋門両側の板塀修理。			
平成10年（1998）	主屋瓦屋根の一部葺替、米蔵屋根瓦葺替。			
平成24年（2012）	掛川市が山崎家住宅の購入決定。	11代	良太郎 掛川市	横山茂氏 掛川市
平成28年（2016）	掛川市指定有形文化財建造物となる（市指定建造物）。		掛川市	〃

図 2-22、旧山崎家住宅略年表

『掛川藩御用達 御三家物語』・『松ヶ丘山崎家略譜稿本』および横山茂氏の聞き取り調査を参考に作成

第四節 文化財の指定

第二項 指定書

指定書

種別 有形文化財（建造物）
 名称 松ヶ岡（旧山崎家住宅）
 員数 一
 特徴 江戸時代後期の豪商の建物で、建造物調査により棟札が発見され、安政三年（一八五六）の建築が確定した。主屋、長屋門、中門などは建築当時のまま残されており、いずれも厳選された第一級の材料をもって丁寧な細工によって建築されている。また、「松ヶ岡」の起源となった赤松も残り、建物と庭園が全体的に江戸時代後期の屋敷構えをほぼ原形のまま残っていて、貴重である。

掛川市指定 有形文化財建造物 に指定する。

平成二八年二月二二日
 掛川市教育委員会
 所有者 掛川市
 所有者の住所 掛川市長谷一丁目1番地の1
 所在の場所 掛川市南西郷八三八番地
 交付（再交付）年月日 平成二八年二月二二日

第二項 掛川城址

旧山崎家住宅が建築されている敷地は、『掛川市遺跡地名表』（平成五年度掛川市教育委員会）で、時代を中近世・遺跡の種類を城館とした「周知の埋蔵文化財包蔵地」となっている。

地図番号	道路番号	遺跡名	所在地	時代の種類												出土品	備考		
				元	文	弥	古	中	平	中	室	中	室	室	室				
17	139-12	不動ヶ行古墳群12号	下流木不動ヶ谷																
#	139-13	# 13号	# #																不動妙王墓・院中塔・五輪塔有り
#	140	鷹穴 蜂 塚	下流木 飛鳥																
#	141	岩谷 遺 跡	# #																弥生土器片
17・24	142	原 遺 跡	上西郷																弥生土器片・土師器片
17・18 24・25	143	天王山 遺 跡	下西郷																
17・18 24・25	144	原新田 遺 跡	下西郷原新田																弥生土器片・土師器片
17	145	藤田 遺 跡	下西郷																
17 18	146	下西郷 遺 跡	下西郷原新田																弥生土器片・土師器片
11 17	147	金丸山 遺 跡	中央西町																消滅
17	148	山麓古墳群	#																
#	148-1	# 1号	#																昭和50年度市教委調査 消滅
#	148-2	# 2号	#																# 消滅
#	148-3	# 3号	#																# 消滅
#	148-4	# 4号	#																# 消滅
17 18	149	掛川城址	城内																平成2～5年度市教委調査

図 2-23、掛川市遺跡地名表

「周知の埋蔵文化財包蔵地」は文化財保護法第九三条に規定されていて、地中に埋蔵された状態で発見される文化財（埋蔵文化財）を包蔵（内部に含んでいる）する土地や範囲のことで、考古学用語の「遺跡」に近い概念である。文化庁によると、貝塚・古墳・城跡・都城などの「周知の埋蔵文化財包蔵地」は全国で約四万六千箇所存在するとされている。

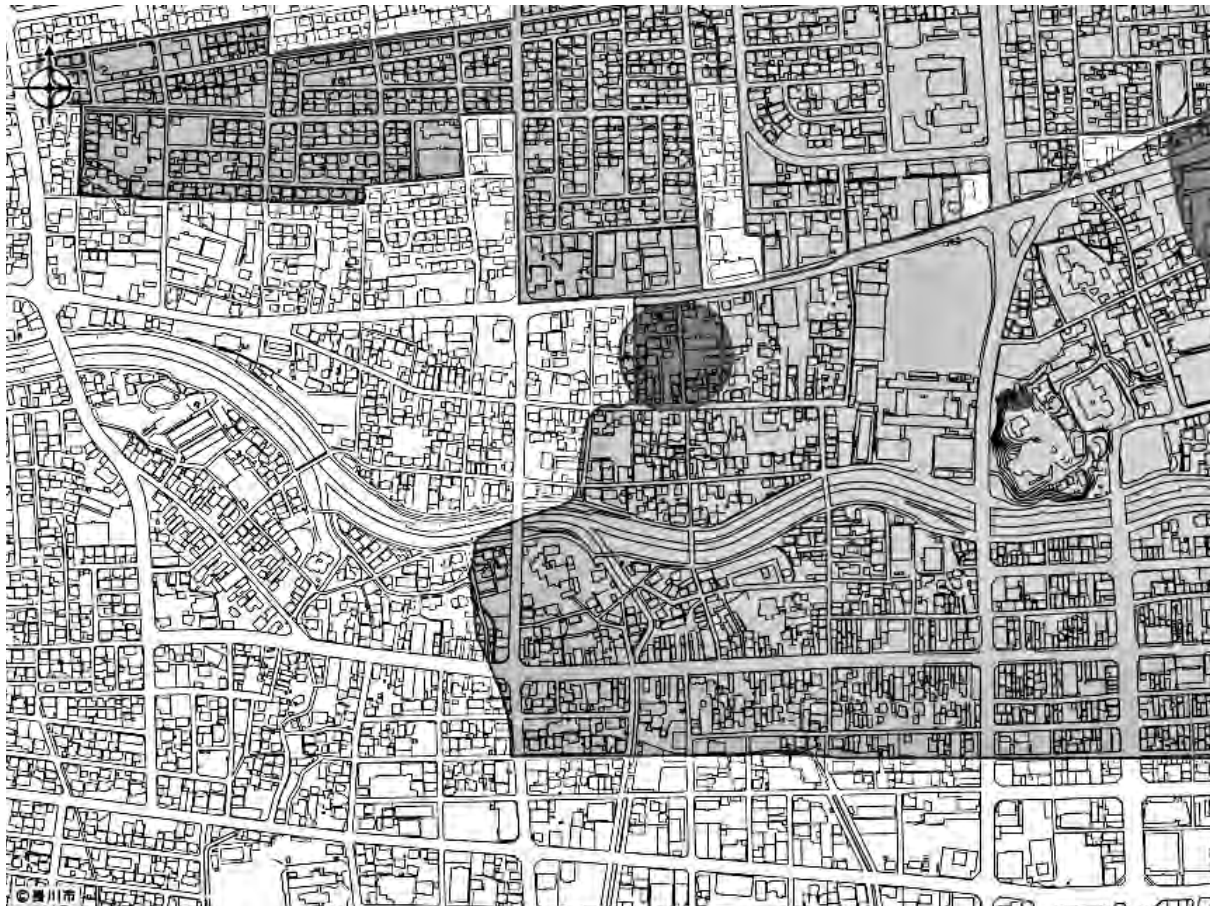


図 2-24、掛川市遺跡地図

第五節 旧山崎家住宅の変遷

第一項 概要

『旧山崎家住宅 調査報告書』^(注)にも取り上げられているが、改めて旧山崎家住宅の古絵図について考察する。なお、古絵図の描写については『旧山崎家住宅 調査報告書』に詳しいので省略する。配置図として描かれている古絵図は、次の三つである。

一、「掛川行在所平面図」※写し(明治十一年(一八七八)〜明治四四年(一九

一一)と推測) 掛川市蔵

原紙は『静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告(特輯号)第一一集 明治天皇聖蹟』昭和十二年、静岡県発行 年記なし

二、「居宅之図」(年代不明「掛川行在所平面図」と同じ時期と推測) 掛川市蔵

三、「史蹟指定時の図面」(昭和十年(一九三五))

『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』文部省発行

※昭和八年(一九三三) 作図として静岡県が提出した図面

「掛川行在所平面図」

旧山崎家住宅に保管されているが、原紙は『旧山崎家住宅 調査報告書』に記載されている『静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告(特輯号)第一一集 明治天皇聖蹟』昭和十二年 静岡県発行」の写しである。

配置図は堀の内側のみが描かれている。建物は間取りが描かれているが、柱・壁・建具は明確ではない。また床の表記では板間は描かれているが、その他は白抜きなので量と土間の判別が不可能である。

この写しには原紙にない記載がある。図の下に「明治十一年十一月一日 行在所 山崎千三郎宅」、主屋には「御座間八畳」・「玄關」・「中門」、米蔵には「厩舎 御馬車ノ馬繋所」・「家族参拝ノ処」、西蔵には「懸史事務室」、西蔵東側の建物には「家族ノ臨時居所」、その北側の井戸には「御膳水井戸」と、行在所として使用された当時の記録が記されている。ただし、何時、誰が記載したかは不明である。

「掛川行在所平面図」には米蔵が現在の平面形状で描かれている。『明治十一年松ヶ岡行在所』の挿図(図二二二参照)には、「從此南へ建ツグ」および「此倉当時無ク厩舎アリ馬ヲ此ニ繋ク□□馬四十二頭ニ付御馬車ノ馬丈カ」と当時の様子が記されていることから、行在所として使用された明治十一年(一八七八)には米蔵の南室は増築されていなかったことになる。よって「掛川行在所平面図」は明治十一年(一八七八)と明治四四年(一九一一)に米蔵南室が増築された後に、行在所当時を回想して描かれたものと考えられる。

「居宅之図」

配置図として描かれている。北と東に逆川があり、南には東海道が描かれている。主屋を中心として建物群が配置されていて、堀も描かれている。建物は外郭線で表されていて内部間仕切りは描かれていない。

堀内側に描かれている建物の配置と輪郭が米蔵を含め「掛川行在所平面図」と同じなので、同年代頃の作図と考えられる。

「史蹟指定時の図面」

配置図として描かれているが、南側・東側は堀までで、西側のみ堀の外側まで描かれている。柱・壁・建具や床の表記は「掛川行在所平面図」と同様で判別が不可能である。西蔵が描かれていないが、記載漏れと考えられる。

第二項 建物配置の比較

前項で述べた三枚の古絵図に、修理前の配置図を合わせた四枚の配置図で建

物の変遷を考察する(図二二二参照)。

三枚の古絵図と修理前配置図を比較すると、建て替えられた建物はあるが、敷地内の建物の配置には大きな変化がないといえる。主屋が建てられた安政三年(一八五六)当初の建物配置を示す史料は発見されていないが、修理前の旧山崎家住宅の建物配置は、ほぼ当初の配置を残していると考えられる。

次に三枚の古絵図と修理前配置図の相違点を考える。「掛川行在所平面図」と「居宅之図」には、建物の配置に相違がみられない。よって「掛川行在所平面図」と「居宅之図」の堀内では大きな相違はみられないので、この二枚の古絵図は同時期くらいのものであると推測される。

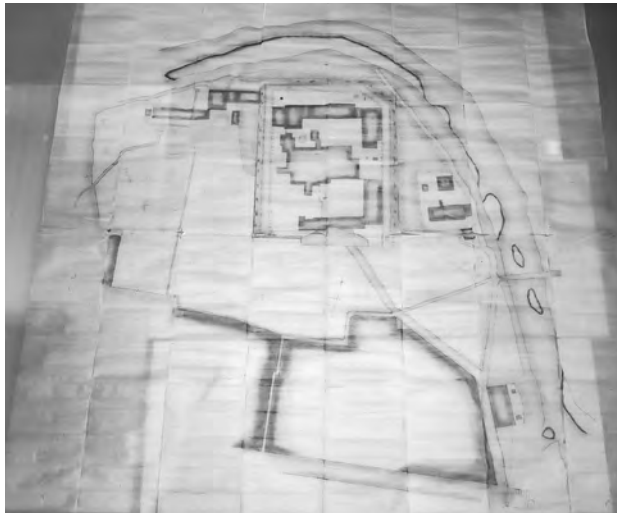
この二枚の古絵図と「史蹟指定時の図面」を比較すると、主屋・長屋門・中門・奥座敷棟・風呂便所棟・新風呂便所棟・奥蔵・北蔵・金庫蔵に、平面規模や間取りの違いといった相違がみられる。「史蹟指定時の図面」と「修理前配置図」を比較すると、主屋・奥座敷棟に平面規模や間取りの違いといった相違がみられる。

建物配置に関しての大きな変化は、「史蹟指定時の図面」を境に大別できる。よって建物の一部が取り払われたものもあるが、現在の旧山崎家住宅は昭和八年(一九三三)「史蹟指定時の図面」のころの形式を留めていると考えられる。それ以前の建物配置は「掛川行在所平面図」・「居宅之図」が示すとおりである。

なお主屋「式台」小屋裏から明治四四年(一九一一)の年号が記された棟札が発見され、九代淳一郎の名も表記されていた。詳細は第二部で述べる。

(注 一) 『旧山崎家住宅 調査報告書』平成二十七年三月吉日

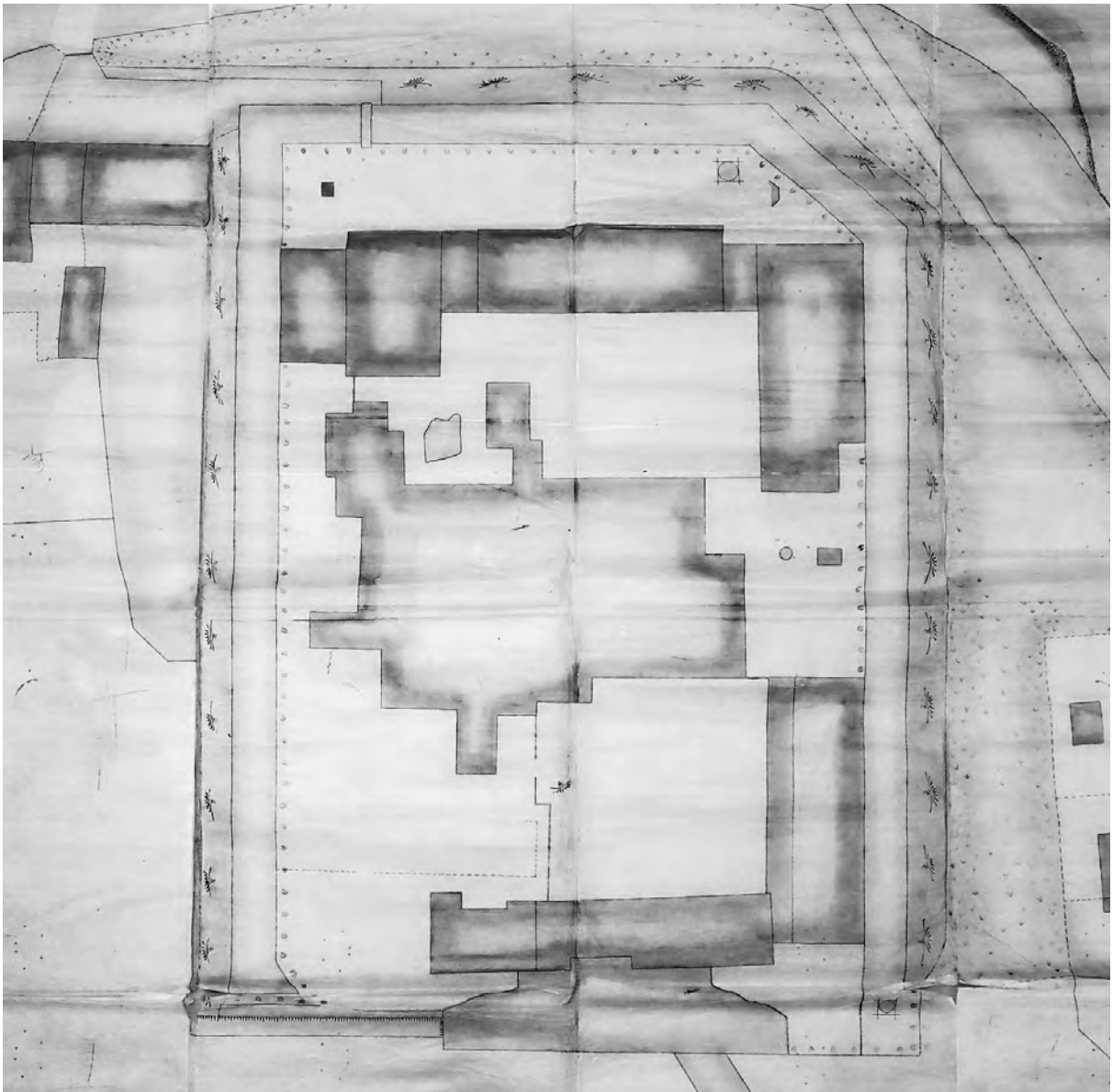
編集 東京藝術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻保存修復
建造物研究室 発行 掛川市教育委員会



2、「居宅之図」全体



1、「居宅之図」袋



3、「居宅之図」部分

图 2-25、「居宅之図」掛川市所蔵

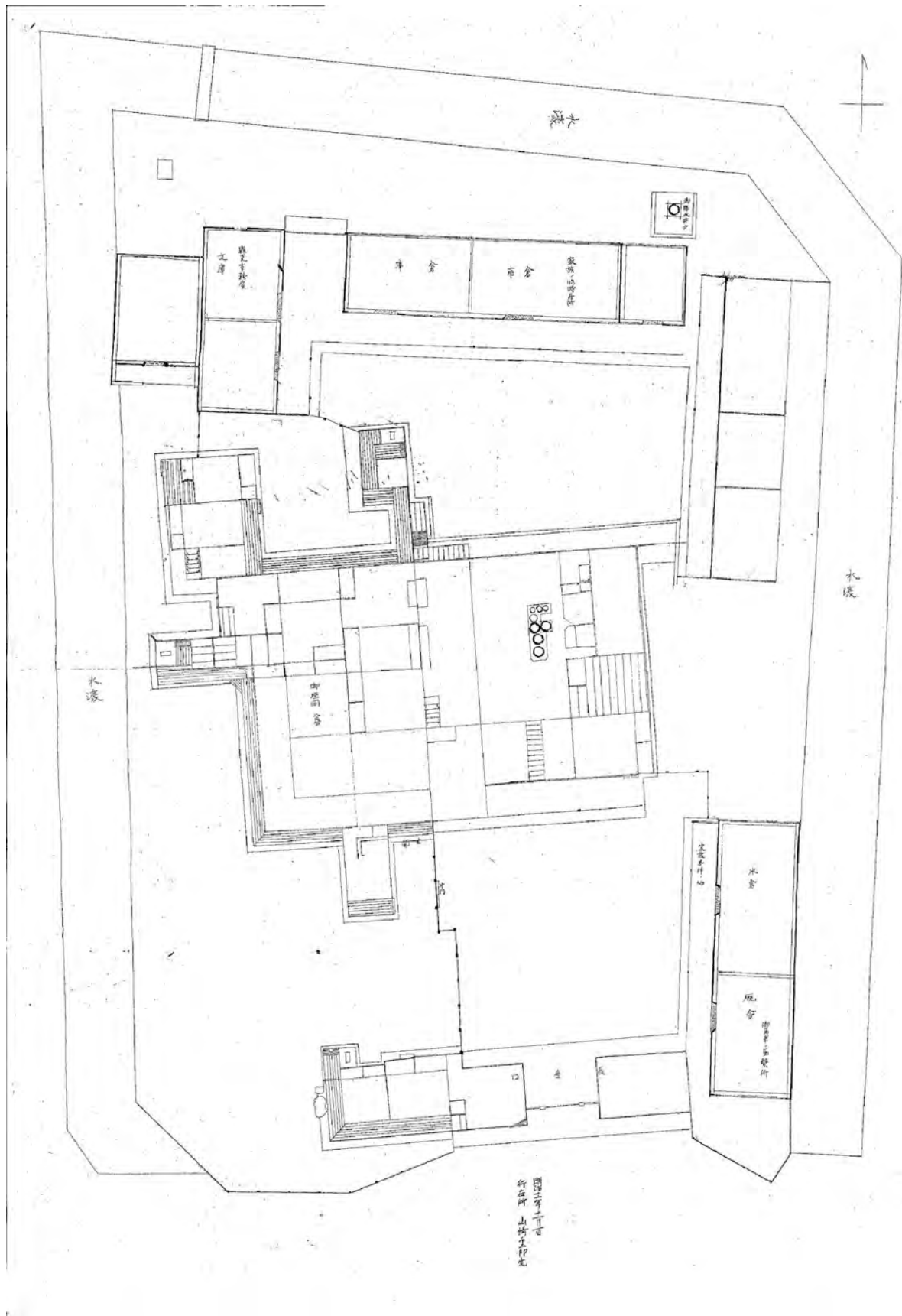


図 2-26、「掛川行在所平面図」掛川市蔵 旧山崎家住宅に保管されていたもの

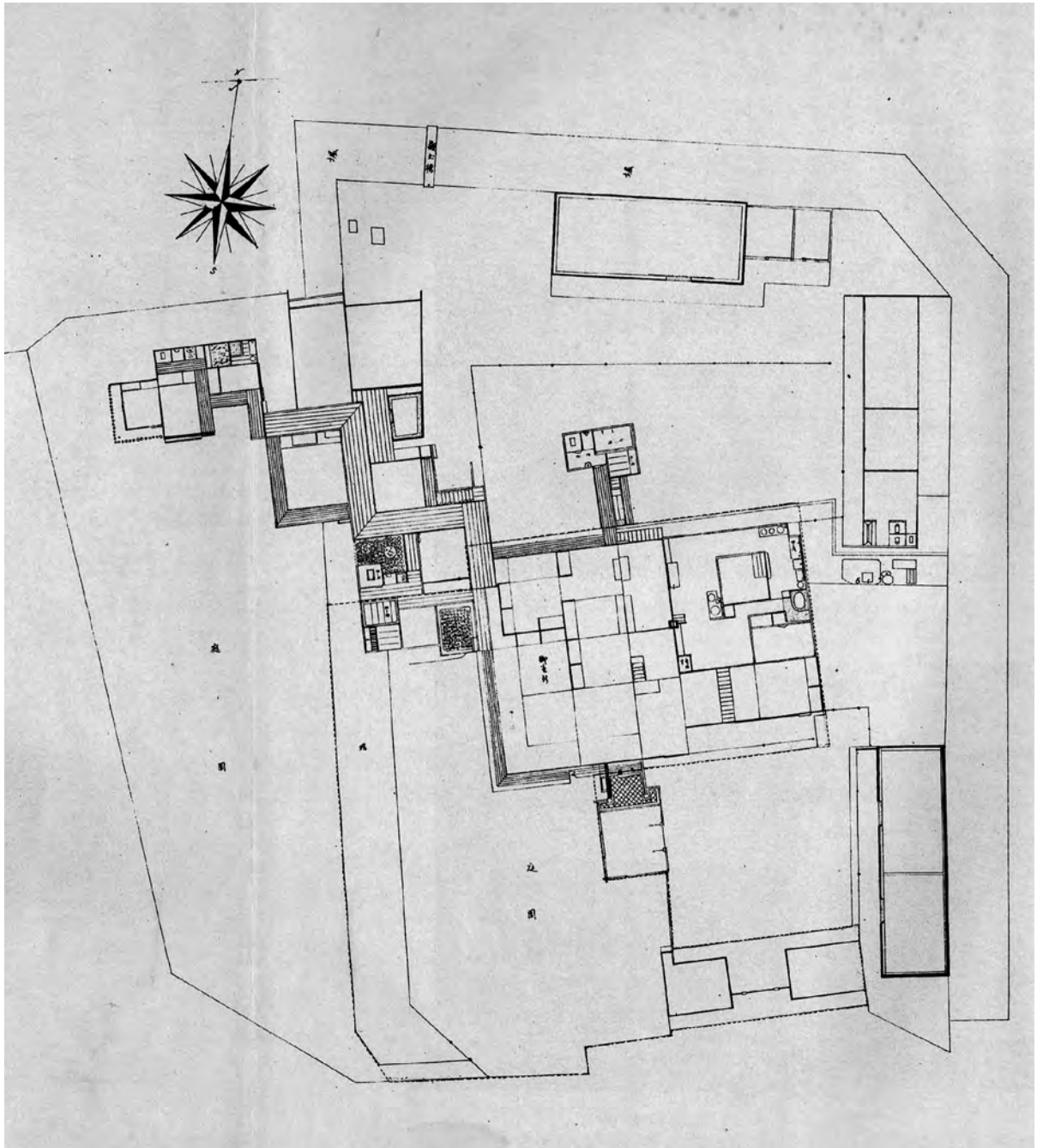


図 2-27、「史蹟指定時の図面」 『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』より引用

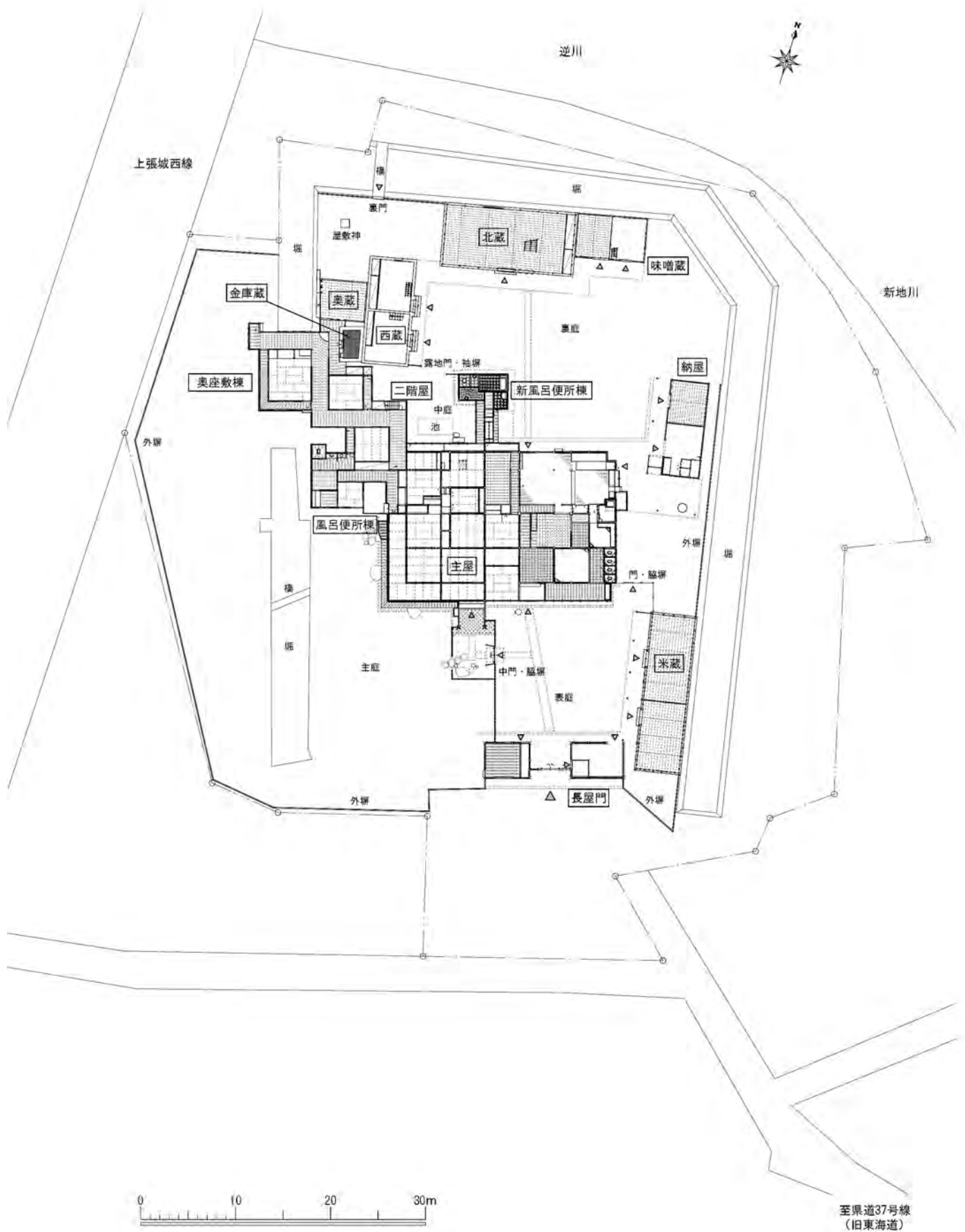
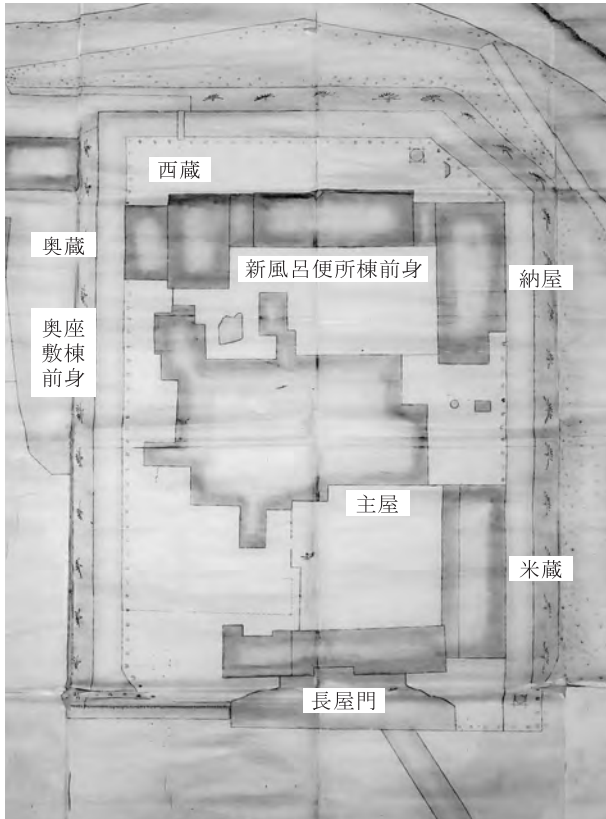
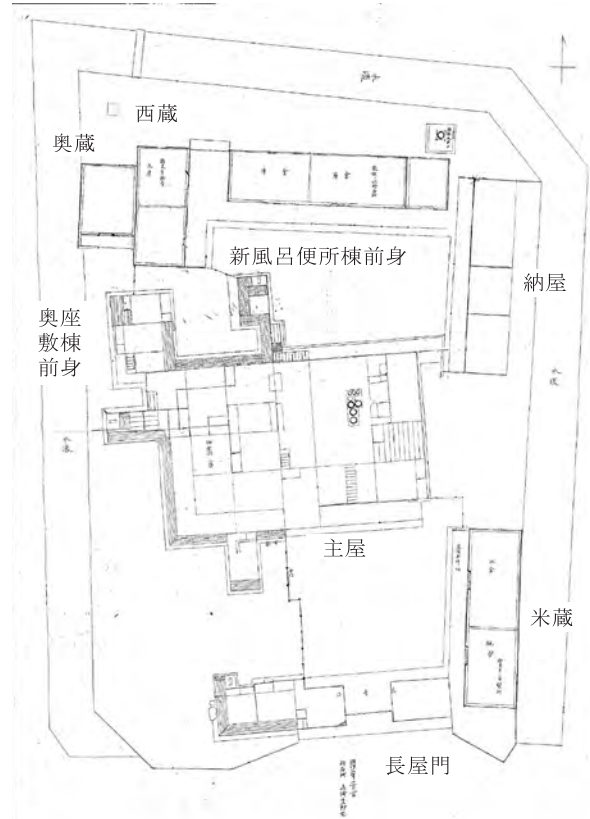


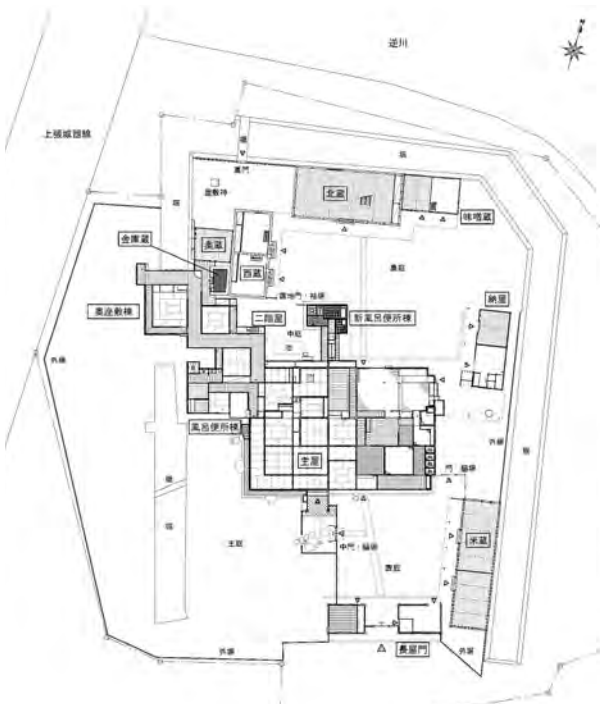
图 2-28、旧山崎家住宅配置图（主屋修理前）



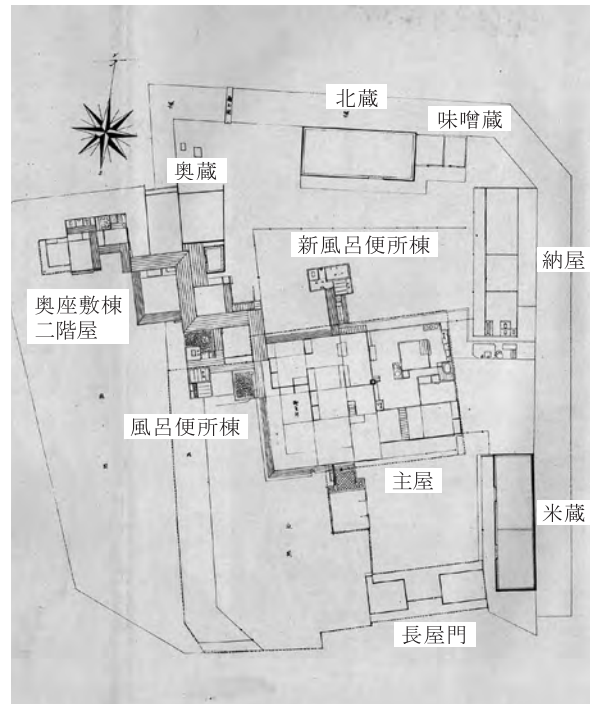
2、居宅之図（部分）



1、掛川行在所平面図



4、旧山崎家住宅配置図（主屋修理前）



3、史蹟指定時の図面

図 2-29、旧山崎家住宅配置図の比較

第三章 修理工事の概要

第一節 概要

第一項 工事までの経緯

旧山崎家住宅は掛川市のほぼ中央に位置する。敷地内にはコの字型の掘が設けられており、敷地中心に主屋を建て南側に長屋門を配し、主屋を囲むように東に米蔵・納屋、北に味噌蔵・北蔵・西に西蔵を廻らす。主屋北面には新風呂便所棟が接続し、主屋北西には風呂便所棟・奥座敷棟・二階屋・奥蔵・金庫蔵が接続する。

主屋は安政三年（一八五六）六代万右衛門（才兵衛・知盈）の時代に建てられたことが棟札によって判明している（第二部第五章第一節第一項参照）。また主屋南面の「式台」は後補の増築で、今回の工事で発見された棟札から、明治四四年（一九一一）九代淳一郎の時代に建てられたことが判明した（第二部第五章第一節第二項参照）。

一〇代健太郎は昭和三十一年に拠点を関東へ移し、屋敷の維持管理を近隣に住していた横山茂氏に託した。横山茂氏は同年から私財を投じて部分的な修理や改造を行いながら、宗教活動の拠点として旧山崎家住宅の維持管理を継続していたが、平成になり山崎家が敷地および屋敷売却の意思を示した。

掛川市は、旧山崎家住宅の文化的価値を損なうことなく、また八代山崎千三郎や寛次郎らの功績を顕彰する拠点として活用を図る目的から、平成二四年一代良太郎の時に旧山崎家住宅の土地・建物を購入した。平成二八年掛川市指定有形文化財となり現在に至っている。

旧山崎家住宅を所有した掛川市は、松ヶ岡保存活用検討委員会（注一）を立上

げ、平成二五年度から二六年度にかけて委員会を開催し旧山崎家住宅の基本方針を決定し、報告書を作成した。

基本方針

- 一 「松ヶ岡」を市民協議により、文化的な拠点として経営を図る。
- 二 「松ヶ岡」の歴史的建造物や庭園を文化財として後世に残す。
- 三 「松ヶ岡」に残る歴史的意義を後世に残す。
- 四 「松ヶ岡」に関わる郷土の偉人を顕彰する。
- 五 「松ヶ岡」の歴史や人物等を媒介にして人材を育成する。

平成二六年度からは松ヶ岡建造物整備委員会（注二）および松ヶ岡プロジェクト推進委員会（注三）を組織し、建造物整備委員会では保存修理工事に関する検討を協議し、松ヶ岡プロジェクト推進委員会では修理後の活用に関する協議を行い、まずは主屋・新風呂便所棟から工事を着手する計画を立てた。

また掛川市の委託により、東京藝術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻保存修復建造物研究室が平成二五年度に建造物の調査を行い、平成二七年に『旧山崎家住宅 調査報告書』を編集し、掛川市によって発行されている。

掛川市が旧山崎家住宅を購入した後、第二章第一節で述べた「松ヶ岡を愛する会」が地元のボランティア団体で結成され、掛川市とともに毎月第四土曜日に屋敷および敷地内の清掃を行い、旧山崎家住宅の維持管理の一端を担ってきた。また旧山崎家住宅の歴史勉強会である「以善会」も結成され、定期的に活動を継続させている。第二章第一節で述べた『松ヶ岡丘山崎家略稿本』は、近年以善会によって訳されたものである。

以上の経緯を経て、一般財団法人京都伝統建築技術協会は平成二七年度以降掛川市からの委託を受け、旧山崎家住宅の保存修理工事へ向けての破損調査を

行い平成二七年度に『松ヶ岡（旧山崎家住宅）調査報告書・破損調査及び修理計画の策定・』を提出。平成二九年度には『都市再生整備計画事業 松ヶ岡修復・活用調査設計報告書』を提出。平成三〇年度には建築審査会の同意を得て建築基準法第三条第一項第四号を適用。平成三一年度には主屋・新風呂便所棟の実施設計業務を委託、令和元年八月から主屋・新風呂便所棟の工事を開始し、総工事費二四二、〇三九、六〇〇円、工事年数五ヶ年、工事期間四五ヶ月をもって、令和五年六月に主屋・新風呂便所棟の工事一切を完了した。

第二項 主屋 修理方針

屋根は上屋・下屋とも屋根瓦の葺き乱れが大きく、特に下屋庇の木部は雨漏りによる雨腐れが大きかったが、その他の部材自体の破損が比較的少ない状態であった。通常であれば部分修理で対応できると考えられたが、床の不陸よりも柱の傾斜が大きいため、これを修正するためには屋根瓦を下して重量を軽くし、木部・土壁の一部を解体たうえて柱の不陸と傾斜の修正を行い、あわせて破損木部の修理を行う必要があった。また屋根瓦は土葺きだが、屋根の軽量化を図るため、空葺きにする必要性が考えられた。よって修理方針を、屋根葺替および部分修理工事とした。

内部の床上部は比較的健全な状態であったが旧土間部は昭和三十一年に山崎家が拠点に関東に移す際、屋敷の管理を託された横山茂氏によって昭和三〇年代から同四〇年代にかけて改造されていた。今回の工事で床・壁・天井に新設されていた新建材等の後補材を撤去したところ、多くの痕跡や旧部材が発見された。横山茂氏とご子息の横山茂明氏にお願いし改造前の建物の様子を聞き取り調査したところ、痕跡や旧部材の本来の位置が判明し、山崎家が関東へ移る直前の昭和三十一年の姿を復原することが可能となり、また昭和三〇年代以降の改造の経緯も明らかとなった。さらに工事中の調査によって、山崎家が関東へ移る

直前の姿は、昭和八年（一九三三）の「史跡指定時の図面」（第二章第五節）と一致することが判明した。よって旧土間部は痕跡・旧部材・横山茂氏・長男茂明氏の供述をもとに昭和八年の姿に復原することを計画した。

「女中部屋」および「番頭部屋」は復原の根拠に乏しいため、「女中部屋」は「便所」に、「番頭部屋」は「管理室」として利活用に必要な施設として整備する計画とした。

また電気設備・機械設備の整備を行い、あわせて自動火災報知設備の新設を計画した。

第三項 新風呂便所棟 修理方針

屋根瓦の葺き乱れが大きく、北西隅は雨漏りにより朽ちている状態であった。内部は土壁上塗りの剥離・剥落がみられた。

屋根瓦と軒先木部の破損が著しく、外壁および内部には大きな破損がみられなかったため、修理方針を、屋根葺替および部分修理工事とした。

（注 一） 松ヶ岡保存活用検討委員会

旧山崎家住宅の保存活用を検討する委員会で、平成二五年度から二六年度にかけて一〇回開催された。

（注 二） 松ヶ岡建造物整備委員会

旧山崎家住宅の保存修理工事を検討する委員会。複数の建物が現存するため、現在も進行中である。

（注 三） 松ヶ岡プロジェクト推進委員会

旧山崎家住宅の活用を検討する委員会。複数の建物が現存するため、現在も進行中である。

第二節 工事の経過

概要

当初は工事期間を四ヶ年に設定したが、工期延長を行ったため最終的には五ヶ年となった。また工期と予算の関係から、令和二年度からは通常の単年度工事発注ではなく、債務負担行為を適用して発注した。

建築工事については、一年目に主屋旧土間部の後補材撤去を行い、二年目に屋根葺材の解体と軸部の破損木部の修理と建物の歪み修正、三年目に屋根葺材の葺替、床組材および造作材の修理を行い、土壁は小舞掻き荒壁土を付け、四年目に残りの造作と土壁の中塗り・上塗りを施し、建具の修理・新調を行い、畳の敷戻しおよび新調を行い、また雨樋の修理・整備も行った。

設備工事については、一年目・二年目に既存設備の一部撤去を行い、三年目に電気設備・機械設備の配管・配線を新設し、四年目に機器の新設を行った。

令和元年度（令和元年七月）令和二年（二月）

旧土間部に、昭和三〇年代から同四〇年代にかけて新設された床・壁・天井に設けられた後補の新材を撤去した。後補の新材は昭和三十一年から旧山崎家住宅を管理していた横山茂氏が設けたもので、聞き取り調査を踏まえて撤去した。また旧土間部の復原のため、横山茂氏および長男の横山茂明氏からの聞き取り調査を行い、痕跡と一致することを確認した。雨漏りが酷くシート養生されていた下屋の北流れおよび東流れ北側部分の屋根瓦・土居葺きを撤去し、新しくシート養生を施した。

令和二年度（三月）令和二年八月（令和三年六月）

主屋・新風呂便所棟に素屋根を仮設した。主屋は上屋・下屋の屋根瓦・銅板葺きおよび土居葺きを撤去し、軸部・屋根（上屋は土居葺きまで、下屋は部分的に野地板・垂木まで）・壁を部分解体し、軸部・屋根の破損木部の修理・取替えを行い、柱の不陸・傾斜の修正を行った。設備工事は、既存設備の一部撤去を行った。新風呂便所棟は屋根瓦・土居葺きを撤去し、部分的に野木舞・垂木を取外し、屋根の破損木部の修理・取替えを行った。

令和三年度（四月）令和三年六月（令和四年九月）

主屋は瓦葺き屋根面の不陸調整を行い、屋根瓦および銅板を葺替えた。床組材および造作材の破損木部の修理・取替・新調を行い、床下換気口の修理および整備を行った。解体した壁は小舞の取替・荒壁土塗りを施した。既存設備の一部を撤去し、電気設備・機械設備の配管・配線の取替え、自動火災報知設備を新設するために配管・配線を行った。新風呂便所棟も同様とした。

令和四年度（五月）令和四年九月（令和五年六月）

主屋は造作材の破損木部の修理・取替・新調を行い、床下換気口の修理および整備を行った。令和三年度から四年度にかけて新調した荒壁土に、中塗り・上塗りを行うとともに、既存土壁の割れ・散り切れ部分の補修を行った。屋根は雨樋の修理・取付けを行い、あわせて整備を行った。破損建具の修理、欠失建具の新調を行った。畳は欠失している部分を新調した。電気設備・機械設備の機器取付けを行い、自動火災報知設備を新設した。新風呂便所棟も同様とした。また主屋に付属する中門・塀も、一部屋根葺替と破損木部および破損壁の部分補修・塗替えを行った。

第三節 工事関係者

所有者	掛川市	掛川市長	久保田 崇	監督	中村 伸夫
		同(前任)	松井 三郎	技師	濱野 豪
担当部局				同	下条 典功
令和元年度	掛川市教育委員会	教育長	佐藤 嘉晃	同	松本 真弓
		教育部長	榛葉 貴昭	同	岸本 佳子
		社会教育課長	戸塚 和美	同	西尾 瑞希
		主幹兼文化財係長	鬼澤 勝人	臨時職員	鶴川 夏美
		文化財係	山本 邦一	代表取締役	佐々木健杜
				代表取締役	広瀬 寧子
				電気設備	手塚 健雄
				機械設備	鈴木 秀将
				代表取締役	上間 智之
令和二年～五年度		協働環境部長	都築 良樹	代表取締役	藤原 龍美
		同(前任)	栗田 一吉		
		文化・スポーツ振興課長	山田 京子		
		同(前任)	中山 善文	代表取締役	戸塚 成男
		主幹兼文化財係長		現場代理人	井原 鋭男
		(令和二年度)	鬼澤 勝人	(株)フクダ架設	福田 将士
		文化財係長	井村 広巳	(有)ナチュラルパートナーズ	
		文化財係	山本 邦一	(株)渡邊商店	渡邊 隆之
設計監理 (一財)京都伝統建築技術協会		理事長	日向 進		
		同(前任)	持田 武夫	代表取締役	鈴木 佑
		同(前任)	中村 昌生	同(前任)	鈴木 鉄雄
				令和二年度～三年度	
				請負業者	飛鳥工務店
				請負業者	株式会社
				協力業者	仮設工事
				協力業者	解体工事
				請負業者	株式会社
				請負業者	山本組

解体工事・木工事

棟梁 鈴木 朋之

大工 戸塚 裕晶

同 水野正太郎

同 大石 瑞輝

同 池畑 春樹

現場代理人 栗田 将

(株) 高藤 隆

松下工業 松下 清

(有) アスカクレーン 杉山 忠

(有) 河原崎瓦店 河原崎太輔

出野板金 出野 達巳

佐次本木工 佐次本武司

杉嶋畳店 杉嶋 保英

成行左官 赤堀 想七

(株) 西山電気 西山 貴之

石田設備 石田 和弘

(株) 飛鳥工務店 鈴木 佑

同(前任) 鈴木 鉄雄

令和三年度～四年度

請負業者 株式会社 山本組

代表取締役 戸塚 成男

現場代理人 加藤 寿美

(株) 高藤 隆

松下工業 松下 清

解体工事・木工事

(株) 飛鳥工務店

鈴木 佑

担当 栗田 将

棟梁 鈴木 朋之

大工 水野正太郎

同 池畑 春樹

同 藤井 太陽

同 加納 勝

(有) 河原崎瓦店 河原崎太輔

出野板金 出野 達巳

成行左官 赤堀 想七

(株) 西山電気 西山 貴之

鈴木与技研株式会社 杉山 和幸

西部営業所 担当 小田 雅人

石田設備 石田 和弘

(株) 飛鳥工務店 鈴木 佑

創嘉瓦工業(株) 石原 史也

代表取締役 鈴木 佑

棟梁 鈴木 朋之

大工 藤井 太陽

同 加納 勝

現場代理人 栗田 将

(株) 高藤 隆

(有) アスカクレーン 杉山 忠

(株) mk テック 松下 清

協力業者 仮設工事

請負業者 株式会社 飛鳥工務店

令和四年度～五年度

請負業者 株式会社 飛鳥工務店

木工事

令和元年度に後補材撤去、令和二年度～三年度に屋根解体・破損木部の修理を行い、令和三年度～四年度に屋根葺替・破損木部修理・土壁塗りを行い、令和四年度～五年度に造作・壁中上塗り・建具・内装工事を行った。工事実施工程は図三・一に示すとおりである。

第四節 工事実施工程

基礎工事	成行左官	赤堀 想七
屋根工事	庭工房 泰安	諸井 博幸
板金工事	(有)河原崎瓦店	河原崎太輔
左官工事	出野板金	出野 達巳
塗装工事	成行左官	赤堀 想七
内装工事	雄和美装	佐藤 和雄
	大東装室	溝口 哲夫
建具工事	山華堂表具店	鈴木 一也
畳工事	佐次本木工	佐次本武司
電気設備工事	杉嶋畳店	杉嶋 保英
自動火災報知設備工事	(株)西山電気	西山 貴之
機械設備工事	鈴木と技研株式会社	杉山 和幸
	西部営業所 担当	小田 雅人
	石田設備	石田 和弘
資材納入	木材納入	(株)飛鳥工務店 鈴木 佑

区分	時期	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度														
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
工事準備	着手準備																																			
	実施設計																																			
	実測図調整																																			
	調査作成																																			
	記録作成																																			
	報告書作成																																			
建築工事	着手準備																																			
	仮設工事																																			
	解体工事																																			
	基礎工事																																			
	木工事																																			
	屋根工事																																			
	板金工事																																			
	左官工事																																			
	内装工事																																			
	建具工事																																			
	養生工事																																			
設備工事	電気設備工事																																			
	機械設備工事																																			

図3-1、実施工程表

第五節 実施仕様

修理概要

一、主屋

屋根の瓦・土居葺きはすべて、野地板・垂木は一部の取解きを行い、床は畳・荒板・一部床板を、天井は一部の取解きを行った。床の不陸調整のため、バタ角で井桁を組み、溝形鋼で柱を挟み部分的にジャッキアップし、土台下には不陸調整材を入れ、礎石建ちの柱は根継を行った。柱の傾斜修正は、梁と柱脚・足固めに対角線でロープを架けチェーンブロックで締め直した。不陸調整・傾斜調整により土壁の散切れを起こす可能性のある部分は、あらかじめ散切りを行った。あわせて東石の据直し、木部破損箇所の取替や繕いを行い、屋根瓦の葺替・壁（小舞下地・荒壁・中塗・上塗）・建具の修理および畳の新調・整備を行なった。また電気設備・機械設備の取替・新設・整備と防災設備・非常照明設備の新設を行なった。

二、新風呂便所棟

屋根の瓦・土居葺はすべて、野地板・垂木は一部を取解き、破損木部の修理を行った。あわせて屋根瓦の葺替・壁（中塗・上塗）・建具の修理を行なった。また電気設備の整備と防災設備・非常照明設備の新設を行なった。

通則

一、総則

本工事は、文化財指定建造物の修理工事に準じ、文化財の価値を損ずることがないよう万全を期し施工した。施工にあたっては、公益財団法人文化財建造物保存技術協会による「文化財建造物木工技術者」認定者、もしくは一

般財団法人日本伝統建築技術保存会による「伝統建築技能研修（後期）」受講修了者であつて静岡県西部のものを配置した。

仕様書ならびに設計書に明記しない事項は、建築基準法・消防法・同施行令および施行規則ならびに日本建築学会標準仕様書・土木学会標準仕様書等に基づいて施工し、施工にあたっては係員と十分打ち合わせを行なった。

記載外の事項または質疑を生じた場合は、すべて監督職員ならびに係員の指示に従つて施工した。

二、解体

各部の解体は監督職員ならびに係員の了解を得たうえで行った。解体部材には必要に応じて番号札を付け、丁寧に取解いた。

三、材料検収

本工事に使用する材料は、すべて係員の検査を受け合格したものを使用した。

四、施工図等

施工図・原寸図・型板・規矩図等は必要に応じて作成し、係員の検査を受けた後施工した。立ち上り・軒廻り・その他曲線材は原則として現寸引付けとして施工した。

五、材料保管

使用する材料で係員の検査に合格したものは、すべて良好な状態で保管し、湿気・盗難・火災等に対し、十分な対策を講じた。

六、その他

本工事は建物を後世に伝える文化財建造物保存修理であるため、建物の意匠・工法・形状等は、現状に倣った工事を行うことを原則としたが、建物の保存に支障をきたす事が予想される場合には、係員に報告し、協議の上、係員の承諾を得て施工した。

施工中における火気取扱い場所は協議の上定め、所定の場所以外での喫煙等は一切禁止した。

仮設工事

一、計画

工事期間中、現場周辺に工事区域を設定してカラーコーン・コーンバーを設けるとともに、仮設電気・仮設水道の引き込みを行った。工事に支障となる建物各部および灯籠・樹木・工作物等には汚破損の恐れのないよう、適切な養生を施した。原則として仮設物設置のための根切りは行わず、現地表面に建設した。

二、ヤード整備

敷地内や車両通路にあたる既存石畳や側溝石蓋には、随時鉄板敷等による適切な養生を施した。

三、作業員詰所・保存小屋

工事ヤード内に現場事務所・作業員詰所を架設した。器具・材料等の置場に供する保存小屋は敷地内にある米蔵・北蔵に養生を施し使用した。

四、足場

外部・内部とも単管足場もしくはピケ足場および脚立足場とし、労働安全衛生法・建築基準法・その他関係法令に従い、適切な材料および構造のものとした。

五、素屋根

素屋根壁面は枠組足場、軒足場は単管組で、振れ止め・筋違等で補強し、必要箇所に作業用の階段を併設した。屋根の棟・母屋は鉄骨立体三角トラスとし、単管の垂木を流し、米ツガの胴縁を垂木上に番線で緊結し、波型鋼板張り、要所に明り取り用として塩化ビニル波板張りを施した。外周は波型鉄

板・塩化ビニル波板・メッシュシート張りを施した。

イ、材料

枠組足場	規格品 径四八・六mm
単管	規格品 径四八・六mm
支柱材・横継材	規格品 径四八・六mm
鉄板	小波鉄板 厚〇・一九mm 長一・八m
塩ビ板	塩ビ小波板 厚〇・八mm 長一・八m
胴縁	米ツガ材 五〇mm角 @〇・九m以内
シート	ポリエステルシート 厚〇・四mm 防炎I類加工
軒足場	メッシュシート 引張強度一八〇以上JIS I類
鋼製布板、木製布板、合板厚一二mm	
口、工法	



写真 3-1、素屋根架設状況



写真 3-2、作業員詰所・現場事務所

周囲は枠組足場・トラスは鉄骨で組立て、要所を根絡み・筋違・頬杖・火打等で補強した。軒廻りには作業用の軒足場を設けた。屋根は鉄骨トラスに単管垂木をクランプで繋結し、垂木上に胴縁を鉄線絡みとして屋根板を笠釘止めとした。外周をメッシュシート張りした。地盤面・建物の屋根瓦面に単管等を建てる場合は、緩衝材・足場板等で養生を行い、損傷しないよう注意した。

六、各部養生

各工事の施工に際して、周囲の造作部材等に破損や汚損を及ぼす恐れのあるものに板囲い・シート覆い等の適切な養生を施した。

七、その他

工事完了後、すべての仮設物を撤去し、その跡および付近は清掃・地均し等を行なった。

解体工事

一、計画

設計図書に倣い必要な部分の解体を行うが、可能な限り最小限に留めた。また解体前・解体中・解体後の写真撮影を行った。

二、準備

解体着手前に柱位置を基とした平面番付を定め、木部・建具・照明機器等解体するすべての部材に位置・名称などを記した番付札を付し、必要な諸調査・実測・写真撮影等を完了した。準備完了後、順序よく丁寧に解体し、その間必要な部材寸法、材種、年代区分、破損程度、仕上げ寸法、仕様、痕跡、転用材、古材などを記録した。

三、解体及び調査

屋根葺替のための瓦および銅板解体・土居葺解体を行った。また破損木部

の取替・繕いを行う上で必要となる一部壁の取解きを行った。

屋根瓦のすべて、銅板一文字葺きの一部、土居葺の解体を行い、あわせて雨樋の取外しを行った。取解いた瓦は監督職員および係員の指示する場所に集積し、選別・清掃を行った。また、古瓦で監督職員および係員の指示するものは保存した。

土壁は、解体前に上塗りの違う部分ごとに可能な限りのトレンチ調査を行い、小舞の仕様・土壁の仕様・塗厚等の調査を行った。解体した荒壁土およびコソゲ落した上塗り土で再用可能なものは再利用した。

木部の解体は周囲の取合い部材を傷めないように慎重に行い。解体の際、止釘・痕跡等にはチョークによるマーキングを行った。

四、養生

建具類・造作材その他運搬に際して破損の生じ易い部材は、菰・紙・添板等で養生した。

五、運搬及び古材整理

解体した部材は再用・繕い・取替え予定等に区分し、同材種毎に整理して損傷のないよう養生を施し、素屋根および敷地内に建つ米蔵・北蔵に運搬し整理格納した。その際、汚損等の生じないよう取り扱いには特に注意した。

基礎工事

一、計画

礎石・化粧束石の補修、束石の新設、切石積み補修、布石の新設等を行った。前身建物の遺構が残っている可能性があるため、根切りは表土を漉き取る程度とし、根巻モルタルは用いず、地盤面を突き固めて据え付けた。

二、礎石・化粧束石補修

礎石・化粧束石の風食が大きい部分は、色粉を混ぜた色モルタルで補修し、

表面は周囲と調和するよう小叩き仕上げとした。

三、東石新設

欠失していた東石は、コンクリート製東石を新設した。

四、切石積補修

主屋北東側の切石積みで風食が大きい部分は、礎石と同様補修した。

五、布石据付

布石は下地にJIS規格品のコンクリートブロックC種で幅一〇〇mmを使用し、コンクリートブロック据付後、化粧面を防水モルタル塗り木鏝仕上げとした。

六、土間コンクリート

「便所」に土間コンクリートを新設した。根切り・砕石地業(厚六〇mm)・ポリエチレンフィルム敷き(厚〇・一五mm)を施し、溶接金網(径六mm)を敷き、土間コンクリート(厚六〇mm、二二・一五・二五)を打設した。



写真 3-3、礎石補修状況



写真 3-4、コンクリートブロック新設状況

木工事

一、計画

腐朽している軸部・小屋組・床組・造作材の修理・取替・新調・整備し柱の不陸・傾斜の修正を行った。

二、再用材

当初材は将来の保存に支障のないかぎり努めて再用し、後補材についても形状・技法等が特に不揃いでないものは使用した。

三、取替材

腐朽・破損の甚だしいもの、或いは活用に向けての整備などの理由によるものは取替または新補した。取替材は原則としてヒノキ・スギとし、旧形・旧工法を踏襲した。

木材は事前に係員の検査を受け、合格したものを使用した。

挽立て材は赤身とし、板類は赤身勝ちを標準とした。

四、古材繕い

腐朽破損箇所の繕いや見え掛かりの不要な穴、あるいは継手仕口の繕いは、継木・埋木・矧木により行なった。原則として母材と同材種・同品質の材を用い、なるべく木目の合う材を充てた。なお、表面仕上げは母材に倣うものとし、一〇mm程度の散りをみて削り合わせ、古材を荒らさないようにした。

埋木・矧木は充当材の傍・木口とも木殺したうえ接着剤を用いた。接着剤は、原則として酢酸ビニル系およびエポキシ樹脂系とし、見え隠れで釘打ちできるものは忍釘打ちとした。

部材が小さくて埋木・矧木が不相当と認められるもの、あるいは木肌や木質部が虫害等で剥離している部分には、エポキシ系樹脂で周囲と調和した木肌仕上げた。

現状での保存が必要と判断された仕口穴等の痕跡は、埋木せず、スギ板な

どで蓋をし、洋釘止めとした。

五、新材加工

新材の加工は旧形・旧工法を踏襲し、継手・仕口・曲線等も在来のものに倣った。板類は合決りまたは雇い実とする納まりを標準とした。

六、修理年号の烙印

補足材には、すべて見え隠れ部分に修理年号の烙印を押した。

七、古色処理

補足材の見え掛かりには、周囲と調和した古色処理を施した。古色液は柿渋を主体とし、これにアンバー粉・アルコールなどを混ぜたものを刷毛塗りした。

八、木部防蟻処理

木部の柱脚部等床廻り材や地覆石等に接する部分および雨水により腐食の恐れがある部分には、(世)日本しろあり対策協会または文化財虫害研究所の認定品で、防蟻を兼ねた防蟻剤を二回塗り(二〇〇ml以上/m²)で塗布した。

九、金物

再用可能な金物は出来る限り再利用した。再用する金物は歪み直し・錆び落としなどの補修を行なった後、黒色ペイント塗装を施した。再用に耐えない金物は原則として旧規に倣い新調したが、既製品で形状等が同じであるものは、係員の承諾を得て使用した。

一〇、組立

当初の仕様により、軸部・小屋組・屋根・床組・造作の順に組み上げた。

一一、養生

各材の移動・組立の際の取扱いおよび組立後の汚損・破損防止に対する養生は特に留意し、当該箇所には樹脂材・木材等にて適切な養生を施した。



写真 3-6、柱根継状況



写真 3-5、土台矧木状況



写真 3-8、軒桁継木状況



写真 3-7、差し敷居継木状況

屋根工事

一、計画

解体した瓦は、破損のない良品を選別して再利用し、補足分の瓦は寸法・形状が類似の既成瓦を使用し、空葺きにて解体前の状態に葺替えた。鬼瓦等の役物は破損部分の補修を行い、可能な限り再利用した。

二、破損瓦の補修

鬼瓦等の剥離及び欠損部は古瓦を粉碎した粉末とエポキシ系樹脂を混合したもの、または酢酸ビニル系樹脂を充填して繕い、亀裂部は破損箇所にエポキシ系樹脂を注入処理し、必要に応じ銅線を用いて繋ぎ合わせた。

棧瓦・熨斗瓦等で割れているものは、酢酸ビニル系またはエポキシ系樹脂の接着剤にて繋ぎ合わせた。

三、補足瓦

ア、形状

現状の瓦寸法に近い既製品（JIS同等品）とした。

イ、品質等

使用上有害な変形、傷、亀裂、焼成むら、色調の好ましくない不揃いがないものとした。曲げ強度、耐凍害性等いずれもJIS A五二〇八（粘土がわら）同等の性能を有するもので、吸水率は一〇%以下とした。

ロ、完成品の納入

係員の検査を受け合格したものを場内の指定箇所に搬入し、シート被せ等の適切な養生を施して保管した。

四、土居葺

ゴムアス系アスファルトルーフィングで、長手方向の重ね幅は二〇〇mm以上、短手方向の重ね幅は二〇〇mm以上とした。雨水が浸入する恐れのある部分は増し葺きし、部分的にガルバリウム鋼板の捨て板金を新設した。



写真 3-10、瓦勾配検討状況



写真 3-9、土居葺状況



写真 3-12、棧瓦葺状況



写真 3-11、空葺下地状況

五、棧瓦葺

ア、平葺

屋根面の不陸が大きかったので、二回に分けて不陸調整を行った。最初は不陸の大きい範囲の野小舞と垂木間にヒノキの端材（幅一寸×厚一分〜三分）を挟み、一回目の不陸調整を行った。野小舞上にアスファルトルーフィングを敷き込んだ後、垂木筋にヒノキ材（幅一寸五分×厚五分）の流し棧を洋釘止めした。アスファルトルーフィングと流し棧の間にはヒノキの端材（幅一寸五分×厚一分〜一寸）で下駄を履かせ二回目の不陸調整を行った。流し棧上に流し棧と同寸法の瓦棧を流し棧にビス止めし、瓦棧上に棧瓦の働き幅にて流し棧と同寸法の縦棧を流し棧にビス止めた。

軒瓦・棧瓦とも補足瓦は既製品を使用した。古瓦とは葺足・働き幅が合わないため、混ぜて葺くことができず、隅や谷で分けた屋根の面で区分けを行い、古瓦を正面に、補足の既製品瓦をその他に葺いた。上屋南流れと下屋南流れを古瓦で、上屋北流れと下屋東流れ・北流れは既製品瓦で葺いた。

軒先の不陸が大きいため、瓦座を取替え、瓦座の高さ寸法を部分的に調整し、軒瓦・袖瓦を全数瓦棧にビス止めた。棧瓦で古瓦を再用する面は登り一枚毎に、既製品瓦を葺く面は登り一〜二枚毎に瓦棧にビス止めた。

既製品瓦を葺いた面の働き幅は微調整し、修理前の軒瓦枚数と同じとしたが、葺足の微調整が不可能だったので、流れ方向の枚数は修理前と異なった。

イ、棟瓦積

在来の熨斗積み高、形式に倣い、鬼瓦は所定の転投げをとり#一六銅

線二条〜六条撚りで、在来に倣い瓦の破片（礎）に巻き付けたものを熨斗積みみの南蛮漆喰に埋め込んだ。

熨斗積みは在来に倣い各段目違いに積上げ、葺土の替わりに南蛮漆喰を用いて積上げ、各段または一段おきに銅線で緊結した。

板金工事

一、計画

解体した銅板一文字葺き、棟包み銅板、雨押え、軒先水切りを葺替えた。あわせて解体した銅製雨樋を修理し再利用するとともに、塩ビ製雨樋を補足し雨樋の整備を行った。

二、下葺

ゴムアス系アスファルトルーフィングで、長手方向の重ね幅は100mm以上、短手方向の重ね幅は200mm以上とした。

三、銅板一文字葺等

一文字葺きの銅板は厚0.35mmとし、葺足・働き幅とも在来に倣って葺替えた。雨押え・軒先水切りも在来に倣い取替えた。棟包み銅板は一部に当初のものを残し、その他は雨水の浸入を防ぐため形状を維持し整備した。

四、雨樋

既存の銅製雨樋は、穴あき箇所や亀裂箇所をハンダまたはコーキングにて銅板を取付ける修理をしてすべて再利用した。樋受金物は鉄製で銅製雨樋に電食が進行していたため、形状が類似した銅製にすべて取替えた。再利用した銅製雨樋には塩ビ製の内樋と落ち葉除けネットを新設した。

上屋の雨水を排水する雨樋が少ないため、塩ビ製雨樋を補足し、雨水排水の整備を行った。



写真 3-14、大棟銅瓦葺状況



写真 3-13、隅棟銅瓦葺状況



写真 3-16、落ち葉除けネット新設状況



写真 3-15、塩ビ製内樋新設状況

左官工事

一、計画

左官工事は取解きを行った部分に在来の工法に倣って小舞掻き・荒壁塗り・中塗り・上塗りを施した。屋根瓦廻りの面戸漆喰、雨押え熨斗上漆喰および紐漆喰を塗替えた。軒先雀口の当初は黒漆喰、後補の修理で砂漆喰となったが、今回の修理では空葺きとしたため、施工しなかった。

「土庇」・「中庭」・「通り庭」の三和土の整備を行った。

二、調査

解体前に仕上げの異なる部分ごとにトレンチ調査を行い、小舞・塗壁の様・塗厚等の調査を行なった。

三、下地

ア、小舞掻き

在来の小舞竹で虫蝕等のない健全なものは再利用し、補足するものは在来のものに倣った。

イ、材料

原則として三年生以上の秋伐り材とし、必要に応じて防虫処理を施した。

ロ、工法

小舞の掻き方は在来工法をよく調査し、柱間に入れて要所貫に釘止めを行った。在来に倣い縦横に小舞竹を配し、千鳥に縄搦した。

四、荒壁

ア、材料

荒壁土 夾雑物のない良質砂混じり粘土

中塗り 荒壁土で五mm篩を通過する程度のも

スサ 荒壁用藁スサは打叩き藁を三〇九cmに切断したもの、中塗り用

はもみスサ、砂漆喰は下塗り・中塗り、マニラスサ、上塗り用は晒スサ、浜スサ

砂 洗 川砂（下塗り）斑直しは1〜3mm、中塗りは1〜2mm）

イ、工 法

補足土は夾雑物のない良質粘土を用い、再用土と混ぜ合わせて水練りし、土1㎡あたりに対しスサ25kgの調合とした。最初に1㎡あたりの土に対し藁スサ10kgを混入し、水張りして二ヶ月以上ねかせた。ねかせた土は約一〇日毎に切り返しを行い、その都度七〜八kgのスサを混入して切り込み、使用直前にさらに藁スサを加え練り返しを行った。

荒壁は十分小舞に押し付け塗上げ、貫及び半柱箇所等は切藁伏せを施した。また裏撫では表面が生乾きのうちに行った。

五、斑直し・中塗

ア、材 料

荒壁土 夾雑物のない良質砂混じり粘土

中塗り 荒壁土で5mm篩を通過する程度のももの

ス サ 荒壁用藁スサは打叩き藁を三〜九cmに切断したもの、中塗用は

もみスサ、砂漆喰は下塗り・中塗り、マニラスサ、上塗り用は

晒スサ、浜スサ

砂 洗 川砂（下塗り）斑直しは1〜3mm、中塗りは1〜2mm）

下げ苧 麻製、長さ二四cm位

イ、工 法

斑直し

荒壁が乾燥した後、荒壁を水湿のうえ荒壁と同じ土を用いて壁面全般に大斑の無いように円滑にしつつ壁厚を揃えて水浸塗りした。小斑直しは荒壁土に中塗り土を同量以上混ぜ、定規摺りのうえ木浸塗りを施した。



写真 3-18、荒壁土塗状況



写真 3-17、小舞掻き状況



写真 3-20、半田上塗状況



写真 3-19、中塗状況

中塗

荒壁土を五mm篩で漉した土と一・五mm篩漉しの川砂を同量とし、一㎡あたり揉ササ七〜八kgを調合し、水練りした土を用いて散廻りをした後、同土で中塗りを施した。

六、上塗

半田塗

ア、材料

漆喰 既製品漆喰

砂 洗川砂（下塗り〜斑直しは一〜三mm、中塗りは一〜二mm）

中塗土

スサ 南京スサ

イ、工法

漆喰と中塗り土を一對一の割合で混ぜ、スサを適量練り混ぜ調合した。乾燥した中塗り面に水刷毛したうえに下付を塗付け、目潰しをし、上付けは下付けの水引加減を見計らって行い押え付けた。

土壁上塗

ア、材料

上塗土 聚楽土、微塵砂、色粉

スサ 微塵スサ

のり 銀杏草

イ、工法

壁土一㎡あたり、一・五mm篩で漉した川砂〇・七五㎡を加え、微塵スサ一〇kgを調合し、土一㎡あたりにスサ二五kg程度の調合とした。

土拵えは最初に一㎡あたりのノリ漉し液を加えて、水練りした土を用いて表面を丁寧ニコテで押えた。

七、美装

土間廻りの土壁に、既存壁の保護・美装として既製品の漆喰塗りを行った。

八、カマド修理

既存カマド（レンガ積み、上端タイル張り）の破損部分をモルタルおよび中塗り土で補修し、タイルが割れて欠失している部分は、モルタル補修後に周囲のタイル色に合わせた合成樹脂エマルジョンペイント塗装を施した。

焚口の鉄扉で開閉に支障がある部分は軸棒を取替え、鉄扉全体の錆落しをした後、植物性油でコーティングした。

九、面戸漆喰・雨押え漆喰・紐漆喰

ア、材料

砂 川砂

石灰 塩焼消石灰

のり 銀杏草

スサ 砂漆喰用 マニラスサ

イ、工法

砂〇・〇一㎡、石灰二kg、マニラー〇〇g、のり一・〇kgでの調合とニコテ押えした。紐漆喰の形状は取解いたサンプルに倣い行った。

一〇、土間三和土

「中庭」・「通り庭」は既存の三和土が残っていたが、表面の劣化が大きいため、既存三和土の保護として、既存三和土上に三和土を新設した。

三和土は赤土に砕石を混ぜたものに石灰を調合混練し、敷き均して十分叩きしめた。混練の際、ニガリ（塩化マグネシウム）を溶解した液と、少量のセメントを加えた。特に据石際は十分に叩き締めた。三和土の厚さは三cm〜五cm程度とした。

一、叩き風舗装

「土庇」の土間コンクリートを撤去し、四国化成建材株式会社の「マサドミックス」で修景整備した。厚さ一〇cmの砕石地業の上にマサドミックスを四cmの厚さで水締めした。施工詳細は「マサドミックス施工要領書」に倣った。

建具工事

一、計画

破損建具は繕いおよび建付調整を行ない、欠失建具は復原・新調を行なった。なお一部の建具は活用の便を図って整備した。

二、材料

建具工事に使用する主材料は下記を標準とした。

木材 框・棧等 ヒノキ(内地産) 赤身無節

組子 スギ(内地産) 赤身無節

板類 スギ(内地産) 赤身勝上小(板目挽材)

紙類 襖上貼り 掛川産葛布・新鳥の子紙

障子紙 強化障子紙

三、修理建具

破損箇所繕いは在来と同材種とし、周囲の木部と調和するよう古色処理を施した。

四、新調建具

類似の建具に倣って新調し、見え掛りの素木部には古色処理を施した。

五、金物

建具金物で不備なものは補修整し、欠失しているものは類似金物に倣い新調した。再用可能な金物は錆落し・錆止塗装を施した。



写真 3-21、雨戸建付調整完了



写真 3-22、障子建付調整状況

内装工事

一、管理室

ア、計画

現状の「応接室」一部・「便所前室」・「便所」に、活用のため「管理室」を整備した。

イ、材料

壁 プラスターボード厚一二五mmの上クロス貼り

天井 プラスターボード厚九・五mm上クロス貼り

断熱材 グラスウール厚五〇mm

廻縁・巾木 木製

床 ヒノキ縁甲板(既製品)厚一五mm

断熱材 ポリスチレンフォーム厚五〇mm

天井点検口 アルミ製

二、便所

ア、計画

「物置」・「洗面所」に、活用のため便所を整備した。

イ、材料

床 一五〇角タイル

巾木 一五〇×七五タイル

壁 プラスターボード厚一・二五mmの上樹脂パネル張り

天井 化粧石膏ボード厚九・五mm

天井点検口 アルミ製

間仕切りブース 樹脂製厚四〇mm

建具 樹脂製厚四〇mm

三、畳

既存畳で良好なものは再利用し、既存畳で床付コンセントを取付けるものは欠込み加工を行った。新設畳の床は化学床ミラホーム同等品、畳表は国産七島表、縁なしとし、すべて新調した。

雑工事

一、床下防虫網

設計図書に示す位置に、ステンレス製の防虫網を設置した。床下で見えない部分はステン色で、見える部分は黒色焼付塗装を施した。

二、土壌防蟻処理

床下部分の土壌防蟻処理を行った。薬剤は人畜無害の有機リン酸系薬剤で日本しろあり対策協会または文化財虫害研究所の認定品とし、散布は一㎡あたり液剤で四〜五ℓとし、床下および基礎廻りに散布した。



写真 3-24、便所間仕切りブース新設



写真 3-23、管理室クロス張り新設



写真 3-26、畳敷き込み状況

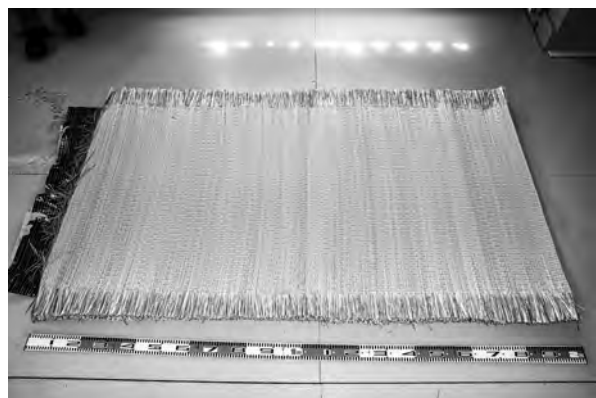


写真 3-25、七島表

三、樹木伐採

主屋周囲の支障樹木伐採・枝払いを行った。

電気設備工事

建物解体に先立ち、既存の照明器具・配線器具・分岐配線等各設備の停止・取外しを行った。電灯コンセント設備・通信網設備はすべて取替え、誘導標識・自動火災報知設備・消火器設置・非常照明設備の新設を行った。引込電柱から建物への配線は、ハンドホールを新設して施工した。

機械設備工事

建物解体に先立ち、既存の機械設備・給排水衛生設備の停止・撤去を行った。活用に向けて「給湯室」にミニキッチンの新設および「便所」の整備とそれに伴う給排水管の新設を行った。

体験会

掛川市は山崎家四代万右衛門の号である「以善堂」の精神を継承し、工事期間中も人材育成の場として様々な体験会を模索・検討している。その一環として、主屋の工事中に瓦へのメッセージ書きと土間三和土の体験会を行った。

一、瓦メッセージ書き

近隣小学校と連携して、補足した既製品の棧瓦背面に将来の自分へ向けてのメッセージを書くイベントを行った。また市民の家族向けに参加者を募集し、現場でのメッセージ書きも行った。

二、三和土体験

申込制で、主屋「中庭」土間の三和土の実験体験を行った。



写真 3-28、給湯室流し台新設



写真 3-27、自動火災報知設備設置状況



写真 3-30、三和土体験会状況



写真 3-29、瓦メッセージ

第六節 工事費

種別	工事内容	令和元年度	令和2年度～ 令和3年度	令和3年度～ 令和4年度	令和4年度～ 令和5年度	合計
工事費		13,499,200	48,523,200	86,319,200	93,698,000	242,039,600
直接工事費		8,153,785	31,741,024	56,583,820	62,343,388	158,822,018
直接仮設工事	素屋根 軒足場 内部足場 各部養生等	883,393	12,453,818	7,144,038	8,085,983	28,567,231
解体工事	屋根全解体 その他部分解体 発生材処分等	6,359,295	7,794,370	2,612,067	1,104,626	17,870,358
基礎工事	礎石・東石 土間修理 土間整備等		189,289	299,564	1,369,482	1,858,335
木工事	大工 普通作業員 補足木材 釘金物等	577,376	11,122,960	10,163,464	14,982,756	36,846,556
屋根工事	屋根下地調整 補足瓦 棧瓦葺 棟積			21,397,859	458,896	21,856,754
板金工事	銅板葺 雨樋 部分整備等			2,767,310	2,039,374	4,806,684
左官工事	小舞掻き 下塗り 中塗り 上塗り等			3,677,763	4,727,288	8,405,051
内装工事	事務室整備 便所整備 畳・障壁等			1,186,988	2,771,423	3,958,411
建具工事	修理 新調 整備				13,679,037	13,679,037
雑工事	土壌防蟻処理 木部防蟻処理等	333,722	180,587	815,713	3,185,925	4,515,947
電気設備工事	電灯設備 場内情報通信網設備 場内交換設備 自火報設備			5,714,069	8,358,171	14,072,240
機械設備工事	空気調査設備 給排水設備 撤去工事			804,986	1,580,427	2,385,414
共通費		4,118,215	12,370,976	21,888,180	22,836,612	61,213,982
共通仮設費		416,515	1,453,682	2,508,323	2,818,412	7,196,931
現場管理費		1,986,953	5,450,075	10,038,713	9,929,467	27,405,208
一般管理費		1,714,747	5,467,219	9,341,144	10,088,733	26,611,843
工事価格		12,272,000	44,112,000	78,472,000	85,180,000	220,036,000
消費税	10%	1,227,200	4,411,200	7,847,200	8,518,000	22,003,600

単位：円

図 3-2、工事費

第四章 資料

第一節 史料

第二項 西町から移転の経緯



1、メモ書き



2、原文

図 4-1、西町から移転の経緯（原文） 掛川市蔵

第二項 肖像画



2、7代徳治郎・妻こう



1、6代万右衛門・妻せい



3、8代千三郎・妻しん



4、9代淳一郎・妹要



図 4-2、肖像画 掛川市蔵



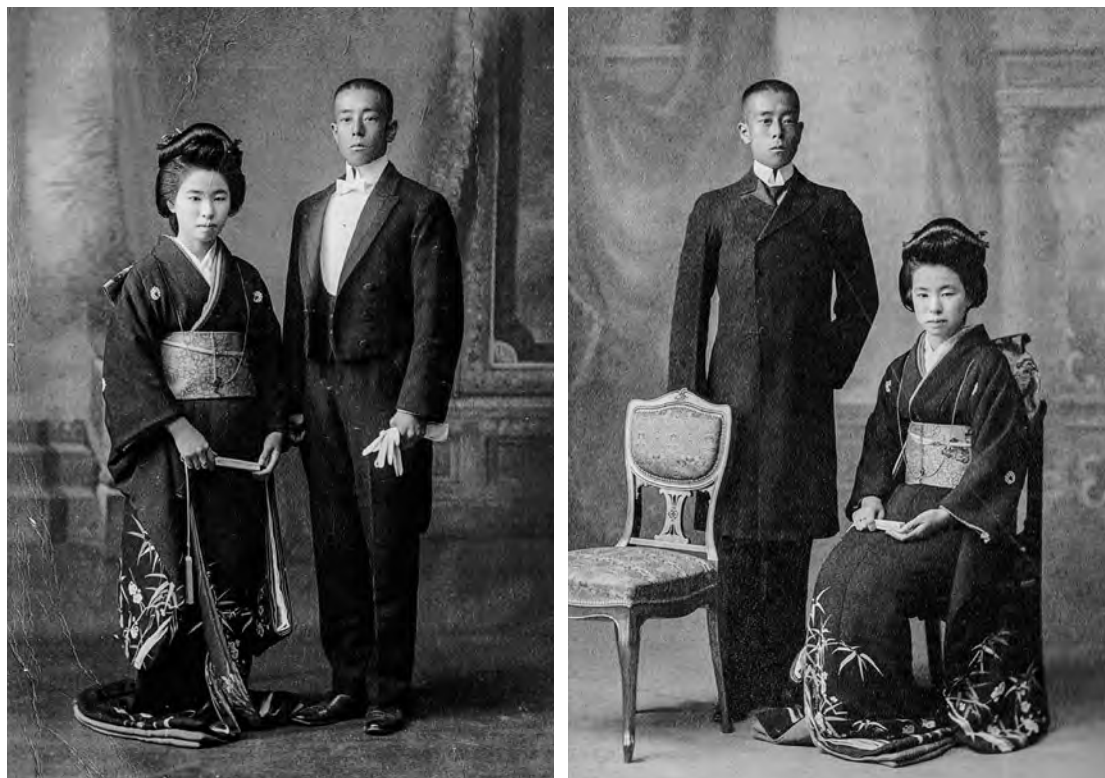


図 4-3、9代淳一郎と妻浪江 年号なし 掛川市蔵
大正元年（1912）の9代淳一郎と赤松浪江の結婚時の写真と推測



図 4-4、主庭（主屋南西側） 大正5年（1916） 掛川市蔵
左が9代淳一郎の妻浪江、右が8代千三郎の妻しんと推測



図 4-5、長屋門 1、南東からみる 大正 7 年（1918） 掛川市蔵

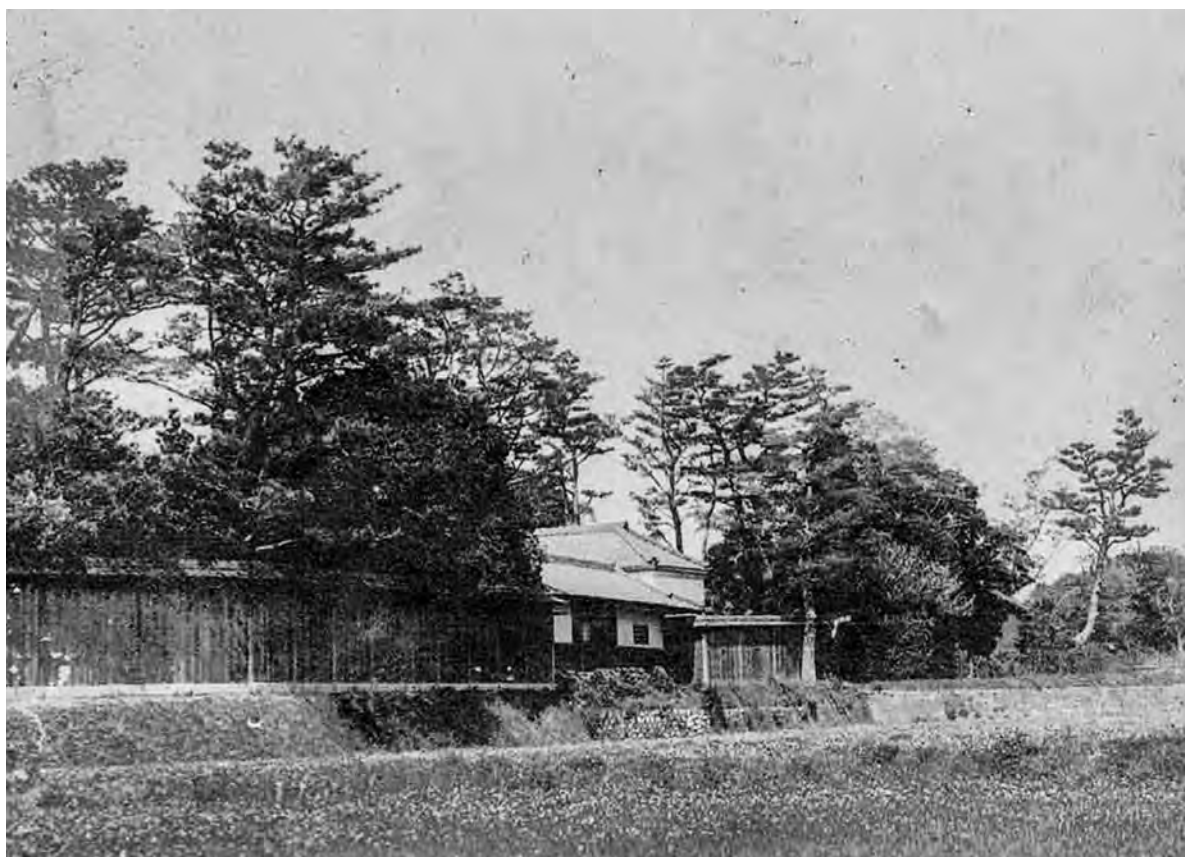


図 4-5、長屋門 2、南西からみる 大正 7 年（1918） 掛川市蔵

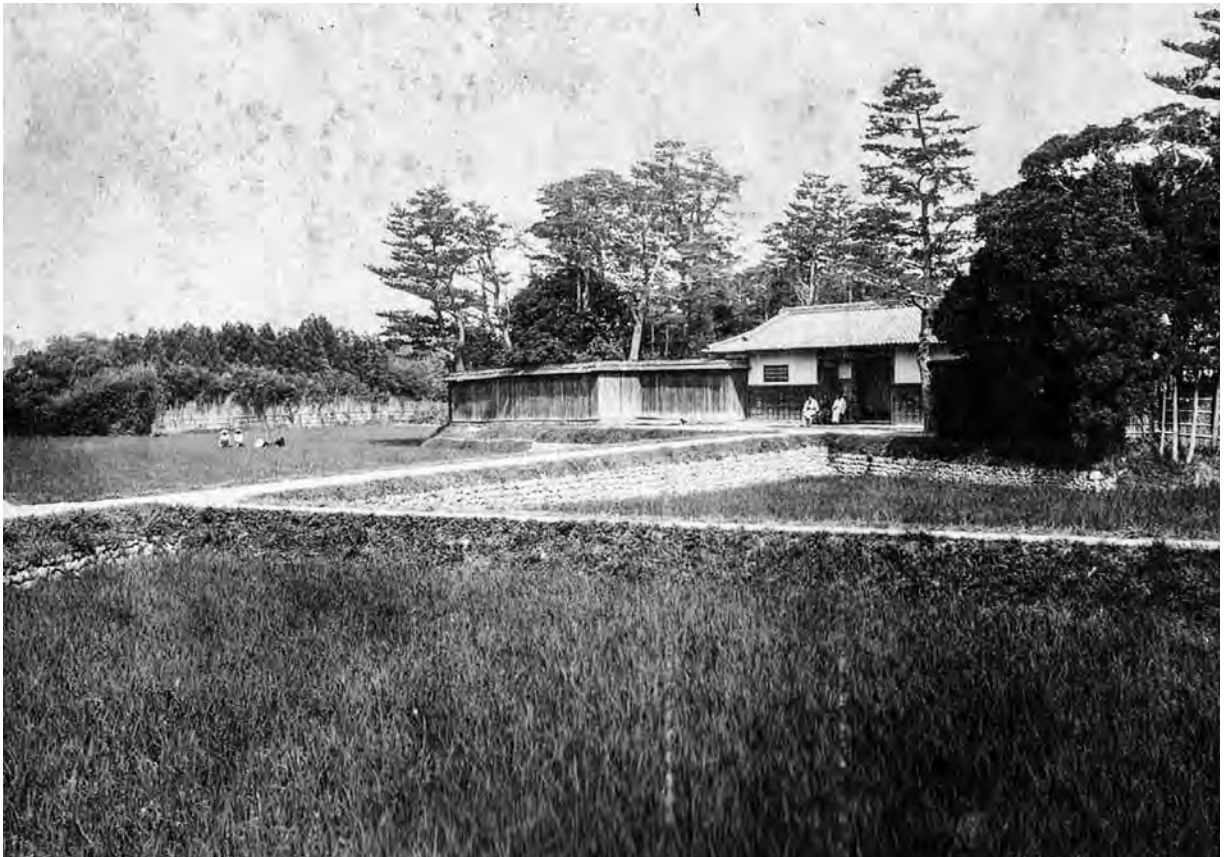


図 4-5、長屋門 3、南東からみる 年号なし 掛川市蔵



図 4-6、奥座敷での写真 年号なし 掛川市蔵
左が9代淳一郎、右が淳一郎の弟壯四郎（8代千三郎四男）と推測



図 4-7、風呂便所棟西側での写真 年号なし 掛川市蔵
 左が 8 代千三郎の妻しん、右が 10 代健太郎と推測
 写真左側に風呂便所棟西面が写る



図 4-8、米蔵西側での写真 大正 7 年 (1918) 掛川市蔵
 中央の子供が 10 代健太郎と推測
 背面に米蔵西面が写る



図 4-9、西蔵東側での写真 年号なし 掛川市蔵
騎乗しているのが9代淳一郎弟の才助（8代千三郎二男）と推測
背面に西蔵東面と露地門が写る



図 4-10、中門東側での写真 年号なし 掛川市蔵
10代健太郎と推測
背面に中門東面が写る